

案

大綱白里市第6次総合計画

後期基本計画

序 章 後期基本計画のあらまし	1
第1章 まちづくり分野計画編	14
第2章 まちづくり推進編	110

序 章 後期基本計画のあらまし

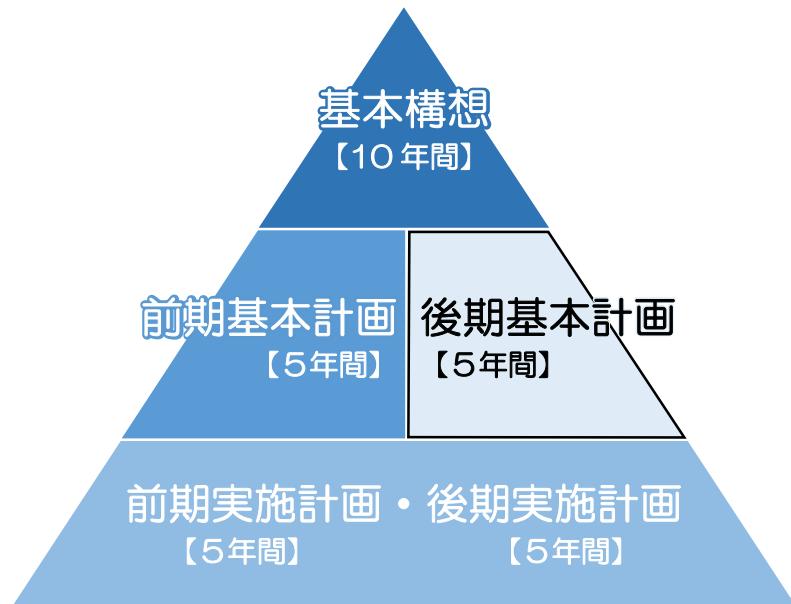
1. 計画の趣旨と期間

大網白里市第6次総合計画「後期基本計画」は、めざすべき将来目標とそれに向かう施策の方向を定めた令和12（2030）年度を目標年度とする「基本構想」の実現に向け、令和8（2021）年度から令和12（2030）年度までの後期5か年で推進すべき施策を体系的に定めたものです。

基本計画では、「行政が主体となって進めるべきもの」、「市民の活動や民間活力で進めるべきもの」、「協働で進めるべきもの」、「国・県等への要望事項」などを加えた内容としています。

なお、基本計画で示した基本的な施策の具体化を図るために、毎年度の予算編成及び事業実施の指針となる「後期実施計画」を作成し、今後の法改正、制度改革や財政状況、各事業の進捗状況や実施成果などを踏まえ、柔軟に対応していきます。

また、計画・事業実施・評価・改善というPDCAの循環を基本にする行政評価の実効性を高めながら、ローリング方式で年度ごとの見直しを加え、実施事業の最適化を図ります。



2. まちづくりの主要課題

後期基本計画の策定にあたり、本市の各種アンケート調査、まちづくり各種団体等意向調査、総合計画審議会の検討結果などを踏まえ、本市の課題を分野ごとに以下のように整理しました。

【まちづくり分野計画編】

1 保健・福祉における課題

- 本市には市立国保大網病院をはじめとした医療機関がありますが、市民アンケートの結果では、市民の「医療体制」に対する満足度は低い結果となっています。高齢化の進行に伴って医療・福祉に対する需要が高まっているほか、少子化対策として、安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりが必要となっており、医療体制の改善・充実は喫緊の課題となっています。
- 本市の令和5年における合計特殊出生率は1.03と少子化が進行していますが、共働き世帯の増加や家族構成の変化などに伴い、保育に関するニーズは高まっています。夫婦の子育ての希望を実現するために、子育てと仕事が両立できる環境づくりや、幅広い子育て支援が必要となっています。
- 区・自治会や、社会福祉協議会など様々な地域福祉関係団体が地域福祉の活動を担っていますが、担い手不足が深刻化しており、本来の活動内容を行うことが困難になってきています。
- 本市の人口構成は、人口急増期にできたピークである65～74歳の人口が多くなっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、健康づくりの推進により「健康寿命」の延伸を図るほか、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の充実が求められています。
- 多様な世代、障がい者にとって暮らしやすいバリアフリー社会を実現するために、地域で支え合い助け合いのある環境づくりを促進する必要があります。

2 教育・文化における課題

- 人口減少・少子化の進行により、児童数・生徒数の減少が深刻化しており、今後どのように教育の質を確保していくかが課題となっています。市民アンケートでは、若い世代を呼び込むためには「学校教育環境の充実」が必要だという意見が多く、市立小・中学校の再編を含め、今後の学校教育のあり方について、さらに検討を進めていく必要があります。
- 学校教育については、確かな学力の定着を図り、豊かな心と健やかな体を育てることが重要です。また、時代の変化に応じたグローバル教育やプログラミング教育、一人一台端末等のICTを活用した教育の充実が求められています。子どもたちが人としてのあり方を自覚し、人と支え合う人生を生きるために、その基盤となる市への愛着を育むとともに、家庭・地域・学校で連携し、市の将来を担う子どもたちの道徳性を養う取り組みが必要です。
- 生涯学習については、市民一人ひとりが自己の能力開発や健康づくりのため、生きがいを持って自由に学習機会を選択できる環境づくりを進める必要があります。

- 本市には有形・無形の民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物など様々な文化財がありますが、その中でも地域で大切に守り継がれている踊りや獅子舞などの無形民俗文化財では地域の担い手不足による保存継承が危惧されています。大網白里の誇りとして魅力を内外に発信するとともに、保存のための継続的な取り組みが必要となっています。

3 都市基盤の整備における課題

- 市民アンケートの結果では、「道路整備」、「公共交通」、「駅周辺整備」、「市街地整備」、「下水道・排水対策」の施策は、重要度が高い一方で満足度が非常に低い状況となっており、『都市基盤の整備』に関する改善対応は本市の重要課題のひとつです。
- 高度経済成長期に整備された道路や橋梁の多くが更新時期を迎えるなか、道路の改良や、段差の解消、通学路の交通安全対策など、安心・安全な道路の整備が求められています。
- 人口減少や少子高齢化の進行による利用者の減少に加え、燃料費の高騰や働き方改革による運転手不足などにより、公共交通の維持が困難になっています。本市における移動手法は、自動車交通の比率が高く、学生や高齢者などの移動手段を確保するため、持続可能な公共交通網の形成が求められています。
- 大網駅周辺については、駅利用者の利便性の向上やにぎわいの創出など、本市の玄関口にふさわしい駅前整備を進めることができます。今後、「大網駅南地区まちづくり構想」の実現に向けた検討を進める必要があります。
- 首都圏中央連絡自動車道（以下、圏央道）大網白里スマートインターチェンジ（以下、大網白里 SIC）や国道 128 号の4車線化など広域交通網の充実が進むなか、今後さらなる活力とにぎわいのあるまちづくりを進めるには土地利用の誘導が必要となります。市域約 90% が市街化調整区域に指定されているため、都市的ポテンシャルの高い区域へ適切に土地利用を誘導する都市計画制度の運用が求められています。
- 生活の基盤となるインフラについては、老朽化の進行により集中的に更新時期を迎えることから、計画的に更新を進める必要があります。また、市街化の進展や集中豪雨の増加などに伴う浸水被害が課題となっており、雨水・排水対策の充実が求められています。

4 自然環境との共生における課題

- 地球温暖化対策のため、世界全体で「脱炭素社会」への取り組みが重要となっており、わが国においてもエネルギーの安定供給確保・経済成長・脱炭素社会の同時実現をめざすグリーン・トランスフォーメーション（以下、GX）の取り組みが推進されています。地域の実情に応じた取り組みを市民とともに考え、産学官民が一体となって環境と調和したまちづくりをめざす必要があります。

- 「循環型社会」の形成を進めるため、3R=リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の取り組みに加えて、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の観点が必要となっています。市民、事業者、行政が一体となって、限りある資源を大切に使い、環境負荷に配慮した活動を進めていくことが重要です。
- 市民アンケートの結果では、本市の誇りや愛着を感じるものとして「豊かな自然」とする声が最も多く、この豊かな自然を守り育て、次世代に継承していくことが重要です。一方、伐採や埋め立てを伴う開発、地球温暖化の進行など、様々な要因によって自然環境や生物多様性が失われつつあり、かつて人の手が入ることにより生態系が保たれていた里山や農地においては、農林業の縮小や所有者の高齢化による管理不全で荒廃が進み、獣害の増加等が懸念されています。

5 安全・安心の確保における課題

- いつ起こるか分からない地震・津波、近年多発化・激甚化している風水害と共に伴う大規模な停電や断水など、市民のいのちと財産を守るためにには、防災体制の一層の強化が必要です。また、自分と家族で防災に取り組む「自助」や地域の住民で助け合う「共助」による行動につなげるためには、情報の的確かつ迅速な提供や、地域における防災人材の育成などが求められています。
- 地域防災の要である消防団は、少子高齢化の進展や、若年層の価値観の変化など様々な要因で団員が不足・高齢化しており、火災・災害発生時の初動活動に支障をきたしています。地域防災力の維持・向上のため、団員の確保対策や活動しやすい環境づくりが必要です。
また、防犯パトロールや子ども見守り活動などを行う団体においても、高齢化や後継者不足が深刻となっており、地域における防犯活動をどのように継続していくかが課題となっています。
- 交通安全・防犯対策は、啓発活動や運転免許証の自主返納の推進のほか、交通事故多発地点などの危険箇所への道路反射鏡設置や通学路等への防犯灯設置などの環境整備を引き続き進めていく必要があります。

6 産業・観光の振興における課題

- 基幹産業である農業は、高齢化による担い手不足や遊休農地の拡大が大きな課題となっており、新規就農者の確保に合わせて、農業後継者の育成に力を注ぐ必要があります。
- 本市は、九十九里浜をはじめとする豊かな自然環境と首都圏に位置する立地優位性に恵まれているものの、近隣市町と比較すると観光客数は少なく、観光産業の強化が課題となっています。特産品や観光スポットなど新たな観光資源を開発・整備し、本市の魅力を発信していく必要があります。
- 大網駅周辺・国道128号沿道については、商業・業務施設の立地誘導を図るなど、多様化する消費者ニーズに対応した魅力的な商業業務機能を形成することが求められています。一方で、増穂地区・白里地区では、人口減少・少子高齢化の進行によって需要密度が低下しており、小売業などが少なく商業施設の充実を求める声が多くなっています。

- 本市は住宅街として良好な環境である反面、企業の立地が少なく、市民アンケートの結果でも「企業誘致」「雇用・就労環境」の満足度は非常に低い結果となっています。圏央道大網白里SIC周辺のまちづくりや遊休市有地の利活用を進め、地域の実情に即した企業誘致を展開する必要があります。
- 人口減少・少子高齢化社会の中、本市が将来にわたり地域の活力や経済力を維持・増進し、持続的に発展するためには、若い世代を中心とした移住・定住施策の推進に加えて、地域と多様に関わり合う「関係人口」の創出・拡大に向けた取り組みが重要です。効果的なシティプロモーションを展開することで市内外に本市の魅力を発信し、多くの人に「選ばれる都市」として存在感を發揮する必要があります。

【まちづくり推進編】

1 協働のまちづくり推進における課題

- 地域が抱える様々な課題を解決するためには、市民・企業・行政が協力関係を築き、それぞれが持つ強みや、多様な知識・経験を活かして取り組むことが重要です。
- 本市では、人口減少・少子高齢化の進行に加え、ライフスタイルや価値観の変化などにより、自治会などの地域コミュニティ活動に参加する市民が減少傾向にあり、地域の活力が失われつつあります。コミュニティの希薄化が進むことで、防災や防犯、清掃や見守りなど、様々な地域課題が生じており、地域の若年層や、市外から本市との関わり合いを持つ関係人口など、地域コミュニティの新たな担い手を創出し、次世代につなげるまちづくりの仕組みを構築することが必要です。
- 協働によるまちづくりを実現するためには、市民と行政が相互に理解を深めながら、市民が様々な形でまちづくりに参加できるような環境づくりを進めていく必要があります。さらには、地域や市民一人ひとりが自助・共助を考え、実践することにより、課題解決の可能性を拓げられる環境づくりを進めていく必要があります。

2 行財政運営における課題

- 長期的な人口規模と構造を見据えた現実的なまちづくりとして、コンパクトシティの取り組みや、公共施設の総量縮小をはじめとする適正配置など、限られた資源を有効活用することが重要です。また、官民連携や地域間連携など、地域内外のリソースを最大限に活用し、民間の活力、創意工夫を積極的にまちづくりに取り入れるほか、施策間の連携を強化し、分野を横断して、持続可能な行政運営に取り組む必要があります。
- 近年めざましく発達するデジタル技術は、人口減少や少子高齢化の問題が深刻化する地方において地域課題の解決に大きく寄与する可能性を有しており、本市においても、デジタル・トランスフォーメーション（以下：DX）を推進し、市民サービスの向上、行政運営の効率化を図る必要があります。
- 人口減少・少子高齢化の進行による収税の減少、社会保障費のさらなる増加に加え、公共施設・インフラの老朽化対策に係る経費が増加しており、依然として市の財政運営は厳しい状況が見込まれます。自主財源の確保や経費削減に向けた様々な取り組みにより、基金残高は回復傾向にあるものの、経常収支比率は依然として高い水準で財政構造が硬直化しており、持続可能な行財政運営に向けた取り組みは喫緊の課題です。「市行政の経営」という観点から、これまでの財政運営の抜本的な見直しを図りながら、地域社会の自立的な展開を醸成するとともに、真に必要とされるところに行政資源を用いる体制を構築する必要があります。

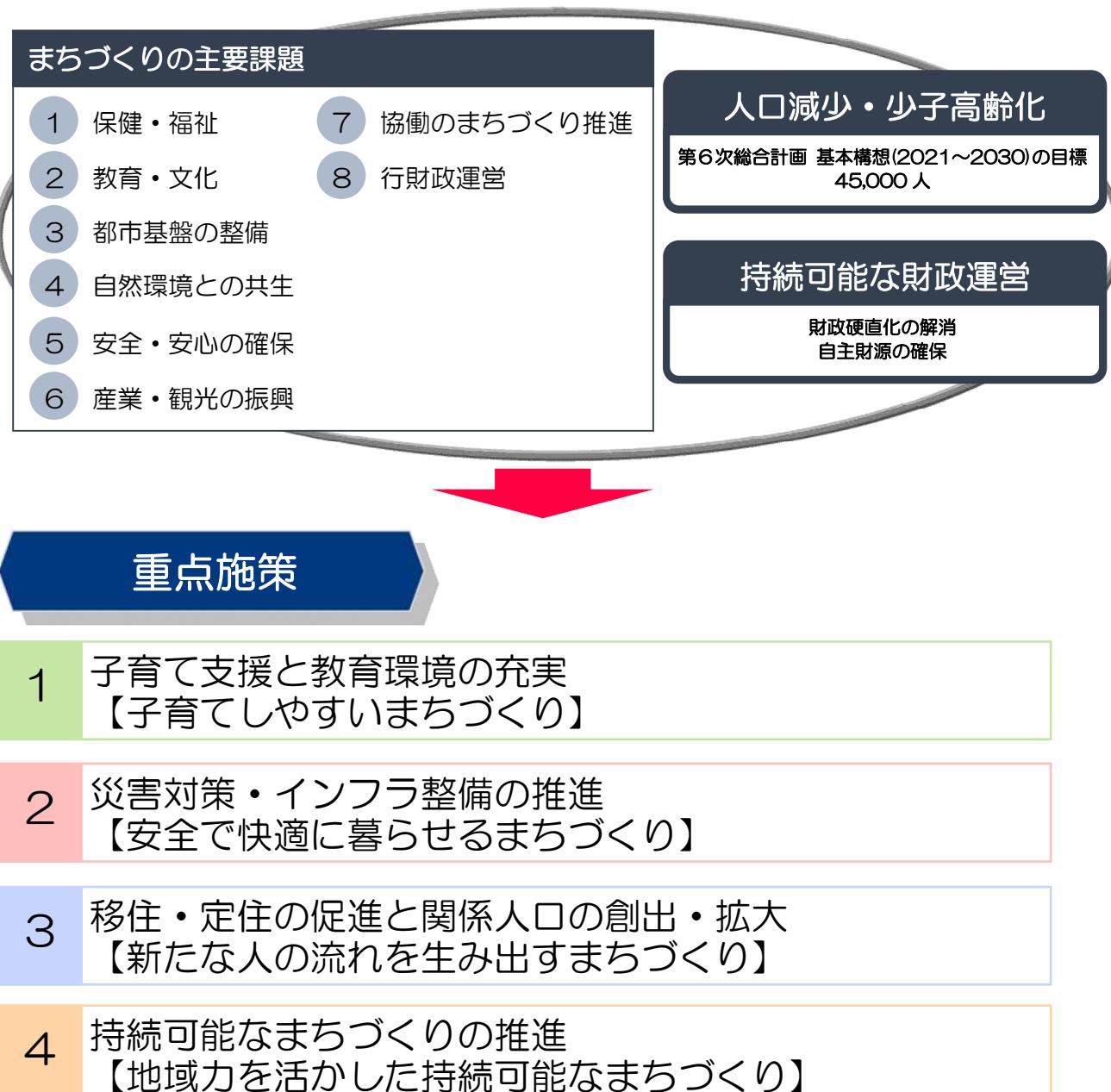
3. 重点施策

各分野における課題は、人口減少・少子高齢化という共通の問題を有しており、分野を横断して取り組んでいく必要があるほか、厳しい地方財政の状況下では、限られた資源で効果的に施策を展開することが求められます。

そこで、第6次総合計画 後期基本計画では、基本計画の中で特に重点的・分野横断的に取り組む「重点施策」を設定します。

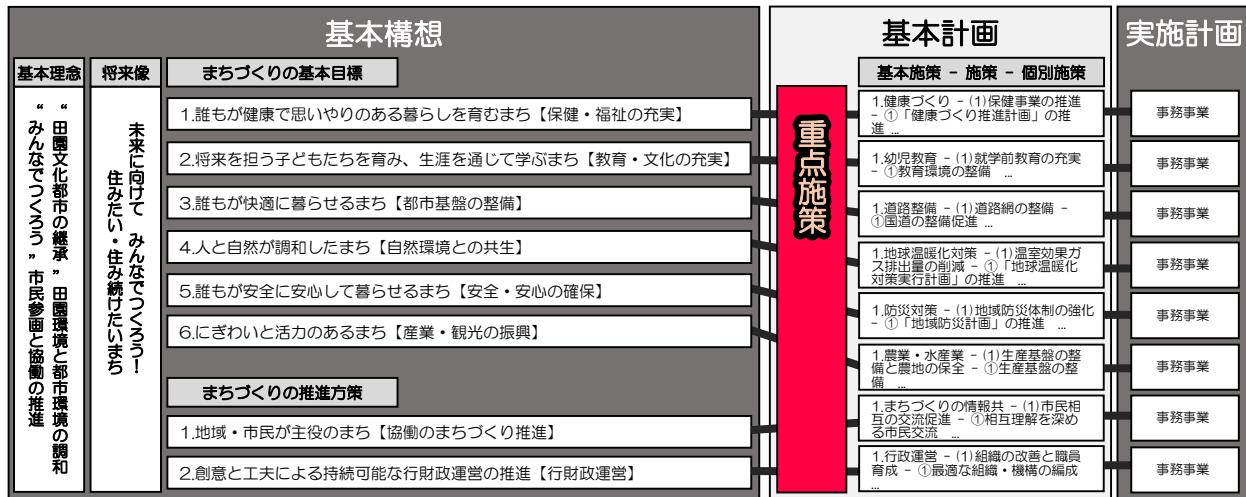
(1) 重点施策の4つの柱

まちづくりの主要課題や、人口減少・少子高齢化や市財政に関する対策として効果が高いと考えられる施策を中心に、本市が今後重点的に取り組むべき4つのテーマを『重点施策』として設定しました。



(2) 重点施策の位置付け

重点施策は後期基本計画の最上位に位置付け、基本構想を実現するために特に重点的に取り組む必要のある施策を示します。



(3) 重点施策の内容

重点施策の具体的な取り組み内容は、基本計画の施策のうち、上記の4項目に関連する以下の施策とし、分野横断的かつ重点的に取り組みます。

なお、施策の詳細については、後期基本計画の各章で記します。

○重点施策の内容

重点施策1. 子育て支援と教育環境の充実 【子育てしやすいまちづくり】 施策名（章-節-基本施策）	重点施策2. 災害対策・インフラ整備の推進 【安全で快適に暮らせるまちづくり】 施策名（章-節-基本施策）
① 保健事業の推進 (1-1-1 健康づくり) ② 地域医療の充実 (1-1-2 医療体制) ③ 保育サービスの充実 (1-1-4 児童福祉・子育て支援) ④ 子育て家庭の支援 (1-1-4 児童福祉・子育て支援) ⑤ 就学前教育の充実 (1-2-1 幼児教育) ⑥ 教育内容の充実 (1-2-2 学校教育) ⑦ 教育環境の充実 (1-2-2 学校教育)	① 道路網の整備 (1-3-1 道路整備) ② 新たな交通手段の確保 (1-3-2 公共交通) ③ 駅周辺の整備 (1-3-3 駅周辺整備) ④ 安全な市街地と住環境の整備 (1-3-4 市街地形成) ⑤ 雨水排水対策の推進 (1-3-5 下水道・排水対策) ⑥ 地域防災体制の強化 (1-5-1 防災体制) ⑦ 防災・減災対策の推進 (1-5-1 防災体制)
重点施策3. 移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大 【新たなひとの流れを生み出すまちづくり】 施策名（章-節-基本施策）	重点施策4. 持続可能なまちづくりの推進 【地域力を活かした持続可能なまちづくり】 施策名（章-節-基本施策）
① 都市の土地利用の整備・開発・保全 (1-3-4 市街地形成) ② 空き家対策の推進 (1-4-4 生活環境の保全) ③ 農業経営体の育成 (1-6-1 農業・水産業) ④ 地域企業の育成 (1-6-2 商工業) ⑤ 資源・基盤の整備 (1-6-3 観光) ⑥ 移住・定住の促進 (1-6-4 移住・定住) ⑦ 企業・事務所の立地促進 (1-6-5 企業誘致・就労環境)	① 健康づくりの推進 (1-1-5 高齢者福祉) ② 再生可能エネルギーの利用 (1-4-1 地球温暖化対策) ③ 市民活動の活性化 (2-1-3 市民参画と協働) ④ 協働のまちづくり (2-2-1 行政運営) ⑤ 自治体DX (2-2-1 行政運営) ⑥ 財政基盤の強化 (2-2-2 財政運営) ⑦ 公営企業の経営改善 (2-2-2 財政運営)

4. 第6次総合計画におけるSDGsの考え方

1 SDGsとは

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて令和12(2030)年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標（ゴール）及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

国においては、平成28(2016)年に内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置し、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を決定しました。この中で、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康・長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」など8つの優先課題を掲げ、SDGsの達成に向けて国内外の取り組みを推進するとともに、地方自治体や経済界など多様な主体と連携を図ることとしています。

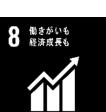
2 第6次総合計画におけるSDGsについて

第6次総合計画の各施策分野にSDGsのめざす17のゴールを関連づけることで、市が取り組む施策がSDGsの達成に向けた取り組みであることを明示し、総合計画や地方創生の推進と合わせてSDGsを一体的に取り組みます。

基本計画の推進にあたっては、SDGsの理念や目標を踏まえ、「誰一人として取り残さない」持続可能な地域社会の実現に向けて、普遍的な価値としての人権の尊重とジェンダー平等の実現を分野横断的な視点として確保するとともに、経済・社会・環境の3分野すべてにおける関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、多様な主体との連携・協働による総合的解決の視点を持って取り組みを推進します。

【SDGs17の目標】

目標 (ゴール)	目標(ゴール)の説明
 1 貧困をなくそう	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
 2 飢餓をゼロに	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 3 すべての人に健康と福祉を	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

目標 (ゴール)	目標(ゴール)の説明
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>
 <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
 <p>10 人々の不平等 をなくそう</p>	<p>10. 人々の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>16 平和と公正を すべての人々に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

5. 計画の構成

後期基本計画は、「第1章 まちづくり分野計画編」と「第2章 まちづくり推進編」で構成し、各章は、基本構想で定めた6つの基本目標と2つの推進方策に相應します。また、各章は、「基本施策」：1.～の項目、「施策」：施策(1)～の項目、「個別施策」：①～の項目、そして、個別施策内の●～の施策内容で構成しています。

基本構想		基本計画	
まちづくりの 基本目標と推進方策	基本目標	基本目標	第1章 まちづくり分野計画編 第1節～第6節
		基本施策	各章の1.～
		施 策	基本施策内の施策(1)～
		個別施策	施策内の①～
		施策内容	個別施策内の●～
	推進方策	推進方策	第2章 まちづくり推進編 第1節～第2節
		基本施策	各章の1.～
		施 策	基本施策内の施策(1)～
		個別施策	施策内の①～
		施策内容	個別施策内の●～

6. 計画における施策表現

計画において、施策を表現している文章（◇施策の展開）の語尾表現では、次の考え方を基本にして表記しています。

- ～推進します。～進めます。～図ります。
⇒市行政が主体になって実施、取り組んでいくもの
- ～促進します。～支援します。
⇒具体的な実施主体は、市民や事業者となるが、実現に向けて市行政が支援し、呼びかけ、働きかけていくもの
- ～要請します。～要望します。～働きかけます。
⇒具体的な実施主体は、国や県などとなるが、実現に向けて市行政が働きかけていくもの
- ～努めます。
⇒実施には時間がかかるが、市行政が主体となって実現に向けて継続的に取り組んでいくもの
- ～検討します。
⇒今後、実現に向けて実施主体や具体的な内容などについて協議・調整・検討を要するもの

7. 紙面の構成（計画の見方）

基本施策に関連するSDGsの目標を示しています。

第1節 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち【保健・福祉の充実】

1. 健康づくり



◇ 現状と課題

基本目標を達成するための基本施策を示しています。

本市では、「第2次健康づくり推進計画（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）」にもとづき、健康づくりの推進を基本に、生活習慣病の予防、母子保健、自殺対策の充実に取り組んでいます。

構造の変化などにより、がん・脳血管疾患・心疾患・認知症が増加傾向にあります。また、COPD（慢性動器症候群）等の健康課題も発生しています。

- 基本施策ごとに現状と課題を示しています。
- 生活習慣病は、長年の生活習慣によって引き起こされることから、子どもの頃から望ましい生活習慣の定着を図るなど、総合的な予防を推進する必要があります。
 - 健康づくりの推進には、個人の主体的な取り組みに加えて、社会全体で個人の健康を支え、守る環境づくりに努めることができます。
 - 現代社会におけるストレスからうつ病にかかる人が増えており、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発を進める必要があります。
 - 栄養の偏りや不規則な食生活が肥満や生活習慣病の増加に影響していることから、正しい食生活から健康をつくる、食育の推進が必要です。
 - 母子保健では、妊娠期から子育て期まで各種健診や教室等を実施していますが、核家族化や地域との関わりの希薄化が進み、子育てに不安を抱え、社会から孤立してしまう親が増加しており、ケースに応じたきめ細やかな支援が必要です。また、乳幼児健診の診察医師不足も課題となっています。
 - 新型コロナウイルス感染症の感染症拡大の影響を受けが令和元年から令和6年までに新型コロナウイルス感染症となりましたが、引き 前期基本計画の期間内に実施した主な取り組みと成果を示しています。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 「健康づくり推進計画」の中間評価を実施し、健康づくりの推進、生活習慣病の予防、母子保健の更なる充実に取り組んだ。
- 不妊治療を受けている夫婦に対して保険診療による不妊治療等に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減
- 健康づくり講演

市民アンケート調査（令和6年度実施）の結果から施策分野の満足度評価（加重平均値※）と全46項目での順位、また、前回調査（令和元年度実施）との差異を示しています。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)		差異
健康づくり	2.82	1位/46	2.83	1位/46 +0.01

(資料)市民アンケート調査結果（令和元年度・令和6年度実施分）

※ 加重平均値（算式）

（「非常に不満である」×1点+「やや不満である」×2点+「やや満足している」×3点+「大変満足している」×4点）÷回答者数

基本施策ごとに成果指標を設定し、現状値と後期基本計画期間においてめざす目標を示しています。

◇ 成果指標と今後の目標

指 標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
乳幼児 健康診査 受診率	1歳6か月児健診	96.0%	98.0%	
	3歳児健診	94.8%	95.0%	
特定健康診査受診率		34.9%	60.0%	
特定保健指導実施率		11.6%	60.0%	

基本施策ごとに取り組む施策と内容を記述しています。

施策は、施策(1)・・・、さらに個別施策を①・・・として示し、
◇ 施策の展開
●・・・・・として施策内容を示しています。

施策(1) 保健事業の推進

① 「健康づくり推進計画（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）」の推進

- 「健康づくり推進計画」にもとづき、保健事業と食育活動の充実により健康寿命の延伸を図るとともに、こころの悩みに関する相談支援や、こころの健康づくりに関する啓発など、メンタルヘルス対策等による自殺（自死）の防止に努めます。
- 保健・医療・福祉関係機関、団体との連携により、「健康づくり推進計画」を実践する体制の充実を図ります。

② 保健サービスの充実

- 妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関するさまざまな相談等に対応し、切れ目ないサービスの提供や支援に取り組むため、関係機関と連携を図りながら、各種事業の充実を図ります。
- 不妊治療を受けている夫婦等の経済的負担の軽減を図ります。
- 生活習慣病の予防やがん等の早期発見を促進するため、特定健康診査・各種がん検診及び保健指導等を実施するとともに、健診等受診率の向上を図ります。
- がん患者の心理的・経済的な負担の軽減に取り組み、社会参加の継続やQOLの向上を図ります。
- 妊婦・乳幼児の健診の受診率向上を図るとともに、乳幼児及び保育者が交流する場や発達支援の場を提供し、各種相談・教室の実施により、支援体制の充実を図ります。
- 妊娠期から高齢期までの各ライフステージに応じた歯科健康教育や歯科健診を実施し、歯科口腔保健を推進します。
- 感染症の発生やまん延防止のため、各種予防接種の実施及び接種率の向上に努めます。
- 感染症の発生時に備えた防護具等を備蓄するとともに、正しい知識や発生状況などに関する情報提供や啓発を推進します。また、感染症対策に係る理解の促進や互いに思いやる意識の醸成などの取り組みを進めます。
- 市民の健康管理事業について、健康管理システムの有効活用を図り、効果的な運営を推進します。

後期基本計画

第1章 まちづくり分野計画編

2026－2030

第1節 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち【保健・福祉の充実】

第2節 将来を担う子どもたちを育み、生涯を通じて学ぶまち【教育・文化の充実】

第3節 誰もが快適に暮らせるまち【都市基盤の整備】

第4節 人と自然が調和したまち【自然環境との共生】

第5節 誰もが安全に安心して暮らせるまち【安全・安心の確保】

第6節 にぎわいと活力のあるまち【産業・観光の振興】

第1節 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち 【保健・福祉の充実】

《施策体系》

基本 施 策	施 策	個 別 施 策
1. 健康づくり	(1) 保健事業の推進	① 「健康づくり推進計画（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）」の推進 ② 保健サービスの充実
	(2) 健康づくり活動の促進	① 健康づくり意識の浸透 ② 健康づくり活動の促進
2. 医療体制	(1) 大網病院の機能充実	① 大網病院の医療提供体制の整備
	(2) 地域医療の充実	① 地域医療機関の連携 ② 救急医療体制の充実 ③ 通院手段の確保
3. 地域福祉	(1) 地域福祉活動の担い手の確保	① 地域福祉への理解と啓発 ② 地域福祉推進体制の強化 ③ 福祉ボランティアの育成
	(2) 地域福祉団体の充実	① 福祉サービス事業の充実 ② コミュニティ活動などと一体となった地域福祉活動の促進
	(3) 生活困窮者の自立支援	① 経済的自立に向けた相談支援の充実 ② 就労支援の実施 ③ 生活保護の適正実施
	(4) 公営住宅の維持管理	① 市営住宅の設備改善
4. 児童福祉・子育て支援	(1) 保育サービスの充実	① 保育環境の充実 ② 学童保育の充実 ③ 幼稚園・小学校との連携 ④ 安全・安心な子どもの居場所づくり
	(2) 子育て家庭の支援	① 子育て支援情報、相談と交流の場の提供 ② 健康な子どもたちの育成 ③ 経済的支援の推進
	(3) 地域ぐるみの子育て支援	① 地域の子育て団体などの育成支援 ② 子育てのための協働・連携強化

基本 施 策	施 策	個 別 施 策
5. 高齢者福祉	(1) 健康づくりの推進	① 健康づくりの普及啓発の推進
		② 疾病予防の推進
		③ 介護予防事業・重度化防止の推進
	(2) 安心づくりの推進	① 地域包括ケアシステムの推進
		② 介護保険サービスの強化・充実
		③ 地域福祉の推進
		④ 安心快適なまちづくり
	(3) 生きがいづくりの促進	① 生きがいづくりの支援
		② 社会参加の促進
6. 障がい者（児）福祉	(1) 障がい福祉サービスの充実	① 計画的な対策の推進
		② 情報提供・相談体制の整備
		③ 障がい福祉サービスの利用促進
		④ 障がい福祉サービスの充実
	(2) 社会参加の促進と就労支援の充実	① 社会参加の促進
		② 自主的活動の促進
7. 社会保障	(1) 国民健康保険の健全な運営	① 国民健康保険制度の啓発の推進
		② 医療費適正化対策の推進
		③ 医療費の削減に向けた保健事業
		④ 事業運営の安定化
	(2) 後期高齢者医療制度の適正な運用	① 後期高齢者医療制度の啓発の推進
		② 適切な制度運営
	(3) 介護保険制度の適切な運営	① 介護保険に関する情報提供
		② 適切な制度運営
	(4) 国民年金制度の適切な運用と啓発	① 制度の周知・情報提供と相談

第1節 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち【保健・福祉の充実】

1. 健康づくり



◇ 現状と課題

- 本市では、「第2次健康づくり推進計画（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）」にもとづき、健康づくりの推進を基本に、生活習慣病の予防、母子保健、自殺対策の充実に取り組んでいます。
- 少子高齢化の進行、社会環境の変化に伴う疾病構造の変化などにより、がん・脳血管疾患・心疾患・糖尿病・高血圧症等の生活習慣病や、寝たきり・認知症が増加傾向にあります。また、COPD（慢性閉塞性肺疾患）やロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の健康課題も発生しています。
- 生活習慣病は、長年の生活習慣によって引き起こされることから、子どもの頃から望ましい生活習慣の定着を図るなど、総合的な予防を推進する必要があります。
- 健康づくりの推進には、個人の主体的な取り組みに加えて、社会全体で個人の健康を支え、守る環境づくりに努めることができます。
- 現代社会におけるストレスからうつ病にかかる人が増えており、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発を進める必要があります。
- 栄養の偏りや不規則な食生活が肥満や生活習慣病の増加に影響していることから、正しい食生活から健康をつくる、食育の推進が必要です。
- 母子保健では、妊娠期から子育て期まで各種健診や教室等を実施していますが、核家族化や地域との関わりの希薄化が進み、子育てに不安を抱え、社会から孤立してしまう親が増加しており、ケースに応じたきめ細やかな支援が必要です。また、乳幼児健診の診察医師不足も課題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが令和5年から5類感染症となりましたが、引き続き感染症の予防及び感染拡大の防止に対する正しい知識の普及に努める必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 「健康づくり推進計画」の中間評価を実施し、健康づくりの推進、生活習慣病の予防、母子保健の更なる充実に取り組んだ。
- 不妊治療を受けている夫婦に対して保険診療による不妊治療等に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることで市の少子化対策に取り組んだ。
- 健康づくり講演会の実施、生活習慣病予防の普及啓発、がん検診の受診勧奨等を実施した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		差異
健康づくり	2.82	1位/46	2.83	1位/46	+0.01

(資料)市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標		現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
乳幼児 健康診査 受診率	1 歳 6 か月児健診	96.0%	98.0%	
	3 歳児健診	94.8%	95.0%	
特定健康診査受診率		34.9%	60.0%	
特定保健指導実施率		11.6%	60.0%	

◇ 施策の展開

施策(1) 保健事業の推進

① 「健康づくり推進計画（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）」の推進

- 「健康づくり推進計画」にもとづき、保健事業と食育活動の充実により健康寿命の延伸を図るとともに、こころの悩みに関する相談支援や、こころの健康づくりに関する啓発など、メンタルヘルス対策等による自殺（自死）の防止に努めます。
- 保健・医療・福祉関係機関、団体との連携により、「健康づくり推進計画」を実践する体制の充実を図ります。

② 保健サービスの充実

- 妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関するさまざまな相談等に対応し、切れ目ないサービスの提供や支援に取り組むため、関係機関と連携を図りながら、各種事業の充実を図ります。
- 不妊治療を受けている夫婦等の経済的負担の軽減を図ります。
- 生活習慣病の予防やがん等の早期発見を促進するため、特定健康診査・各種がん検診及び保健指導等を実施するとともに、健診等受診率の向上を図ります。
- がん患者の心理的・経済的な負担の軽減に取り組み、社会参加の継続や QOL の向上を図ります。
- 妊婦・乳幼児の健診の受診率向上を図るとともに、乳幼児及び保育者が交流する場や発達支援の場を提供し、各種相談・教室の実施により、支援体制の充実を図ります。
- 妊娠期から高齢期までの各ライフステージに応じた歯科健康教育や歯科健診を実施し、歯科口腔保健を推進します。
- 感染症の発生やまん延防止のため、各種予防接種の実施及び接種率の向上に努めます。
- 感染症の発生時に備えた防護具等を備蓄するとともに、正しい知識や発生状況などに関する情報提供や啓発を推進します。また、感染症対策に係る理解の促進や互いに思いやる意識の醸成などの取り組みを進めます。
- 市民の健康管理事業について、健康管理システムの有効活用を図り、効果的な運営を推進します。

施策(2) 健康づくり活動の促進

① 健康づくり意識の浸透

- 健康づくりに関する正しい知識や情報を提供し、ライフステージに応じた市民自らの健康管理や健康増進への意識の高揚を図ります。
- 食育推進計画にもとづき、食育活動を実践する推進体制の強化により、食からの健康づくりの啓発を図ります。

② 健康づくり活動の促進

- 市民自らによる生活習慣の改善、適度な運動習慣等に取り組む健康づくりを促進するため、積極的に出前講座を行うなど、健康教育・健康相談等を実施し、正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 食生活改善会員の育成と併せ、食育・栄養改善事業を実施するとともに、食生活改善会の活動を支援します。
- 生活習慣病予防・重症化予防について、関係団体や関係課と連携して、効果的な対応・支援を図ります。また、保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた体制づくりを推進します。
- 運動に関する活動を支援するとともに、ウォーキングやジョギングコースなどの周知を図り、生涯スポーツと健康づくりの連携を促進します。
- 健康スポーツ・軽運動、地産地消の食など、市の特性を活かした健康増進プログラムづくりを進め、周知を図ります。

第1節 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち【保健・福祉の充実】

2. 医療体制



◇ 現状と課題

- 本市が属する山武長生夷隅医療圏は、高齢化率が高く、人口減少が進んでいる一方で、医療資源が不足しており、特に、医師全体についての医師偏在指標は全国330医療圏中298位の145.1であり、医師少数区域とされています。
- 地域における中核的な役割を担う大網病院は、急性期医療から慢性期医療さらには終末期医療まで幅広い医療を展開しています。一般病床99床、内科、外科、整形外科など9科、常勤医師数11人（令和7年4月現在）の運営体制にあり、令和6年度における1日平均病床利用者数70.1人、外来の1日平均受診患者数は275.8人となっています。
- 市内では、周産期や小児医療の拠点が不足しており、近隣市の東千葉メディカルセンターや、令和6年9月に新病院を開院したさんむ医療センターなどによって、地域の医療提供体制が維持されています。
- 大網病院では千葉大学と提携して医師の確保に努めていますが、医療資源の不足が課題となっており、他の医療機関等との連携を強化するなど、さらに地域医療の充実を図る必要があります。
- 休日在宅当番医・夜間急病診療所・二次救急医療機関輪番制の救急医療制度を継続し、医師への負担が過大にならないよう、かかりつけ医の推進、救急医療に関する啓発を継続的に行う必要があります。
- 夜間急病診療所や救急車の適正利用について周知・啓発していく必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 大網病院の医師確保に向け、新たに「千葉県ドクターバンク」への登録や、自治医科大学卒業医師の配置要望、外部医療機関との医師派遣に向けた協定の締結を実施した。
- 千葉県が実施している「救急安心電話相談」の周知を行い、救急車の適正利用の啓発を行った。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)	差異	
医療体制	2.24	35位/46	2.21	32位/46 ▲0.03

（資料）市民アンケート調査結果（令和元年度・令和6年度実施分）

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
大網病院の病床利用率	65.3%	80.0%	
「医療体制」に満足している市民の割合	36.1%	上昇	市民アンケートで満足と回答した割合

◇ 施策の展開

施策(1) 大網病院の機能充実

① 大網病院の医療提供体制の整備

- 広域医療における機能分担と連携を前提とした病院医療機能の充実に努めます。
- 高齢化社会への対応や、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の医療機関や介護施設、地域包括支援センターなどとの連携を進めます。
- 医師や看護師などの確保に努めます。
- 病院施設の改修や計画的な医療機器の更新を図ります。
- 健康管理や生活改善指導など市の保健事業と福祉施策との連携強化を進めます。
- 病院ボランティア活動の周知とその育成に努めます。
- がん検診、特定健診、人間ドック、健康診断受診者などの受け入れを推進します。
- 診療体制や各種検診案内について、ホームページや各種媒体による情報発信を図ります。

施策(2) 地域医療の充実

① 地域医療機関の連携

- 市民の生活圏における医療機関の充実に向け、大網病院、市内医療機関及び広域的な病院・診療所間などの機能分担と連携強化を促進します。
- かかりつけ医の重要性について、広報紙、ホームページを活用するほか、乳幼児から高齢者まで、人が集まる機会を利用して啓発を図ります。
- 医療と保健・介護・福祉の連携により、市民の健康づくりや在宅医療の推進に努めます。
- 新型インフルエンザや新興感染症等を含むさまざまな感染症の発生に備え、国や県等の関係機関と連携を推進します。

② 救急医療体制の充実

- 山武郡市広域行政組合と連携して、救急医療体制や休日・夜間の医療体制の維持に努めます。
- 夜間急病診療所や救急車の適正利用について、周知・啓発を進めます。
- こども急病電話相談や救急安心電話相談の周知を進めます。

③ 通院手段の確保

- 福祉サービスの利用促進やコミュニティバスの運行改善などによる、通院手段の確保に努めます。

第1節 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち【保健・福祉の充実】

3. 地域福祉



◇ 現状と課題

- 地域福祉では、市民同士のつながりや連携による助け合いが大きな力となります。しかし、人付き合いや人間関係など地域のつながりが希薄化するなか、指導者や福祉ボランティアなどの推進体制の維持が困難になっています。
- 地域福祉に携わる団体は、構成員やボランティアの高齢化が進んでおり、活動の継続に支障をきたしていることから、支援とともにさらなる連携強化が必要です。
- 福祉に関する相談内容は複雑化し多岐にわたり、個別制度では対応できない場合もあることから、分野横断的に柔軟に対応できる包括的な相談支援体制の構築が必要となっています。
- 地域福祉推進のため、市民一人ひとりが福祉に対する理解を深めるほか、地域全体で普段から支え合うことのできる環境づくりが必要です。
- 市民と行政との協働・連携体制の充実に向けて、情報共有・意見交換の機会を確保し、市民が参加しやすい環境づくりとともに、市民の生活課題やニーズを把握して福祉行政に反映する必要があります。
- さまざまな分野でのボランティア活動は、地域福祉の推進において多くの役割を担っています。人材も高齢化等により不足しており、興味があっても参加のきっかけがないというような人が参加できるよう、市民に届く情報提供や参加しやすい機会の創出など工夫していく必要があります。
- 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人などに対し、関係機関や民生委員との連携による生活実態、援護ニーズを把握することが必要となっています。
- 市内には、6箇所の市営住宅がありますが、経年により老朽化が進行しているため、適切な維持管理に努めていくほか、高齢化の進展により、単身高齢者の住宅困窮者が増加傾向にあることから、不足市営住宅を補うため、民間賃貸住宅との連携策が必要となっています。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 生活困窮者の困窮状態からの早期脱却を支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援、市内の事業所やハローワークと連携した就労支援等を実施した。
- 失業や、やむを得ない休業等によって一定水準以下の収入または資産となった生活困窮者に対し、一定の要件を満たす場合、住居確保給付金の支給や求職活動等の支援を実施した。
- 世代間の貧困の連鎖を防止するため、要保護及び準用保護世帯で市内の中学校に通う中学3年生を対象に、学習の習慣づけ等を行うための教室を開催した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		
地域福祉	2.37	30位/46	2.37	23位/46	±0.00

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
社会福祉協議会で実施した事業への参加者数	7,323人	8,000人	
生活困窮者支援プランの策定件数	90件	100件	

◇ 施策の展開

施策(1) 地域福祉活動の担い手の確保

① 地域福祉への理解と啓発

- 市民同士がつながりを深め、主体的な参加のもと、市民と行政、団体との協働やボランティア活動などを通じて、ともに支え合うことができる、よりよい地域づくりを促進します。
- 社会福祉協議会をはじめとする地域福祉の関係機関との協働・連携により、市民の手で行われるさまざまな地域活動やボランティア活動の活性化を図るとともに、将来の地域福祉の担い手となる人材の創出と育成に努めます。

② 地域福祉推進体制の強化

- 関係団体や地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携を深め、相談者一人ひとりの実態に応じた支援体制の整備を推進します。
- 協働による福祉活動の中核である社会福祉協議会への支援・連携と、「地域福祉活動計画」の推進に努めます。
- 社会福祉協議会による市民主体の福祉活動の一層の活性化を図るべく、地区、自治会、民生委員児童委員、福祉ボランティアなどとの交流・連携を促進し、地域福祉のネットワーク体制の強化に努めます。

③ 福祉ボランティアの育成

- ボランティア講座の開催と活動団体間ネットワークの構築に努めます。
- ボランティア実践活動の紹介などの情報提供や各種ボランティア活動の支援に努めます。
- 学校教育や生涯学習と連携したボランティア体験の場づくりに努めます。

施策(2) 地域福祉団体の充実

① 福祉サービス事業の充実

- 福祉サービスの情報提供の強化と相談支援体制の充実を図ります。

② コミュニティ活動などと一体となった地域福祉活動の促進

- 社会福祉協議会協力員や民生委員児童委員など、地域福祉の協力者との連携を強化し、子どもたちや高齢者の見守り活動など地域ぐるみで支え合う体制づくりを推進します。
- 商業活動と連携した買い物代行、宅配、理容や補修の出張サービスなどの促進に努めます。

施策(3) 生活困窮者の自立支援

① 経済的自立に向けた相談支援の充実

- 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人に対し、その人の抱えている問題を評価・分析（アセスメント）し、経済的・社会的自立に向けた支援を進めます。
- 経済的な問題だけではなく、自らでは解決困難な複合的な問題を抱えている世帯が増えているため、関係機関や民生委員との連携による生活実態、援護ニーズの把握に努めます。

② 就労支援の実施

- 厳しい雇用情勢のなか、就労困難者や就労希望者を対象に相談・支援等を行い、自立促進を手助けするカウンセラーなどを配置し、相談、指導の充実に努めます。

③ 生活保護の適正実施

- 困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、生活保護制度の適正な運営を推進します。

施策(4) 公営住宅の維持管理

① 市営住宅の設備改善

- 「市営住宅長寿命化計画」にもとづき、東宮谷市営住宅の改修や設備などの改善を推進します。
- 耐用年限が過ぎ、修復することが不経済な市営住宅については、入居者の退去後に除却を進めます。

第1節 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち【保健・福祉の充実】

4. 児童福祉・子育て支援



◇ 現状と課題

- 共働き家庭の増加や家族構成の変化に伴い、低年齢のうちから保育を必要とするニーズが高まっており、これまでも「子ども・子育て支援事業計画」にもとづき、保育施設の定員を拡充してきましたが、待機児童の解消には至っていません。
- 特に0～2歳の低年齢児においては、保育施設の確保量が不足しておりますが、少子化傾向が見受けられることから、中長期的な施設の活用を意識した確保施策・施設整備を検討していく必要があります。
- 学童保育室は、市内全7小学校区に設置していますが、保育施設と同様に利用者は増加傾向にあるため、学校の余裕教室の活用など、新たな確保施策を検討する必要があります。
- 少子化により、市内の児童数は減少傾向にありますが、保育施設の待機児童が発生している一方で、公立幼稚園の園児数は定員を満たしていないことから、平成30年8月に策定した「公立幼稚園・公立保育所のあり方」にもとづき、令和7年4月に白里幼稚園と白里保育所を統合して幼保連携型認定こども園へ移行しました。
- 医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるよう、看護師等を配置する保育施設等に対する補助金の創設や、市内初の病児保育事業が開始され、子育て環境の向上が図られましたが、令和7年度からは乳児等通園支援事業が開始され、サービス提供体制の拡充が求められています。
- 保護者のネグレクトなど児童虐待による死亡事案が全国で発生しており、児童虐待防止への関心が高まっています。市内でも児童虐待が疑われる通告や対応件数が増加傾向にあり、相談体制の充実や、対応する専門職員の育成が必要となっています。
- 児童福祉法の改正により「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、全ての妊産婦と子育て世帯、子どもを支援する「こども家庭センター」の設置が求められています。
- すべての保護者が安心して子育てができるよう、子ども医療費の助成や、児童手当の支給、子育て支援センターの開設など幅広い子育て支援が求められています。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるよう、看護師等を配置する保育施設等に対する補助金の創設や、病児保育事業を開始した。
- 令和7年4月に白里幼稚園と白里保育所を統合して幼保連携型認定こども園へ移行した。
- 令和7年4月から市内全ての学童保育室に指定管理者制度を導入し、専門的な知識やノウハウなど民間活力を取り入れた。
- 子ども医療費の助成対象を18歳に達した年度末（高校生年代）まで拡充した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)	
児童福祉・子育て支援	2.48	19位/46	2.45	18位/46

（資料）市民アンケート調査結果（令和元年度・令和6年度実施分）

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値	目標値 (令和 12 年度)	備 考
待機児童数	1 人 (令和 6 年 4 月 1 日)	0 人	
子育て環境や支援の満足度 (未就学児の保護者)	47.9% (令和 5 年度)	上昇	「ふつう」以上の回答割合
子育て環境や支援の満足度 (小学生児童の保護者)	57.7% (令和 5 年度)	上昇	「ふつう」以上の回答割合
学童保育の満足度	59.2% (令和 5 年度)	上昇	「やや満足度が高い」以上の回答割合

◇ 施策の展開

施策(1) 保育サービスの充実

① 保育環境の充実

- 多様な働き方やニーズに合わせて、保護者が教育・保育サービスを選択できるよう提供体制の確保に努めます。
- 民間保育施設で働く保育士の処遇改善を支援し、保育士の確保を推進します。
- 一時預かりや病児保育、ファミリー・サポート・センターなど充実した保育サービスを推進します。
- 発達が緩やかな子どもや保護者に対する療育、相談を行う児童発達支援の充実を図ります。
- 施設の維持・改修を行い、良好な保育環境の整備を図ります。
- 「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の需要量の見込みを確保するため、実施施策の検討を進めます。

② 学童保育の充実

- 小学校と連携し、安全な子どもの居場所づくりに努めます。
- 指定管理者制度による民間の創意工夫を取り入れ、学童保育の質の向上を図ります。
- 放課後子ども教室との連携を図ります。

③ 幼稚園・小学校との連携

- 教育・保育の一体的な推進を図るため、児童数の推移を注視し、認定こども園への移行を検討します。
- 幼稚園・小学校との連携による発達の連続性の確保を進めます。
- 保育所職員と幼稚園職員の研修や情報交換などを進め、連携を図ります。

④ 安全・安心な子どもの居場所づくり

- 子どもが安全に遊び、過ごせる施設である児童館は、指定管理者制度による民間の創意工夫を活用し、充実した運営を推進します。
- 放課後・休日に利用できるよう社会教育施設などの開放を図り、市民との協働による居場所づくりを進めます。

施策(2) 子育て家庭の支援

① 子育て支援情報、相談と交流の場の提供

- 結婚から出産、子育てまで切れ目のない相談支援体制の推進を図るため、こども家庭センターを設置するとともに、的確な情報の提供に努めます。
- 家庭教育学級など、子どものことを考える機会や子どもと向き合う機会の拡充を図ります。
- 子育て中の親子の交流の場や、子育てに関する相談ができる子育て支援センターの充実を図ります。
- 養育や、要保護児童に関する相談を受ける家庭相談員を配置し、関係機関と連携し支援します。
- こども家庭支援員や女性相談支援員、母子・父子自立支援員を育成し、相談体制の充実を図ります。
- 全ての子ども・子育て家庭を支援するため、保育所や幼稚園などの身近な場所で子育て相談が受けられる拠点を検討します。

② 健康な子どもたちの育成

- 母子保健事業の強化、子どもの心身の健やかな成長・発達を促すための支援の場の提供や、子どもの発達に関する心配事等に対する相談支援の推進を図ります。
- 食育や食生活に関する情報提供と啓発を図ります。

③ 経済的支援の推進

- ひとり親家庭への支援、子ども医療費の助成など、子育てに伴う経済的な負担の軽減を図ります。
- ひとり親家庭の自立に向け、母子・父子自立支援相談員が、支援を必要とする家庭に対し相談を行い、子育て・生活支援、就業支援など総合的な自立支援を図ります。
- 幼児教育・保育の無償化のほか、教育・保育に要する費用負担の軽減を検討します。

施策(3) 地域ぐるみの子育て支援

① 地域の子育て団体などの育成支援

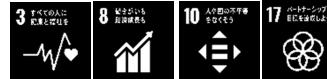
- 子どもの活動を見守るボランティアの育成を図ります。

② 子育てのための協働・連携強化

- 仕事と家庭の両立を支援するため、子育てを地域で支える活動ネットワークを推進します。
- 児童虐待の未然防止のため、関係機関との連携による要保護児童などの早期発見、早期対応及び自立に向けた支援を進めます。
- 福祉、保健、教育など関係部署や関係団体、市民活動団体の横断的な連携と協働体制の強化に努めます。
- 子ども会や青少年育成活動、スポーツ活動などの地域活動を通じ、世代間交流の拡充を図ります。

第1節 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち【保健・福祉の充実】

5. 高齢者福祉



◇ 現状と課題

- 65歳以上の高齢者人口は16,585人（令和6年12月現在）となっており、高齢化率は34.8%と上昇が続いている。
- 年齢階級別人口では、現在65歳から74歳が突出して多くなっており、高齢者が健康でいきいきと生活できる「健康寿命」を伸ばしていくことが必要です。
- 高齢者が生きがいを持ち、健康な生活を送れるよう、高齢者支援団体や高齢者自身が行う生きがいづくりなどに対し運営費の一部を助成するなど活動を支援しています。
- 国では、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立を推奨しており、地域に合ったシステムを構築することが求められています。
- 運動・口腔・認知機能の向上や栄養改善のための介護予防教室や公開運動講座等を開催していますが、参加者が固定化しており、閉じこもりのおそれのある高齢者を参加に導くことが必要です。
- 介護が必要になる前から介護予防に取り組むことの重要性を啓発するとともに、介護予防事業に消極的な高齢者に対しては、地域と連携したアプローチが必要です。
- 介護施設への入所待機者が多数存在しており、計画的な施設整備などが求められます。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 多様な主体による家事援助や移動支援などの日常生活支援サービスなどの提供を推進するため、事業者の活動に係る費用の一部を補助した。
- 地域介護予防活動支援事業である「いきいき元気クラブ」の運営の補助および参加者の見守りを目的として、公募により養成講座および交流会を実施した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)	
高齢者福祉	2.42	25位/46	2.36	25位/46

（資料）市民アンケート調査結果（令和元年度・令和6年度実施分）

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
要介護（要支援）認定を受けていない高齢者の割合	84.8%	84.8%	
認知症サポーターの養成数 【延べ】	5,114人	5,414人	

◇ 施策の展開

施策(1) 健康づくりの推進

① 健康づくりの普及啓発の推進

- 健康づくりイベント等を推進することにより、ロコモティブシンドロームやフレイルの予防と身体機能の維持に努めます。

② 疾病予防の推進

- 各医療機関との連携を深め、疾病予防の周知を図ります。

③ 介護予防事業・重度化防止の推進

- 介護予防事業を深化・推進します。
- 地域介護予防活動支援事業を推進します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進により、自立支援及び重度化防止を目的とした多様なサービスの提供に努めます。
- 高齢者一人ひとりにきめ細やかな保健・介護予防の一体的実施を行い、健康寿命の延伸に努めます。

施策(2) 安心づくりの推進

① 地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括支援センターの機能強化を推進します。
- 在宅医療と介護の連携を推進することで、切れ目のない支援体制の構築を図ります。
- 認知症についての周知を図るとともに、認知症の方やその家族を包括的に支援します。
- 多様化する生活支援ニーズに対して生活支援体制を整備するなど、サービスの充実に努めます。

② 介護保険サービスの強化・充実

- 必要な人が必要なサービスを適正かつ安心して利用できるよう、介護サービスの向上に努めます。
- 介護給付の適正化を図ります。
- 介護施設への入所待機者を解消するため、計画的な施設整備を検討します。

③ 地域福祉の推進

- 地域福祉活動を推進するため、市民と協働で地域の助け合い体制の構築を促進します。

④ 安心快適なまちづくり

- 住み慣れた住宅で、安心快適な生活が確保できるよう居住環境の充実に努めます。

施策(3) 生きがいづくりの促進

① 生きがいづくりの支援

- 生きがいづくり活動の充実に努めます。

② 社会参加の促進

- 老人クラブ活動への支援を通じて、社会参加を促進します。
- シルバー人材センター活動への支援を通じて、知識・経験・技能を活かした就労を促進します。

第1節 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち【保健・福祉の充実】

6. 障がい者（児）福祉



◇ 現状と課題

- 障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの個性と人格を尊重し、ともに協力しあい、支えあいながら生活できる社会の実現が求められています。
- こうした社会の実現のためには、すべての市民が障がい者に対する理解を深めるとともに、障がいのある人が最もふさわしい支援を受けながら自分らしく生きていけるよう、地域で支えあい、助けあっていく地域づくりが必要です。
- 本市では、「第3次障がい者計画」、「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」にもとづき、障がい理解の推進、障がい福祉サービスの充実など、障がい者施策を計画的に推進しています。
- 障がい関係団体の活動を支援・育成することにより、障がいのある人が社会に参加する機会の創出につなげていく必要があります。
- 障害者の雇用の促進等に関する法律にもとづき、障がいのある人の雇用に関する法制度の整備が進んでおり、本市においても、障がい者雇用対策として、公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センターと連携しながら障がい者の雇用促進を進めています。
- 地域生活支援事業にもとづく相談支援事業については、山武圏域で基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人やその家族からの相談を受けるとともに、地域の相談支援の中核的な役割を担うという観点から相談支援事業者への指導・助言等を行っています。
- 山武圏域で地域生活支援拠点等を整備し、相談支援事業所、短期入所事業所、基幹相談支援センターと連携を図り、障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後といった課題を見据えて取り組んでいく必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 令和4年4月から山武都市の市町で「山武都市障がい者基幹相談支援センター（さんサポ）」を設置し、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職員が、障がいのある人やその家族からの相談対応や、相談支援事業者への指導・助言等を行っている。
- 令和6年4月から山武都市の市町で地域生活支援拠点等を整備し、相談支援事業所、短期入所事業所、基幹相談支援センターと連携を図り、障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障がいのある人の生活を支える体制づくりを構築した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)		差異
障がい者（児）福祉	2.45	18位/46	2.44	19位/46

（資料）市民アンケート調査結果（令和元年度・令和6年度実施分）

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
障がい福祉サービスの事業所数	73 事業所	77 事業所	
障がい福祉サービスの利用者数	666 人	753 人	

◇ 施策の展開

施策(1) 障がい福祉サービスの充実

① 計画的な対策の推進

- 「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」にもとづいた計画的な対策を推進し、障がい者それぞれの実情に応じた支援を図ります。

② 情報提供・相談体制の整備

- 関係機関と連携した相談・支援体制の構築を図ります。
- 障がいに対する理解と合理的配慮の必要性などを広く発信し、障がいに対する理解促進を図ります。
- 障がい者福祉のしおりを更新し、情報提供の充実に努めます。

③ 障がい福祉サービスの利用促進

- 障がい者に対する福祉サービスの円滑な実施と介護保険制度との連携を図ります。
- 障がい者の生活を支え、自立と社会参加を促進するために、一人ひとりのニーズやその実情に応じたケアマネジメントの作成に努めます。

④ 障がい福祉サービスの充実

- 介護給付や訓練等給付、地域生活支援事業などの障がい福祉サービスを促進します。
- 移動支援事業などの福祉サービスによる移動手段の確保に努めます。
- 児童発達支援センターの設置に向けた取り組みを進め、児童発達支援センター等を中心とした障がい児支援体制の整備に努めます。

施策(2) 社会参加の促進と就労支援の充実

① 社会参加の促進

- 障がいに対する理解を促進し、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりを進めます。
- 障がい者支援団体などへの加入を促し、社会活動に積極的に参加することの意識づくりを進めます。
- 障害者就業・生活支援センターなどの関係機関との連携により、障がいのある人の就労促進・就労継続の支援に努めます。
- 移動支援事業等による外出支援を行い、障がいのある人の地域における自立生活及び社会参加を促進します。

② 自主的活動の促進

- 関係福祉団体への活動を支援します。
- 市民との交流を拡大する機会の充実に努めます。
- 障がい者を支える家族の負担を軽減する支援の充実に向け、内容や対策を検討します。

第1節 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち【保健・福祉の充実】

7. 社会保障



◇ 現状と課題

《国民健康保険制度》

- 国民健康保険制度は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市とともに国民健康保険の保険者として、安定的な財政運営や効率的な事業実施に努めています。
- 高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩などにより一人あたりの保険給付費が増加していますが、社会保険の適用拡大等による、加入者の減少及び構成の変化により保険税収入が伸び悩むなど、財政運営は厳しい状況となっています。
- 国民健康保険制度の健全な運営のため、制度に関する情報提供と啓発を行い、国民健康保険への加入、喪失の届出に係る周知を行うとともに、保険税の収納率向上を図ることが必要です。
- 被保険者の健康増進と生活習慣病の早期発見、予防を目的として、特定健康診査・特定保健指導を推進することで、健康意識の高揚や医療費の適正化を図ることが必要です。

《後期高齢者医療制度》

- 後期高齢者医療制度の保険者は千葉県後期高齢者医療広域連合ですが、被保険者に関する窓口業務と保険料徴収事務は市で行っており、健全な制度の運用のため後期高齢者医療制度の周知と啓発を進めることができます。

- 健康寿命の延伸を図るため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進する必要があります。

《介護保険制度》

- 介護保険事業は高齢化に伴い保険給付費が増加しており、介護給付の適正化を図るためにには、幅広く市民に制度の理解を深めてもらうことが必要です。

《国民年金制度》

- 国民年金制度は、国民年金法によって規定されている日本の公的年金です。安定した運営のため、制度の啓発や窓口における国民年金に関する相談を行っていく必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

《国民健康保険制度》

- 国民健康保険の被保険者における医療費の削減に向けて、疾病の早期発見や生活習慣病を予防するため、特定健康診査・短期人間ドックなどの保健事業を実施した。
- 国民健康保険の被保険者における健康に対する意識を高めるために医療費通知を送付するほか、医療費負担の軽減と医療費の抑制に繋げるため、ジェネリック医薬品希望シール（カード）の配布、差額通知を送付した。

《後期高齢者医療制度・介護保険制度》

- 令和5年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始し、健診・医療・介護のデータがない健康状態不明者に対して訪問を実施し必要なサービスに接続するほか、フレイル状態の把握と改善、健康教育・健康相談を実施した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		
社会保障	2.31	33位/46	2.37	23位/46	+0.06

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
「社会保障」に満足している市民の割合	44.0%	上昇	市民アンケートで満足と回答した割合
特定健康診査受診率【再掲】	34.9%	60.0%	
特定保健指導実施率【再掲】	11.6%	60.0%	
ケアプランの点検	12 件	12 件	

◇ 施策の展開

施策(1) 国民健康保険の健全な運営

① 国民健康保険制度の啓発の推進

- 国民健康保険制度の理解と周知を図るため、制度に関する情報提供と啓発を進めます。

② 医療費適正化対策の推進

- レセプト点検の強化、医療費通知などにより医療費の適正化に努めます。

③ 医療費の削減に向けた保健事業

- 保健事業と連携し、疾病の早期発見や生活習慣病予防（特定健康診査・特定保健指導の充実、短期人間ドック助成など）を推進します。
- 保健・医療・福祉の連携強化による医療費の抑制に努めます。
- 重複受診者・多受診者への保健指導を実施し、医療費の適正化に努めます。

④ 事業運営の安定化

- 保健事業の充実、健康づくりの強化と連携した国民健康保険制度の安定化に努めます。
- 国民健康保険税の未納がある被保険者に対しては、特別療養費の支給対象とすることにより、納付相談の機会を設けるよう努めます。

施策(2) 後期高齢者医療制度の適正な運用

① 後期高齢者医療制度の啓発の推進

- 高齢者医療制度についての情報提供と啓発を進めます。
- 高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施するための運営体制の整備に努めます。

施策(3) 介護保険制度の適切な運営

① 介護保険に関する情報提供

- 制度の仕組みやサービス提供事業の情報提供と周知を図ります。

② 適切な制度運営

- ケアプランの点検、認定調査の点検、医療情報との突合、縦覧点検による給付費の適正化に努めます。

施策(4) 国民年金制度の適切な運用と啓発

① 制度の周知・情報提供と相談

- 国民年金制度について、広報紙やホームページなどを活用して情報提供を行い、制度への理解促進を図ります。

第2節 将来を担う子どもたちを育み、生涯を通じて学ぶまち 【教育・文化の充実】

《施策体系》

基本 施 策	施 策	個 別 施 策
1. 幼児教育	(1) 就学前教育の充実	① 教育環境の整備 ② 教育内容の充実 ③ 子育て支援機能の充実
2. 学校教育	(1) 教育内容の充実 (2) 教育環境の充実 (3) 高等学校や特別支援学校との連携	① 「生きる力」の育成 ② 健康な児童・生徒の育成 ③ 特別支援教育の充実 ④ 地域を教材にする体験的学習の推進 ⑤ 保・幼・小、中の連携 ⑥ 高度情報化、国際化への対応 ⑦ 教職員研修の充実 ① 学校施設の整備 ② 教育相談の充実 ③ 学校や地域の安全対策の強化 ④ 地域と連携する学校運営 ⑤ 家庭・地域・学校の連携による地域教育力の向上 ① 高等学校が有する教育資源の活用 ② 特別支援学校と連携した特別支援教育の推進
3. 青少年育成	(1) 育成体制の充実 (2) 育成活動の推進	① 育成関連組織の連携強化 ② 子育て支援対策やコミュニティ活動との連携 ③ 地域環境の改善 ④ 青少年問題相談体制の充実 ① ボランティアなど社会参加、世代間交流の促進 ② 安全・安心な子どもの居場所づくり ③ 子どもたちの自主企画、運営事業の促進 ④ 地域資源を活かした体験学習活動の促進
4. 生涯学習	(1) 生涯学習推進体制の充実	① 「生涯学習推進計画」の推進 ② 推進母体組織の機能強化 ③ 学習機会の拡充 ④ 学習活動団体の育成と相互連携の推進 ⑤ 指導者の育成と確保 ⑥ 学校部活動の地域展開の推進

基本 施策	施 策	個 別 施 策
4. 生涯学習	(2) 生涯学習環境の充実	① 関連施設の整備
		② 施設の管理運営の充実
		③ 関連施設の有効活用
	(3) 生涯学習活動の支援	① 学習情報の提供方法の充実
		② 学習プログラムの提供
		③ 自主企画運営講座の活動支援
		④ まちづくり、地域課題対応の学習企画の推進
		⑤ 生涯学習を通じた交流
	(4) 図書施設の充実	① 図書サービスの充実
		② 児童サービス及び各種団体との協力
		③ 地域の情報拠点としての基盤整備
5. 生涯スポーツ	(1) スポーツ推進体制の充実	① 生涯スポーツ振興の指針
		② 推進組織の機能分担と連携の強化
		③ 活動団体の育成
		④ 指導者の育成と確保
		⑤ 学校部活動の地域展開の推進
	(2) スポーツ施設の充実	① スポーツ施設の機能整備
		② 施設管理運営体制の充実
		③ 健康増進や観光との連携
	(3) スポーツ活動の促進	① 生涯スポーツの普及
		② 競技スポーツの振興
		③ スポーツ交流の推進
		④ スポーツ合宿の受け入れ推進
6. 地域文化	(1) 地域文化振興体制の充実	① 文化活動施設の整備
		② 文化活動団体の育成
		③ 地域文化活動情報の発信強化
	(2) 地域文化活動の支援	① 芸術文化事業の推進
		② 活動団体の発表と交流機会の充実
		③ 子どもたちの文化芸術体験企画の推進
		④ 市内外の文化交流企画の推進
	(3) 郷土文化・芸能の保全と継承	① 文化財などの調査・保護・活用
		② 郷土文化の情報提供と公開
		③ 郷土芸能の継承支援
		④ 郷土学習活動の推進
		⑤ 専門職員の育成

第2節 将来を担う子どもたちを育み、生涯を通じて学ぶまち【教育・文化の充実】

1. 幼児教育



◇ 現状と課題

- 市内の幼稚園は、公立幼稚園2園、私立幼稚園1園、幼稚園型認定こども園1園、幼保連携型認定こども園1園があります。
- 共働き家庭の増加などから、長時間保育を希望する保護者が増えていることに加え、幼児教育・保育の無償化に伴って私立幼稚園希望者が増加しており、公立幼稚園の希望者は減少しています。
- 公立幼稚園はすべての園で定員割れが生じており、適切な集団規模を確保できない学齢が生じている園もあります。平成30年8月に策定した「公立幼稚園・公立保育所のあり方」にもとづき、幼稚園の認定こども園への移行の可能性について検討が必要です。
- 核家族化の進行などにより、家庭における教育力の低下が指摘されているなかで、就学前教育の充実に向けた取り組みを推進するとともに、子育てに不安を抱える保護者の相談体制を充実させる必要があります。
- 子どもの発達や学びの連続性を保障するために、幼稚園・保育所・こども園それぞれが小学校との情報共有や相互理解を促進するなど、積極的な連携を図る必要があります。
- 個々の発達段階や経験値の差が大きい幼児期においては、一人ひとりの実態に合わせた、きめ細やかな対応が求められています。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 「公立幼稚園・公立保育所のあり方」にもとづき、令和7年4月に白里幼稚園と白里保育所を統合して幼保連携型認定こども園へ移行した。
- 白里幼稚園と白里保育所の統合にあたっては、園児・保護者が不安なく統合できるよう計画的にカリキュラム作成や、園児・保護者の交流を行った。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)	差異
幼児教育	2.58	8位/46	2.49	13位/46 ▲0.09

(資料)市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
「幼児教育」に満足している市民の割合	52.9%	上昇	市民アンケートで満足と回答した割合
幼稚園・保育園等との交流回数	0回	2回	

◇ 施策の展開

施策(1) 就学前教育の充実

① 教育環境の整備

- 各幼稚園施設の補修・改修の実施や、保育用備品、図書備品の計画的な購入などを通じて、各幼稚園の教育環境の整備を図ります。

② 教育内容の充実

- 生きる力を育む教育など幼稚園教育要領にもとづく教育課程及び特別支援教育の充実を図ります。
- 自然や農業など地域環境を活かした体験教育を推進します。
- 幼稚園から小学校への円滑な移行を図るため、小学校との情報交換や交流を進めます。
- 幼稚園職員と保育所職員の研修や情報交換などを進め、連携を図ります。【再掲】

③ 子育て支援機能の充実

- 教育・保育の一体的な推進を図るため、児童数の推移を注視し、認定こども園への移行を検討します。【再掲】
- 幼稚園施設の開放や子育て相談を実施し、幼児教育のセンターとしての機能強化を進めます。
- 家庭教育学級、学習機会の拡充など家庭教育の支援、幼稚園における子育て支援を推進します。

第2節 将来を担う子どもたちを育み、生涯を通じて学ぶまち【教育・文化の充実】

2. 学校教育



◇ 現状と課題

- 市内には小学校7校、中学校3校、県立高校1校、県立特別支援学校1校があります。
- GIGAスクール構想をはじめとするICTの活用、グローバル化に対応する国際教育など、子どもたちを取り巻く環境が変化するなかで、子どもたちへの教育の一層の充実と教育水準の維持向上が求められています。
- 読書活動や心の教育、地域の力を活かした教育活動の推進、さらに教職員の資質・能力の向上などを継続・発展的に推進していく必要があります。
- 個別の支援が必要な児童・生徒は増加傾向にあり、一人ひとりに対する支援の充実が求められています。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、「地域に開かれた学校」づくりを進めるとともに、家庭・地域・学校が連携を深め、地域ぐるみで子どもたちを育成していく地域の教育力の向上を図っていくことが必要です。
- 全国的な少子高齢化が進むなか、本市においても児童・生徒数の減少に伴い、一部の学校の小規模化が進んでいるほか、学校施設の老朽化も進行しており、将来的に学校運営に支障をきたす学校が生じることが懸念されています。
- 学校のあり方検討審議会からの答申にもとづき策定した「大網白里市立小中学校再編計画【第1期】」を推進するとともに、第2期計画の策定に向けた取り組みを進め、学校規模の適正化、児童・生徒のより良い教育環境の実現に努める必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 国のGIGAスクール構想にもとづき、市立小・中学校において児童・生徒の一人一台端末を整備し、令和3年度から運用を開始した。また、教育現場におけるICTの更なる利活用を図るために、令和6年度から専門性の高いICT支援員を配置した。
- 読書活動の充実のため令和5年度から各校図書担当による「図書館見学」を実施し、本の展示方法や本に親しむスペースづくりなど図書館経営についての手立てを共有したことで、県の優良・優秀学校図書館事業で1校が優秀賞、8校が優良賞の認定を受けた。
- 令和4年1月に「大網白里市学校施設長寿命化計画」を策定した。
- 令和4年5月に「大網白里市立小・中学校再編基本方針」、令和7年4月に「大網白里市立小中学校再編計画【第1期】」の策定を行った。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		
学校教育	2.61	7位/46	2.48	14位/46	▲0.13

(資料)市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
「学校教育」に満足している市民の割合	52.4%	上昇	市民アンケートで満足と回答した割合
再編方針にもとづく小中学校の数	10 校	9 校	
「小中学校再編計画第 2 期」の策定	—	策定	
コミュニティ・スクールの導入校数	1 校	3 校	

◇ 施策の展開

施策(1) 教育内容の充実

① 「生きる力」の育成

- 学校教育の指針となる「学校教育指導の指針」を策定し、教育を推進します。
- 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育てる取り組みを推進します。
- 学習指導要領や教育課題に対応した教材備品の計画的な購入を実施し、きめ細かな指導を確保する少人数指導の充実を図ります。
- 図書室をはじめとした図書環境を充実させ、読書活動の推進を図ります。
- 「豊かな心」を育む道徳教育を推進します。
- 運動に親しむ資質・能力の育成を図り、体力の向上を図ります。

② 健康な児童・生徒の育成

- 学校給食の安全確保・充実を図るとともに、千産千消の推進、望ましい食習慣を身につける食育を推進します。
- 家庭での食生活や基本的生活習慣の改善を促進します。
- 児童・生徒の健康の保持増進のため、各種の健康診断を適切に実施していくとともに、健康に対する意識の啓発を図ります。

③ 特別支援教育の充実

- 特別な支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた支援の充実のため、特別支援教育支援員の適正な配置とともに、力量を向上させるための研修の実施を進めます。
- 特別支援教育ネットによる関係機関との連携を進めます。

④ 地域を教材にする体験的学習の推進

- 環境、福祉、農業など地域資源を教材にする体験的学習、郷土学習を推進します。
- 主体的な進路選択・決定の基礎となるキャリア教育の推進を図ります。

⑤ 保・幼・小、中の連携

- 発達の連続性を確保する情報共有など連携の充実を図ります。

⑥ 高度情報化、国際化への対応

- 学校のデジタル機器、教材の整備を図り、ICTを日常的に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を推進します。
- 小学校での外国語科及び外国語活動の一層の充実のため、英語指導助手（ALT）の増員を検討するなど、ALTの活用による英語教育、国際教育の充実を進めます。
- GIGAスクール構想にもとづき、児童・生徒一人ひとりに学習用端末等を再整備します。
- 未来のデジタル社会に対応できる人材を育成するため、タブレット型端末を活用したAIやプログラミング教育等を推進します。

⑦ 教職員研修の充実

- 教職員の力量を高める指導・課題研修などの充実・強化を図ります。

施策(2) 教育環境の充実

① 学校施設の整備

- 国の補助制度等を活用した学校施設の整備について検討を進めます。
- 良好的な教育環境を確保するため、学校施設や設備の維持管理・更新を図ります。

② 教育相談の充実

- 不登校やいじめなど、児童・生徒や保護者の学校に関わる悩みに適時適切に対応するため、スクールカウンセラーなどとの連携による教育相談・カウンセリングを充実し、迅速な対応を進めます。
- 社会的な自立に向けた支援を行う教室（ハートフルさんぶ）などとの連携により、長期欠席児童・生徒の支援に取り組みます。

③ 学校や地域の安全対策の強化

- 通学路の点検など地域環境の整備に努めるとともに、見守り活動など地域ボランティア活動と連携し、安全対策を推進します。
- 災害緊急情報配信システム等により、迅速な情報配信を行い、児童・生徒の安全の向上に努めます。

④ 地域と連携する学校運営

- 学校評議員や学校運営協議会の活用、学校評価の公表など学校からの情報発信の充実と地域との連携強化による学校運営を図ります。
- 体験的学習や郷土学習の講師などに地域人材の活用を進めます。
- 地域と一緒に子どもたちを育み、地域の教育力の向上と開かれた学校づくりを実現するため、コミュニティ・スクールの実施を進めます。
- 地域や中学校の実情に合わせた部活動の環境を整備し、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に努めます。

⑤ 家庭・地域・学校の連携による地域教育力の向上

- PTA・保護者団体活動との連携による家庭環境への支援を推進します。
- 子どもたちと地域市民のふれあいなど、各種活動団体の分担と協働により、地域ぐるみで子どもたちを育成していく地域教育力の向上への取り組みを促進します。
- 学校体育施設などの地域活動への開放を進めます。

施策(3) 高等学校や特別支援学校との連携

① 高等学校が有する教育資源の活用

- 大網高校の農場での動物ふれあい体験や農業体験など、教育資源を活用した連携を図ります。

② 特別支援学校と連携した特別支援教育の推進

- 地域の特別支援教育のセンター的機能を有する大網白里特別支援学校と連携し、教育相談、訪問支援、講師派遣、研修会実施など、特別支援教育の充実を図ります。

第2節 将来を担う子どもたちを育み、生涯を通じて学ぶまち【教育・文化の充実】

3. 青少年育成



◇ 現状と課題

- 核家族化や地域のつながりの希薄化のほか、ICT技術の発展に伴い、スマートフォン等の普及によるコミュニケーション方法の多様化が進み、青少年を取り巻く環境は急速に変化しています。一方で、SNSでの誹謗中傷など、青少年を巻き込む新たな社会問題も発生しています。
- 青少年相談員連絡協議会や子ども会連絡協議会、ボイスカウトなどの関連団体を通して青少年の健全育成活動を推進しています。しかしながら、各種イベントへの小中学生の参加者が減少しているため、魅力ある企画内容や効果的な広報周知活動が必要となっています。
- 子どもと大人の橋渡し役となるジュニアリーダーをはじめとして、社会性を育むボランティア活動やリーダーの育成が求められています。
- 放課後子ども教室は、子どもの居場所づくりとして、市内の全小学校7校で実施していますが、引き続き、学童保育との連携を強化していく必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 市青少年相談員連絡協議会や市子ども会連絡協議会と連携を図り、子どもたちとその保護者等を対象とした各種イベントを開催した。
- 放課後子ども教室のプログラムを効果的に活用するため、支援員打合せ会でプログラム内容の説明等を実施し、児童の関心が高い楽しい教室運営に取り組んだほか、支援が必要な児童がいる教室は増員などの対応を図るなど、安全安心な放課後の居場所づくりを行った。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)	差異	
青少年育成	2.65	6位/46	2.54	9位/46 ▲0.11

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
青少年育成団体と連携した各種事業の満足度	100%	100%	各種事業への参加対象者調査の満足度
青少年と協働した企画及び運営	2事業	3事業	成人式実行委員会、ジュニアリーダーなど、青少年世代と企画・運営した事業

◇ 施策の展開

施策(1) 育成体制の充実

① 育成関連組織の連携強化

- 各種青少年育成団体との連携により、事業運営体制の強化を進めます。

② 子育て支援対策やコミュニティ活動との連携

- 家庭・地域・学校、関係機関・団体など、それぞれの役割の明確化により、子育て支援対策、コミュニティ活動との連携など、青少年の健全育成を図る総合的な施策を推進します。

③ 地域環境の改善

- 学校教育、地域活動と協働した地域ぐるみでの子どもたちの安全対策を推進します。
- 有害な環境の改善とともに、街頭指導、声かけなど地域ぐるみで非行防止を推進します。

④ 青少年問題相談体制の充実

- 小・中学校、高校との情報共有のもと、青少年育成団体や関係機関などと連携した相談体制の充実を図ります。

施策(2) 育成活動の推進

① ボランティアなど社会参加、世代間交流の促進

- 青少年の社会性を育むボランティア活動など社会参加を促進します。
- 子ども会活動やコミュニティ活動と連携した世代間交流、家族が一緒に参加する活動を促進します。
- 高校生や青年層など若者世代と子どもたちが共同で参画する活動企画の実施を進めます。
- 育成活動への参加者を増やすため、効果的な周知及び内容の充実を図ります。

② 安全・安心な子どもの居場所づくり

- 放課後子ども教室を推進するとともに、学童保育との連携を図ります。
- 放課後・休日に利用できるよう社会教育施設などの開放を図り、市民との協働による居場所づくりを進めます。【再掲】

③ 子どもたちの自主企画、運営事業の促進

- 養成講座によるジュニアリーダーの育成を推進し、子どもたち自らの立案により、自主的に運営する事業の企画と実施を進めます。
- 育成事業の修了者が、事業で得たことを活かせるような機会の提供を進めます。

④ 地域資源を活かした体験学習活動の促進

- 自然や郷土文化、農業などの地域資源を教材として、青少年期における特色ある体験的な学習活動や郷土学習を推進します。

第2節 将来を担う子どもたちを育み、生涯を通じて学ぶまち【教育・文化の充実】

4. 生涯学習



◇ 現状と課題

- 高齢社会の到来、社会の成熟、余暇時間の増大、自己実現意欲の高まりなどにより、さまざまな活動や学習に取り組む市民が増えており、生涯学習環境の充実が必要となっています。
- 趣味的な学習については、自主的な活動が盛んで、自立した運営がされています。一方、市の課題に対応する活動や社会に還元される学習活動は少ないうえ、受動的な学習形態である場合が多く、自主的な学習活動を促進する新たな講座や学習形態が必要となっています。
- 中央公民館、白里公民館、中部コミュニティセンターは、各種講座・教室の開催や公民館活動の場として活用されており、施設の適切な維持管理とともに、市民が利用しやすい運用に努めていく必要があります。
- 図書施設については、保健文化センター、白里公民館、中部コミュニティセンター内にそれぞれ図書室を設置していますが、不足する収蔵スペースの確保が必要となっています。
- 世代を問わず市民がいきいきと学び、生涯学習を通じて学んだ成果をまちづくりに活かし、地域の活性化につなげることが求められています。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 施設の長寿命化を推進し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減と施設の最適化するため、令和5年に「大網白里市社会教育・体育施設長寿命化計画」を策定した。
- 各種講座・教室の開催や施設の維持管理、市民が利用しやすい運用に努め、コロナ禍以降の利用者数は回復傾向にある。
- 図書室内のレイアウトを見直し、児童コーナーに書棚を増設したほか、書庫として使用している小学校の空き教室の一部を整備し、不足する収蔵スペースの充実を図った。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)	差異
生涯学習	2.69	5位/46	2.48	14位/46 ▲0.21

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
生涯学習講座の受講生の満足度	89.3%	90.0%	
公民館・コミュニティセンターにおける教室・同好会の利用回数	2,494回	2,800回	
公民館・コミュニティセンターにおける教室・同好会の参加者数	26,632人	28,000人	
図書貸出冊数	134,376冊	135,000冊	

◇ 施策の展開

施策(1) 生涯学習推進体制の充実

① 「生涯学習推進計画」の推進

- 「生涯学習推進計画」にもとづき、今後も市民の生活課題、ライフステージなどに密接した生涯学習を推進します。

② 推進母体組織の機能強化

- 生涯学習推進本部、社会教育委員会議の機能強化を図るとともに、関連する活動団体組織との機能分担により、生涯学習推進体制の充実を図ります。

③ 学習機会の拡充

- 各種講座、公民館事業など、生涯学習事業内容と運営の強化を図り、今日的な市民の生活課題、まちづくり課題についての学習情報や成果が共有できる機会の拡大を進めます。
- 「非核平和都市宣言」にもとづいた、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に伝える非核平和事業を推進します。
- 社会教育施設における教室の見直しなどの検討を進めるとともに、今後も市民ニーズに沿った学習活動の場の提供を推進します。

④ 学習活動団体の育成と相互連携の推進

- さまざまな学習課題に対応する活動団体の育成を進め、団体相互の交流、連携した取り組みを促進します。

⑤ 指導者の育成と確保

- 社会教育主事などの計画的な養成を図るとともに、生涯学習ボランティアへの支援を進めます。

⑥ 学校部活動の地域展開の推進

- 地域や中学校の実情に合わせた部活動の環境を整備し、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に努めます。【再掲】

施策(2) 生涯学習環境の充実

① 関連施設の整備

- 「大網白里市社会教育・体育施設長寿命化計画」にもとづき、既存の社会教育施設の計画的な改修及び維持管理に努めます。

② 施設の管理運営の充実

- 施設の管理運営への市民参画の拡大を図るとともに、学習施設の目的に応じた管理運営体制の最適化を推進します。

③ 関連施設の有効活用

- 施設利用の予約の利便化などを進めるとともに、施設間情報ネットワークを活かした施設利用予約システムの導入を検討します。

施策(3) 生涯学習活動の支援

① 学習情報の提供方法の充実

- 広報紙、ホームページやSNS活用の拡大など、生涯学習案内情報の提供、伝達手段の充実を図ります。

② 学習プログラムの提供

- ライフステージに対応した学習プログラムの企画と学習機会の提供を図ります。

③ 自主企画運営講座の活動支援

- 市民による自主企画講座の募集と活動を支援し、自主運営グループの育成を進めます。

④ まちづくり、地域課題対応の学習企画の推進

- 市民との協働、地域活性化、郷土学習機会の提供など、まちづくりに密接な学習活動を推進します。
- 子どもから高齢者まで異世代が参加できる世代間交流を促進する事業を推進します。

⑤ 生涯学習を通じた交流

- 市の自然、郷土文化、産業など地域資源を活用し、市内外の芸術文化、創作活動グループなどが交流しながら学習する企画を推進します。
- 十枝の森の活用方法について検討します。

施策(4) 図書施設の充実

① 図書サービスの充実

- 生涯学習を行う利用者に必要な知識・情報を提供するための施設として、所蔵資料の充実を図ります。
- 文化活動や健康づくりの拠点となる保健文化センターの計画的な改修を進め、施設の老朽化対策及び図書施設の環境改善に努めます。
- 効率的な資料の購入を行うとともに、相互貸借も活用し、市民ニーズに可能な限り応えていけるよう努めます。
- 大網白里市図書室ウェブサイトの内容の充実を図り、情報発信に努めます。
- 大網駅パブリコ内に設置したブックポストの利用の促進に努めます。

② 児童サービス及び各種団体との協力

- 市民が図書室に親しみ持てるよう、おはなし会、映画会を開催するなど、児童サービスを推進し、利用の促進を図ります。
- 「子ども読書活動推進計画」にもとづき、子どもの発達段階に応じた読書活動の取り組みを、家庭・地域、学校等と連携し推進します。

③ 地域の情報拠点としての基盤整備

- 郷土資料、行政資料などの収集、保管、展示の充実を図ります。

第2節 将来を担う子どもたちを育み、生涯を通じて学ぶまち【教育・文化の充実】

5. 生涯スポーツ



◇ 現状と課題

- スポーツ協会やスポーツ推進委員、各種スポーツ団体が連携を図りながら、市民スポーツ大会や新春マラソン大会、各種スポーツ大会などを開催しています。
- 大網白里アリーナをはじめ、市営の野球場・サッカー場・テニスコートなどのスポーツ施設がありますが、長寿命化計画にもとづき、適切に維持・管理していく必要があります。
- 健康・体力づくりと連携して、年代に応じて誰もが楽しめる生涯スポーツ活動を普及させていくため、「スポーツ推進計画」に沿った取り組みを関係団体と連携して進めていく必要があります。
- スポーツ少年団により、スポーツの振興や体力づくり、心身の健全な育成、スポーツ・レクリエーションなどが行われています。スポーツ少年団の全市的な組織化と育成、団員の拡充と活動種目の拡大を検討するとともに、指導者の養成が必要になっています。
- スポーツには、市民の健康・体力づくりの増進だけではなく、にぎわいや地域における交流の創出などが期待できることから、スポーツ振興とともに、スポーツを通した地域振興を推進することが求められています。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携し、市民スポーツ大会、新春マラソン大会、軽スポーツ体験会を開催することでスポーツの普及に取り組んだ。
- 施設の長寿命化を推進し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減と施設の最適化するため、令和5年に「大網白里市社会教育・体育施設長寿命化計画」を策定した。【再掲】
- 施設の利便性向上及び利用促進のため、大網白里アリーナのキャッシュレス決済対応を行った。また、施設のオンライン予約に関する検討を進めた。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		差異
生涯スポーツ	2.52	16位/46	2.65	5位/46	+0.13

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
スポーツ教室受講者数	208 人	300 人	
市民スポーツ大会参加者数	1,686 人	1,900 人	
新春マラソン大会参加者数	655 人	670 人	
週 1 回以上スポーツをした 市民の割合（成人）	41.0%	50.0%	
社会体育施設の 年間利用者数	201,235 人	212,000 人	

◇ 施策の展開

施策(1) スポーツ推進体制の充実

① 生涯スポーツ振興の指針

- 健康増進とスポーツ活動の密接な連携を重視した「スポーツ推進計画」にもとづき、生涯スポーツの振興を図ります。

② 推進組織の機能分担と連携の強化

- スポーツ協会、スポーツ推進委員、スポーツ少年団などの機能分担と連携を促進し、生涯スポーツを推進する組織体制、事業運営の機能強化を図ります。
- 健康づくり、医療・福祉分野の関係団体・機関との連携事業を推進します。

③ 活動団体の育成

- スポーツ推進組織の機能分担にもとづいて、スポーツ活動団体の育成を促進します。

④ 指導者の育成と確保

- 講習や研修会などの情報提供と参加を促進し、指導者の養成・確保に努めるとともに、生涯スポーツ活動支援ボランティアの養成とスポーツリーダーバンクとの連携を図ります。

⑤ 学校部活動の地域展開の推進

- 地域や中学校の実情に合わせた部活動の環境を整備し、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に努めます。【再掲】

施策(2) スポーツ施設の充実

① スポーツ施設の機能整備

- 利用者が安全に、かつ安心して利用できるよう、大網白里アリーナを含む社会体育施設の適正な維持管理に努めます。
- 「大網白里市社会教育・体育施設長寿命化計画」にもとづき、計画的にスポーツ施設の改修を進めます。

- 施設利用の予約の利便化などを進めるとともに、施設間情報ネットワークを活かした施設利用予約システム導入を検討します。【再掲】

② 施設管理運営体制の充実

- 学校開放も含めた利用調整機能を強化するとともに、スポーツ施設の維持管理運営体制を検討します。

③ 健康増進や観光との連携

- 丘陵、田園、海岸に連なる地域を活かしたウォーキングコースの設定など、健康増進や観光との連携に努めます。

施策(3) スポーツ活動の促進

① 生涯スポーツの普及

- 健康・体力づくりを重視した各種スポーツ教室を開催するとともに、市民のスポーツ活動を支援します。
- 市内での各種スポーツ大会等の開催を契機として、子どもから高齢者まで、体力づくりやスポーツに対する意識の向上を図ります。
- スポーツ大会などの開催運営への支援を図り、スポーツ活動の促進に努めるとともに、大会参加者の安全面に配慮した大会の実施に努めます。

② 競技スポーツの振興

- スポーツ協会などの運営強化により、選手の育成や団体競技の強化、指導力の向上、各種大会への出場奨励や大会誘致の推進など、競技スポーツの振興を促進します。

③ スポーツ交流の推進

- 地域間交流などによるスポーツを通じた相互交流を推進します。

④ スポーツ合宿の受け入れ推進

- 高校や大学、企業などのスポーツ団体を受け入れる体制の整備を図り、情報提供を進めます。

第2節 将来を担う子どもたちを育み、生涯を通じて学ぶまち【教育・文化の充実】

6. 地域文化



◇ 現状と課題

- 地域における文化活動は、生活への潤いと精神的な豊かさをもたらし、本市に対する理解や関心、郷土愛を高めていく上で、重要な位置付けにあります。
- さまざまな同好会などの文化活動グループや各種郷土芸能の保存団体などの活動が行われていますが、関係者の高齢化が進み、後継者の育成が必要となっています。
- 博物館法上に位置付けられた登録博物館として認定を受けたデジタル博物館を活用し、市内の郷土資料や文化財などを広く公開しています。
- 郷土文化や郷土芸能を若い世代にも継承するため、身近にふれることができる機会の創出が必要となっています。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 令和6年3月に大網白里市デジタル博物館が登録博物館として認定を受けた。
- デジタル博物館を活用し、本市の歴史・民俗・美術等をインターネット上で広く公開するとともに、各種団体向けの出前講座を実施したほか、小学生向けの新規コンテンツを作成することで市内小中学校での出前授業に活用した。
- 産業文化祭文化の部や郷土芸能発表会を開催し、教室・同好会や郷土芸能保存会に発表の機会を提供した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)	差異	順位
地域文化	2.58	8位/46	2.54	9位/46 ▲0.04

(資料)市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
産業文化祭「文化の部」における来場者数	1,194人	1,300人	隔年開催
指定・登録文化財等の総数	24件	25件	
デジタル博物館を閲覧(アクセス)した件数	333,557件	340,000件	

◇ 施策の展開

施策(1) 地域文化振興体制の充実

① 文化活動施設の整備

- 地域文化の普及、活動拠点となる既存の文化活動施設の計画的な改修及び維持管理に努めます。

② 文化活動団体の育成

- 文化団体・サークルなどの育成と相互の交流を促進し、活動を支援します。
- 生涯学習ボランティアへの支援により、指導者の発掘・育成に努めます。

③ 地域文化活動情報の発信強化

- 文化活動団体のイベントや活動の市民周知を図るとともに、芸術文化公演事業、文化イベントの広域的な情報発信を進めます。

施策(2) 地域文化活動の支援

① 芸術文化事業の推進

- 優れた芸術文化にふれる機会や楽しむ機会を充実するとともに、関連団体と協力して芸術文化事業を実施します。

② 活動団体の発表と交流機会の充実

- 産業文化祭文化の部など、文化団体・グループによる活動の発表機会の充実を図ります。
- 市内で活動している団体の活動報告をホームページで紹介するなど、団体の組織強化を支援します。

③ 子どもたちの文化芸術体験企画の推進

- 芸術文化にふれる機会を提供するため、子どもたちの芸術や創作体験企画、デジタル博物館の活用による地域の歴史や郷土学習企画を推進します。

④ 市内外の文化交流企画の推進

- 市内外の芸術文化、創作活動グループがともに参画するワークショップなど、文化交流企画の推進に努めます。

施策(3) 郷土文化・芸能の保全と継承

① 文化財などの調査・保護・活用

- 貴重な文化財を次代に継承するため、文化財の周辺環境の整備など保護対策を推進します。
- 新規指定候補の調査研究、既存の文化財などの活用による文化財保護思想の普及と郷土意識の高揚を図ります。
- 文化財などの情報を市内外へ向けて発信するとともに、周遊コースの設定など観光資源としての活用と市の魅力向上を図ります。

② 郷土文化の情報提供と公開

- 市で所蔵している郷土資料や文化財などの文化資源の活用に向けて、収集・保存・調査・展示の充実を図るとともに情報発信に努めます。
- 文化財などの郷土の文化資源を紹介する冊子やマップの活用を促進するとともに、自然、歴史文化、伝統産業など地域資料のデジタルデータ化を推進し、デジタル博物館の内容充実を図ります。

③ 郷土芸能の継承支援

- 各種郷土芸能の保存団体の活動を支援します。

④ 郷土学習活動の推進

- 出前講座などと連携した郷土学習活動を推進し、歴史文化のガイドや講師の育成に努めます。

⑤ 専門職員の育成

- 文化財行政全般への対応や、登録博物館として認定を受けた「デジタル博物館」を活用するため、専門職員の養成を図ります。

第3節 誰もが快適に暮らせるまち【都市基盤の整備】

《施策体系》

基本 施 策	施 策	個 別 施 策
1. 道路整備	(1) 道路網の整備	① 国道の整備促進
		② 主要地方道、一般県道の整備促進
		③ 都市計画道路の整備
		④ 広域農道の整備促進
		⑤ 市道の整備
		⑥ 私道の整備補助
	(2) 道路環境の整備	① 道路の安全・安心環境の整備、維持管理
		② 沿道美化や景観づくり
	(1) 公共交通の充実	① 鉄道の利便性の確保
		② 路線バスの利便性の確保
2. 公共交通		① 公共交通システム充実の検討
(2) 新たな交通手段の確保	② 新たな公共交通システムの確保	
	③ 公共交通空白地域解消への検討	
(1) 駅周辺整備	① 直面している懸案への対処	
	② 市の顔づくりへの取り組み	
	③ 利便性の向上	
4. 市街地形成	(1) 都市の土地利用の整備・開発・保全	① 開発ポテンシャルへの対応
		② 計画的な市街地形成
		③ 地域の維持・活性化への対応
	(2) 良好的な市街地景観の形成	① 自然と調和する落ち着きのある景観形成
		① 防災対応
	(3) 安全な市街地と住環境の整備	② バリアフリーのまちづくり
		③ 良好的な市街地環境の形成
	(4) 土地情報の整備	① 地籍調査の推進

基本 施策	施 策	個 別 施 策
5. 下水道・排水対策	(1) 下水道事業の推進	① 下水道施設の広域化・共同化
		② 下水道施設の改築
		③ 下水道処理施設の維持管理
		④ 下水道施設の整備
	(2) 雨水排水対策の推進	① 河川改修や排水施設などの整備
		② 雨水排水施設の維持管理
		③ ため池、排水機場や排水路の整備
		④ 排水機場施設の整備促進
		⑤ 河川や幹線排水路の浚渫
	(3) し尿・汚泥の処理	① し尿・汚泥の処理
		② 合併処理浄化槽
6. ガス・水道	(1) 市営ガスの供給	① ガス供給施設の整備
		② ガス事業の運営
	(2) 上水道の供給	① 水道供給
7. 公園・緑地	(1) 公園機能の整備・維持	① 自然公園
		② 都市公園
		③ その他の公園
		④ 市民参画、協働の取り組み

第3節 誰もが快適に暮らせるまち【都市基盤の整備】

1. 道路整備



◇ 現状と課題

- 令和8年度に予定されている圏央道の県内区間全線開通に伴い、圏央道大網白里SIC（スマートインターチェンジ）による本市への人の流れ、災害時の人命救助やエネルギー供給の強化、物流の効率化による地域経済の活性化など、さまざまな効果の向上が期待されています。
- 都市計画道路大網駅東中央線の開通によって、大網駅周辺における通勤・通学時の慢性的な交通渋滞を緩和し、通行者に安心・安全な交通環境の提供に寄与しています。
- 圏央道大網白里SICと大網市街地を結ぶ、主要地方道千葉大網線の整備促進について、継続して千葉県へ要望活動を行う必要があります。
- 市街地内の主要道路の交通渋滞を軽減するため、周辺市町と連携した一体的な道路交通体系の確立が課題となっています。
- 高度経済成長期に整備された道路や橋りょうの多くが更新時期を迎えるなかで、市民から歩行者の視点に立った道路の改良や段差の解消、通学路の交通安全対策など、安心・安全な道路の整備が求められています。
- 幅員の狭い道路や危険箇所等の整備について、地域からの要望が多く出されているため、必要性・緊急性を勘案し、計画的に継続して取り組む必要があります。また、道路上に張り出した樹木等の枝についても、関係者のご協力を得ながら、適正に維持管理を行い、道路交通の安全確保を図る必要があります。
- 道路を良好な状態に保つため、計画的に道路舗装の補修に取り組む必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 安全な道路環境を構築するため、幅員の狭い箇所や曲箇所の道路改良工事を行った。
- 橋りょうの定期点検やトンネルの補修工事を実施した。
- 圏央道大網白里SICの利用状況調査や検証を実施した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		
道路整備	2.09	39位/46	1.93	43位/46	▲0.16

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6 年度)	目標値 (令和12 年度)	備 考
道路改良済延長	198km	200km	
都市計画道路整備済延長	23.42km	23.58km	
道路の舗装補修延長	4,084m	14,000m	

◇ 施策の展開

施策(1) 道路網の整備

① 国道の整備促進

- 国道128号の4車線化について、県に整備促進を要望します。

② 主要地方道、一般県道の整備促進

- 主要地方道千葉大網線の改良について、県に整備促進を要望します。
- 主要地方道山田台大網白里線の大網駅前広場前の湾曲区間について、県に直進化整備を働きかけます。
- その他県道の安全で快適な道路交通を確保するため、県に主要道路網整備を働きかけます。

③ 都市計画道路の整備

- 社会情勢や地域特性を踏まえ、将来を展望した体系的・効果的な都市計画道路の整備を推進します。
- 通勤通学や買い物など、自転車、歩行者の通行の安全を確保するとともに、利便性の高い市街地形成を実現する道路整備を推進します。
- 市街地内の通過交通を排除し、渋滞の解消及び走行時間の短縮による二酸化炭素排出量の削減を図り、地球温暖化に配慮した道路交通網の構築を推進します。
- 「千葉県都市計画道路見直しガイドライン」にもとづき、未整備の都市計画道路を評価・検証し、市の発展に寄与する効果的な都市計画道路のあり方を検討します。

④ 広域農道の整備促進

- 広域営農団地農道整備事業を促進します。

⑤ 市道の整備

- 幅員の狭い道路や危険な通学路など、必要性や緊急性を勘案し、道路整備を推進します。
- 道路の損傷箇所や排水不良箇所などについて、必要性や緊急性を勘案し、状況に応じて速やかに補修を進めます。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」にもとづき、安全性の確保と補修費用等を抑制した予防・保全による維持管理を進めます。
- 瑞穂地区幹線道路整備事業を推進します。

⑥ 私道の整備補助

- 地域の生活環境の改善と快適な通行を確保するため、必要に応じた支援を進めます。

施策(2) 道路環境の整備

① 道路の安全・安心環境の整備、維持管理

- 道路改良整備による歩道整備や通行危険個所の安全対策など、歩行者・自転車・自動車が安全に通行できるよう生活道路の整備を進めます。
- 通行の妨げになる道路に張り出した樹木の枝や雑草等については、所有者や地域の方々の協力を得ながら、適正な管理を促進します。
- 道路を良好な状態に保つため、計画的に舗装補修を進めます。

② 沿道美化や景観づくり

- ボランティア団体による公共空地等への草花植栽活動を支援し、市内に潤いと安らぎを創出する市民が主体のまちづくり活動を推進します。

第3節 誰もが快適に暮らせるまち【都市基盤の整備】

2. 公共交通



◇ 現状と課題

«鉄道»

- 市内に鉄道駅は大網駅と永田駅があり、令和6年度の1日平均乗車人数は合計で9,455人（大網駅：8,652人、永田駅：783人）ですが、令和元年度の11,030人（同：10,057人、973人）と比べると、両駅ともに減少しています。
- 大網駅に接続する外房線・東金線の両路線は、ダイヤ改正による快速電車の減便によって利便性の低下が懸念され、沿線自治体と連携して利便性の回復・さらなる向上をJR東日本に対して要望していく必要があります。

«路線バス»

- 市内を運行する路線バスは利用者の減少や働き方改革による運転手の不足により、ダイヤ改正や既存路線の縮小などが発生しています。高齢化により見込まれる今後の需要に対応した移動手段を確保するため、運転免許証返納による割引サービスを周知するなど、利用者を確保して各路線を維持する取り組みが必要です。

«コミュニティバス»

- 市では、公共交通空白地域の解消に向け、増穂地区と白里地区でコミュニティバスを運行しています。瑞穂地区の公共交通空白地域を解消するため、令和8年度から新たなコミュニティバスの実証運行を開始しました。
- 地域の方々のニーズを踏まえたルート設定や、回数券・各種割引制度の実施により利用者数は好調に推移していますが、継続的な運行のためには引き続き利用者の増加に向けた取り組みが必要です。
- 既存路線の縮小や廃止によって公共交通空白地域となる可能性が生じる地区について、コミュニティバスの導入など新たな公共交通施策を検討する必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 沿線自治体と連携し、JR東日本に対する要望活動等を実施した。
- 市内を運行する路線バスを通学に利用している学生を対象に、定期乗車券購入費の一部を補助することで、路線バスの利用を促進し、既存路線の維持に取り組んだ。
- 原油価格や物価の高騰により運行経費が増大するなか、地域公共交通を担っている公共交通事業者に対し、公共交通事業者支援金を交付し、市民生活に影響の大きい地域公共交通サービスの事業継続を支援した。
- 市で運行するコミュニティバスの利用促進のため、回数券の導入や運行ルートの見直し等を実施し、利便性向上に努めた。
- 路線バスの休止により、みずほ台周辺に生じた公共交通空白地域を解消するため、新たなコミュニティバスの運行開始に向けた検討を行い、令和8年4月の実証運行開始に向けた準備を進めた。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)		差異
公共交通	2.00	42位/46	1.98	42位/46 ▲0.02

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
コミュニティバスの年間乗車人数	28,761人	36,300人	
1日あたりの鉄道乗車人数	9,435人	10,000人	

◇ 施策の展開

施策(1) 公共交通の充実

① 鉄道の利便性の確保

- 鉄道の利便性向上を図るため、運行本数の増加、千葉・東京方面への直通電車の増発、施設のバリアフリー化の推進などについてJR東日本に要望します。
- 大網駅、永田駅の駅舎改良、施設利用の利便性向上などをJR東日本に要望します。

② 路線バスの利便性の確保

- 路線バスの運行維持・確保について、バス事業者に働きかけます。
- 利用者の利便性の向上につながるノンステップバスや運賃の電子マネー決済の導入について、バス事業者へ働きかけます。
- 利用者の動向や意見を踏まえて、運転免許証返納による割引制度の周知や、高速バスなどの新たな路線創設について、バス事業者へ働きかけるとともに、バス路線維持に向けた市民への利用啓発を推進します。

施策(2) 新たな交通手段の確保

① 公共交通システム充実の検討

- 本市の実情に即した公共交通システムの実現に向けて、地域公共交通活性化協議会と連携して検討を進めます。
- 地域公共交通網形成計画にもとづき、持続可能な公共交通網の形成と利便性の向上を図るとともに、情報発信や利用啓発活動により公共交通の利用を促進します。
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律にもとづく、「地域公共交通再編実施計画」の策定を検討します。

② 新たな公共交通システムの確保

- コミュニティバスについて、利用者の確保を図り運行を維持するとともに、利用者のニーズや意見を踏まえて、さらなる利便性の向上を図ります。
- 事業者と協力し、季美の森整形外科の送迎バスの利用を進め、自力で移動手段を持たない高齢者の外出を支援します。
- 福祉・介護などの施設や機関と連携して、事業所の送迎バスを活用するなど、新たなサービスを検討します。

③ 公共交通空白地域解消への検討

- 公共交通空白地域の解消に向けた補完的な交通手段を検討するとともに、公共交通問題に取り組む市民組織などとの協働の取り組みを検討します。

第3節 誰もが快適に暮らせるまち【都市基盤の整備】



3. 駅周辺整備

◇ 現状と課題

- 大網駅周辺は、市民だけでなく多くの人が集う場所であり、駅周辺の活性化が求められているため、今後も駅周辺のまちづくりを進め、都市基盤の充実など市民の利便性の高い拠点整備を進めるとともに、市民が主体となったまちづくりを推進していく必要があります。
- 大網駅東地区では、土地区画整理事業により平成30年に都市計画道路大網駅東中央線が開通し、駅東側の通勤・通学時における交通渋滞が大幅に軽減したほか、区域内における宅地造成や公共下水道などの都市基盤整備が完了しました。
- 大網駅南地区では、土地所有者や関係区長が市との協働によりまちづくりを検討する「大網駅南地区まちづくり協議会」を発足し、大網駅南地区のまちづくりの方向性を示す「大網駅南地区まちづくり構想」が策定され、市への提言がありました。今後、構想の実現化に向けた検討を進めていく必要があります。
- 大網駅周辺では、住宅や生活利便施設による土地利用を促進するため、「市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準」により、土地所有者や事業者が主体となって地区計画を提案するまちづくりを進めています。
- 大網駅前広場は、通勤・通学時において慢性的な渋滞が生じているとともに、バスやタクシーなどの公共交通機関や一般車両の乗降スペースなどが不足している状態のため、一部の利用者においてルールが守られていない状況にあります。今後、大網駅南地区の整備を視野に入れ、歩行者に配慮した駅前広場の整備に取り組む必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 大網駅南地区を市の玄関口にふさわしい魅力ある地区とするため、令和4年10月に土地所有者や関係区長が市との協働によりまちづくりを検討する「大網駅南地区まちづくり協議会」を発足。令和7年6月に「大網駅南地区まちづくり構想」が策定され、市への提言がなされた。
- 大網駅前広場の利用者間のトラブルへの対策として、一般車両乗降禁止区域にカラーコーンを設置するほか、タクシー運転手への周知及びタクシー乗場案内看板の移動などを行い、改善を図った。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		差異
駅周辺整備	1.85	45位/46	1.71	45位/46	▲0.14

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
「駅周辺整備」に満足している市民の割合	15.8%	上昇	市民アンケートで満足と回答した割合

◇ 施策の展開

施策(1) 駅周辺の整備

① 直面している懸案への対処

- 駅前広場の再整備計画にもとづき、送迎用乗降場所の確保など、朝・夕の送迎時の渋滞緩和と安全性の確保への対処を進めるとともに、「駅前広場の設置及び管理に関する条例」に定めた適正な管理に努めます。

② 市の顔づくりへの取り組み

- 中長期的な取り組みとして、大網駅周辺の市街地整備の推進による駅周辺一帯の都市的地域利用への転換を図るため、大網駅南地区まちづくり協議会から市へ提言された「大網駅南地区まちづくり構想」を踏まえた市のまちづくり方針を策定し、地域の方々・事業者と協働して市の玄関口にふさわしいまちづくりの推進に努めます。
- 大網駅周辺の市街化調整区域は、「市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準」にもとづき、市の玄関口にふさわしい商業・業務機能や都心居住機能を中心とした土地利用の誘導を図ります。
- 大網駅周辺のまちづくりに寄与する駅周辺の幹線道路の整備を推進します。
- 放置自転車対策を進め、駅前等の安全かつ円滑な移動の確保に取り組むとともに、駐輪場利用状況等の動向をみながら駐輪場の適正な整備、管理に努めます。

③ 利便性の向上

- 大網駅、永田駅の駅舎改良、施設利用の利便性向上などをJR東日本に要望します。【再掲】

第3節 誰もが快適に暮らせるまち【都市基盤の整備】

4. 市街地形成



◇ 現状と課題

- 本市の市街地は、商業・業務ゾーン（大網駅周辺、国道128号沿道、永田駅周辺、増穂地区及び白里地区の主要地方道山田台大網白里線沿道）、住宅市街地ゾーン（大網地区市街地、増穂地区市街地、白里地区市街地、5団地）に分けて住宅や商業施設の集積が進んでいます。
- 圏央道大網白里SICによる広域交通アクセスの向上による効果を取り込むため、自動車交通の円滑な誘導や産業などの受け皿となる拠点づくりが必要です。
- 大網駅周辺や国道128号沿道の市街化調整区域について、地域の特性や実情に応じた土地利用を促進するため、「市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準」により、土地所有者や事業者が主体となって地区計画を提案するまちづくりを進めています。
- 人口減少に歯止めをかけて将来の活力を維持していくためにも、良好な居住環境の維持・改善を進める必要がある一方で、市街化区域縁辺部における市街化調整区域では、開発による住宅供給が増加しており、過度に進行した場合、将来的な行政負担が懸念されることから、秩序ある土地利用が求められています。
- 道路や排水などのインフラが十分に整備されていない既成市街地については、良好な市街地環境の形成を図っていく必要があります。
- 景観法にもとづく景観行政団体として、市民・事業者・行政の協働による地域特性を活かした景観づくりを推進し、次の世代へ引き継いでいく必要があります。
- 障がい者や高齢者、身体機能が低下した人も、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、バリアフリーなまちづくりを進めていくことが必要です。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例を策定し、太陽光発電設備が地域住民の安全面、生活環境等に配慮された事業内容となっているか協議を行っている。
- 国道128号沿道は、「市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準」にもとづく地区計画の提案により、次の地区計画を決定し、適切な沿道型商業・業務系の土地利用の誘導を図った。
 - ・ 国道128号沿道 永田地区地区計画 令和4年9月16日決定
 - ・ 国道128号沿道 経田字井戸田地区地区計画 令和6年8月30日決定
 - ・ 国道128号沿道 経田字三ノ作地区地区計画 令和7年5月30日決定
 - ・ 国同128号沿道 大網字七島地区地区計画 令和7年8月30日決定
- 令和6、7年度で、県下一斎都市計画の定期見直しにおいて「区域マスタープラン」の見直し検討に取り組んだ。
- 令和6、7年度で、「都市計画マスタープラン」の見直し検討に取り組んだ。
- 手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修費用の一部を支給し、介護認定を受けている方が在宅での日常生活に支障をきたさないよう、バリアフリーに配慮した住環境の普及に努めた。
- 地籍調査を実施し、土地に関する権利の保護、土地取引の円滑化、行政の効率化を図った。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)		差異
市街地形成	2.01	41 位/46	2.05	40 位/46

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6 年度)	目標値 (令和12 年度)	備 考
「市街地形成」に満足している市民の割合	30.3%	上昇	市民アンケートで満足と回答した割合
市街化調整区域の提案制度を活用した地区計画の決定件数【延べ】	3 件	5 件	
地籍調査の実施面積	4.2k m ²	6.0k m ²	

◇ 施策の展開

施策(1) 都市的土地利用の整備・開発・保全

① 開発ポテンシャルへの対応

- 圏央道大網白里SIC の開設や国道 128 号の 4 車線化整備など、交通立地環境の変革に伴う開発ポテンシャルの上昇を地域活性化に結びつけるため、多様な市街地形成や新規土地需要への対応を進めます。
- 国道 128 号沿道は、「市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準」にもとづき、適切に沿道型商業・業務系の土地利用の誘導を図ります。

② 計画的な市街地形成

- 社会経済情勢の変化に対応した都市計画制度の運用ため、土地利用状況等の基礎調査や社会経済状況の変化を踏まえ、適宜適切に都市計画や都市計画マスタープランなどの見直しを図ります。
- 地域の実情やめざす市街地像に応じた良好な市街地環境の形成のため、地区計画等により計画的に適切な土地利用の誘導を図ります。

③ 地域の維持・活性化への対応

- 地域の実情に応じた開発許可制度の運用を行います。
- 既存の建築物を地域資源として活用し、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他地域の活力の再生に資する施設の立地を促進します。
- 人口減少、高齢化の進行により、地域コミュニティや日常生活の維持、地域での生計の確立への影響に対応するため、地域における生活利便施設や産業施設などの立地に関する土地利用の検討を進めます。

施策(2) 良好な市街地景観の形成

① 自然と調和する落ち着きのある景観形成

- 市の景観特性を活かした良好な景観を形成するため、景観計画の基本方針にもとづき、市民・事業者・市それぞれが主体となって良好な景観づくりへの取り組みを促進します。
- 建築・開発行為などに対し、景観計画（景観形成基準）適合審査を活用して景観への配慮を促進します。
- 太陽光発電設備を設置しようとする事業者に対し、条例にもとづく事前協議や住民説明会の開催のほか、事業実施への配慮事項及び関連法令の遵守を求め、災害の防止、環境及び景観の保全、市民の安全安心の確保を促進します。

施策(3) 安全な市街地と住環境の整備

① 防災対応

- 災害発生時の被害を軽減するため、木造住宅の耐震化の促進を図るとともに、避難路等の確保に関する施策を検討します。

② バリアフリーのまちづくり

- 「千葉県福祉のまちづくり条例」などにもとづき、市内の施設・設備のバリアフリー化やユニバーサルデザインにもとづく整備を推進します。
- 障がい福祉サービスの活用により、障がい者の安全に配慮した住環境のバリアフリー化への支援に努めます。

③ 良好的な市街地環境の形成

- 開発許可制度や宅地開発事業指導要綱、地区計画制度にもとづき、良好な市街地環境の形成を図ります。
- 市街地における緑化を推進し、潤いと安らぎのあるまちづくりを進めます。

施策(4) 土地情報の整備

① 地籍調査の推進

- 土地に関する権利の保護や土地取引の円滑化、行政の効率化を図るため、土地境界の確認、地籍測量、地籍図作成を行う国土調査法にもとづく地籍調査を長期的に進めます。

第3節 誰もが快適に暮らせるまち【都市基盤の整備】

5. 下水道・排水対策



◇ 現状と課題

«下水道»

- 下水道は、住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、市民が快適で豊かな生活を送るための社会基盤であるとともに、河川や海などの公共用水域の水質保全に欠かせないものです。
- 下水道人口の指標である整備状況（令和6年4月1日）は、普及率56.7%、水洗化率96.1%となっています。
- 下水道施設は規模が大きく多額の維持管理費用が必要となるため、効率的な維持管理を行うとともに、施設の集約化を主体とする統廃合を行い、施設の最適化や運転管理の改善により維持管理費用の削減に取り組む必要があります。
- 公共下水道施設では、すでに老朽化した施設に対し改築更新工事を進め、下水道の機能確保に努めています。また、農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント施設についても、施設の老朽化が顕著となってきており、今後の対応について検討していく必要があります。
- 公共下水道事業は、下水道未整備区域の解消に向けて整備を進めていく必要があります。なお、農業集落排水事業とコミュニティ・プラント事業については、すでに下水道整備を完了し、施設の維持管理に努めています。

«雨水排水»

- 排水路の未改修区間や老朽化した区間が多く、「排水対策マスタープラン」にもとづいた緊急度の高い地区的排水対策を実施しており、整備の優先性や効率性を踏まえた河川改修、排水路の整備が必要とされています。また、市街地の浸水被害の軽減対策として、各ポンプ場の適正な維持管理を行っていく必要があります。
- 千葉県が実施している大網駅上流側の二級河川小中川の整備に合わせ、周辺の内水対策を講じて浸水被害を軽減させる必要があります。

«合併処理浄化槽»

- 現在も汲み取りや単独浄化槽を使用している世帯があり、補助金交付により合併処理浄化槽への転換を促していく必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 効率的な下水道施設の維持管理に向け、農業集落排水事業2地区、コミュニティ・プラント事業1地区の統廃合に必要な下水道事業計画の見直しを行った。
- 排水対策マスタープランにもとづき、市内5路線において排水路の整備工事を行ったほか、準用河川金谷川の流下能力を確保するために護岸工事を実施した。
- 市街地の浸水被害の軽減対策として、雨水ポンプ場2施設の適正な維持管理の実施及びポンプの運転水位について見直しを行った。
- 合併処理浄化槽設置整備事業補助事業を実施し、単独浄化槽や汲取り便槽からの転換を促進した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)		差異
下水道・排水対策	2.09	39 位/46	1.99	41 位/46 ▲0.10

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6 年度)	目標値 (令和12 年度)	備 考
下水道による水洗化率	96.2%	97.0%	
排水路の整備済延長	10.1km	10.6km	
合併処理浄化槽設置（転換） 補助基数	49 基 (令和3~6 年度)	100 基	目標値は令和8~12 年度の延べ基数

◇ 施策の展開

施策(1) 下水道事業の推進

① 下水道施設の広域化・共同化

- 下水道の各事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業）について、施設の集約化を主体とする統廃合を行い、効率的な事業運営に努めます。

② 下水道施設の改築

- 老朽化する下水道施設について、改築計画を策定し、国からの交付金を活用しながら計画的な改築を進め、下水道の機能確保に努めます。

③ 下水道処理施設の維持管理

- 各事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業）で建設した下水道施設について、一体的、効率的に維持管理を行い、汚水を適正に処理しながら経費の削減に努めます。

④ 下水道施設の整備

- 公共下水道の污水管きょの整備により処理区域の拡大に努めます。

施策(2) 雨水排水対策の推進

① 河川改修や排水施設などの整備

- 「排水対策マスターplan」にもとづいた準用河川金谷川の改修、排水路の整備を推進します。
- 二級河川小中川の改修整備の促進について、県に要望します。
- 大網駅周辺の内水対策を講じて浸水対策の軽減に努めます。

② 雨水排水施設の維持管理

- 市街地の浸水被害の軽減対策として雨水ポンプ場の適正な維持管理に努めます。

③ ため池、排水機場や排水路の整備

- ため池の維持管理を充実するとともに、湛水被害の発生を未然に防止する排水機場や排水路の整備・維持管理について関係機関へ要請します。

④ 排水機場施設の整備促進

- 下ヶ傍示揚排水機場の除塵機設備等の更新など、地域農業水利施設ストックマネジメント事業を推進します。

⑤ 河川や幹線排水路の浚渫^{しゅんせつ}

- 市が管理する河川及び幹線排水路の堆積土砂を掘削し、流下能力を回復させるよう努めます。

施策(3) し尿・汚泥の処理

① し尿・汚泥の処理

- 山武郡市広域行政組合（環境アクアプラント）との連携による処理体制の維持に努めます。

② 合併処理浄化槽

- 費用の一部助成を行い、単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 浄化槽の法定検査や保守点検などの適正管理を啓発し、生活排水の適正な処理を促進します。

第3節 誰もが快適に暮らせるまち【都市基盤の整備】

6. ガス・水道



◇ 現状と課題

《ガス》

- ガス事業においては、経年要対策管約32kmを令和10（2028）年度までに入れ替える計画を進めておりましたが、工事費用の増加などの理由から、計画の延長について検討する必要が生じています。
- 新築件数の増加により需要家は増加しておりますが、平均気温の上昇などの影響を受けてガス販売量は減少傾向となっています。
- 将来にわたって安定したガス供給や、経年管や老朽化した設備などの改修を行っていくため、ガス料金の改定を実施し、持続的で安定的な経営の確保に取り組んでいます。

《水道》

- 九十九里地域は、地勢上、量的・質的に適した水源がなく、利根川水系から房総導水路を通して取水しているため、他地域と比較すると受水費が高額となっているほか、人口減少等により給水収益の増加が見込めない中、老朽化した水道施設の更新や耐震化への対応が求められており、水道事業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあります。
- これまで、九十九里地域水道企業団が九十九里地域一帯の水道用水供給事業を担っていましたが、令和8年4月に千葉県企業局及び南房総広域水道企業団と統合し、千葉県企業局が水道用水供給事業を開始しました。
- 上水道は、末端給水事業者である山武都市広域水道企業団から各家庭に配水され、普及率は99.5%（令和6年度）となっています。
- 水道料金については、山武都市広域水道企業団の構成市町として高料金対策補助金を負担しており、水道料金格差の是正や住民負担の軽減に努めています。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

《ガス》

- 経年要対策管に対し、非開削工法及び他工事同時施工といった経費削減に努めながら入替工事を実施した。
- 令和7年度にガス料金の改定を実施し、ガス料金の適正化を進めた。

《水道》

- 山武地域水道企業団に対し、行財政改革に関する要望書を構成市町連名で令和5年8月に提出した。
- 「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会」において統合に向けた協議を行い、令和7年1月に統合に関する基本協定書を締結した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)		差異
ガス・上水道	2.56	13位/46	2.66	3位/46

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
経年本支管入替延長 (ガス管)	21.6km	28.7km	経年要対策管約32km に対する入替延長
経年配水管入替延長 (水道管)	4.1km	8.41km	目標値は令和8~12年度 の入替計画延長

◇ 施策の展開

施策(1) 市営ガスの供給

① ガス供給施設の整備

- 「導管入替計画」にもとづいた経年管対策事業など老朽設備の改修・更新を図るとともに、供給施設の保安・維持管理の充実を図ります。

② ガス事業の運営

- 持続的で安定的な経営を確保するため、ガス料金の適正化について検討します。
- 天然ガス利用の優位性についての情報提供と啓発を図ることで利用者の確保に努め、公営企業としての経営改善への取り組みを推進します。

施策(2) 上水道の供給

① 水道供給

- 山武都市広域水道企業団と連携し、水の安定供給を図るよう施設の適正な維持管理を要望するとともに、地域によって異なる水道料金の格差の是正を要望します。
- 県内水道の統合・広域化に向けて関係機関と協議を進めます。

第3節 誰もが快適に暮らせるまち【都市基盤の整備】

7. 公園・緑地



◇ 現状と課題

- 小中池公園は、県内有数の長さを誇るローラー滑り台や豊かな自然に囲まれており、年間を通して市内外の来園者の憩いや遊びの空間として親しまれていますが、平成8年の開園から28年が経過し、多くの施設の老朽化が顕著となっていることから、安全性や快適性を計画的に確保するため、「小中池公園再整備基本構想」の実現に向け、「小中池公園再整備基本計画」にもとづいた公園整備に努めています。
- 白里海岸公園は、ニーズの多様化や社会状況の変化により来園者が減少したため、全体公園面積の約34%を廃止し、一部の公園用地を残して国へ返還しています。
- 市内には都市公園が36箇所、緑地が31箇所、緑道が17箇所あり、市民同士の交流の場や憩いの場となっています。都市公園は、遊具などの老朽化が顕著となっており、安全性や快適性を確保する適切な修繕及び地域住民との協働による維持管理を進める必要があります。
- 市内には児童遊園が23箇所、多目的広場が3箇所あり、児童の健全な遊び場所や市民の憩いの場となっています。児童遊園は、遊具などの老朽化が顕著となっており、安全性や快適性を確保する適切な修繕を進める必要があります。
- 子どもの発達や学びの連続性を保障するために、幼稚園・保育所・小学校の情報共有や相互理解を促進するなど積極的な連携を図る必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 「小中池公園再整備基本構想」の実現に向け、令和7年4月に「小中池公園再整備基本計画」を策定した。
- 令和3年4月に策定した「白里海岸公園のあり方について」にもとづき、全体公園面積の約34%（約2ha）を廃止し、公園用地を国へ返還した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)	差異
公園・緑地	2.47	20位/46	2.54	9位/46

（資料）市民アンケート調査結果（令和元年度・令和6年度実施分）

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
「公園・緑地」に満足している市民の割合	56.2%	上昇	市民アンケートで満足と回答した割合
自治会への公園維持管理委託数	2団体	2団体	

◇ 施策の展開

施策(1) 公園機能の整備・維持

① 自然公園

- 「小中池公園再整備基本計画」にもとづき、小中池公園の魅力向上に努めるとともに、自然環境を活用した特色のある公園整備に努めます。
- 自然とふれあい、安全・安心に過ごせる憩いの場として、小中池公園及び白里海岸公園が利用されるよう適正な維持管理に努めます。
- 白里海岸公園の風致景観の保全に努めるとともに、現状や課題等を踏まえ、今後のあり方を検討し、管理運営の見直しを進めます。

② 都市公園

- 公園の利用の増進に向け、安心・安全を最優先に施設の点検等を実施し、適正な維持管理に努めます。

③ その他の公園

- 地域市民の憩いの場や余暇活動、防災拠点などに資する公園管理に努めます。

④ 市民参画、協働の取り組み

- 地域コミュニティ活動と連携した公園の維持管理、美化活動や花の植栽への市民協力など、協働の推進を図ります。
- 区・自治会などによる公園などの管理を推進します。

第4節 人と自然が調和したまち【自然環境との共生】

《施策体系》

基本 施 策	施 策	個 別 施 策
1. 地球温暖化対策	(1) 温室効果ガス排出量の削減	① 「地球温暖化対策実行計画」の推進
		② 地球温暖化防止活動の情報提供
		③ 「環境基本計画」の見直しと推進
	(2) 省エネ取り組みの促進	① 活動団体の育成
		② 家庭や事業所などでできる環境保全の促進
	(3) 再生可能エネルギーの利用	① 再生可能エネルギー活用の普及
		② 既存の取り組みの展開
	(1) ごみ収集・処理体制の充実	① 分別排出、収集、処理の推進
		① ごみ減量化の推進
		② 資源リサイクルの推進
		③ 広域的な取り組みの推進
2. 循環型社会の形成	(1) 自然環境の再興	① 環境教育・学習の推進
		② 環境保護・回復の推進
		③ 環境保全型工法の推進
	(2) 自然との共生	① 自然共生社会の推進
3. 自然環境の再興と共生	(1) 緑化・環境美化活動の推進	① 緑化、花いっぱいの推進
		② 環境美化の推進
	(2) 公害・不法投棄対策の推進	① 監視と指導、啓発の推進
	(3) 空き家対策の推進	① 空き家対策の推進
4. 生活環境の保全		

第4節 人と自然が調和したまち【自然環境との共生】

1. 地球温暖化対策



◇ 現状と課題

- 地球温暖化に伴う気候変動は世界各地に深刻な被害をもたらしており、温暖化の要因となる温室効果ガスの排出削減は国際的に喫緊の課題となっています。わが国においても、2050年カーボンニュートラル宣言が表明され、エネルギーの安定供給確保・経済成長・脱炭素社会の同時実現をめざすGX（グリーン・トランسفォーメーション）の取り組みを推進しておりますが、令和7年2月には「地球温暖化対策計画」、「第7次エネルギー基本計画」、「GX2040 ビジョン」が新たに閣議決定され、脱炭素社会と経済成長の同時実現に向け、GX投資をさらに加速させていくことが示されました。
- 温暖化対策の市の具体的な取り組みを定めた「地球温暖化対策実行計画」では、設備機器の効率的な運用や再生可能エネルギーの積極的な活用などにより、行政の日常業務から生じる温室効果ガス排出量の削減に取り組み、令和12（2030）年度までに40%削減（平成25（2013）年度比）するという目標を掲げています。
- 公共施設とその設備を更新・改修する際には、温室効果ガス排出量を削減する設計や機器選定を行うとともに、市職員は省エネを意識して公共施設とその設備を運用する必要があります。
- 環境問題は、大気、水、エネルギー、食料、廃棄物など、暮らしの全般、自然環境や生物多様性などに広く関わるものであり、環境重視のまちづくりを総合的に推進していくことが求められています。市では、「環境基本計画」を指針として、市民・事業者と公平かつ適切な役割のもとに連携・協力していくこととしています。
- 温室効果ガス排出量の削減をはじめとする環境負荷低減に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれ担い手として協働で取り組む必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 住宅用設備等を導入した者に対し住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を交付し、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靭化を図った。
- 公共施設の照明・空調機器の更新時には、機器の高効率化により消費電力の削減に取り組んだ。
- 農村環境改善センターに電気自動車充電スタンドを設置し、電気自動車の普及に努めた。
- 基金運用におけるSDGs債への投資を通じ、気候変動対策に取り組んだ。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)	差異	
地球温暖化対策	2.43	23位/46	2.28	29位/46

（資料）市民アンケート調査結果（令和元年度・令和6年度実施分）

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
市の事務事業に伴う 温室効果ガス排出量	4,201.8t-CO ₂	2,613t-CO ₂	
住宅用設備等脱炭素化促進事業補 助金を活用した設備設置基数	114 基 (令和 3~6 年度)	150 基	目標値は令和 8~ 12 年度の延べ基数

◇ 施策の展開

施策(1) 温室効果ガス排出量の削減

① 「地球温暖化対策実行計画」の推進

- 「地球温暖化対策実行計画」の削減目標の実現に向けた取り組みを進めます。

② 地球温暖化防止活動の情報提供

- 地球温暖化防止の推進についての市民周知と取り組み情報の提供を進め、身近でできる実践活動の啓発を進めます。

③ 「環境基本計画」の見直しと推進

- 「環境基本計画」の見直しを行い、本市の環境保全に関する総合的かつ長期的な目標と施策の方向性を定め、計画的な施策の推進を図ります。

施策(2) 省エネ取り組みの促進

① 活動団体の育成

- 「環境基本計画」の実践に向けた市民への啓発、情報提供などを担う環境保全活動団体の育成を図ります。

② 家庭や事業所などでできる環境保全の促進

- 環境・エコに関する学習活動を推進し、ごみの減量化、資源の有効活用・資源リサイクル、廃油の適正処理など環境保全への実践活動を促進します。

施策(3) 再生可能エネルギーの利用

① 再生可能エネルギー活用の普及

- 公共施設の省エネルギー対策を率先して取り組むとともに、太陽光、風力など資源循環を考慮した再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 市民や事業者への情報提供や啓発を進め、住宅への省エネルギー設備の導入を促進します。
- 九十九里沖の洋上風力発電設備の整備に向け、千葉県、九十九里沿岸自治体及び事業者と連携を図ります。

② 既存の取り組みの展開

- 小・中学生を対象とした再生可能エネルギー・環境教育を進めます。
- 施設改修等にあわせて再生可能エネルギー等の活用を推進するとともに、経済性に配慮しつつ、公共施設の省エネルギー機器への転換を推進します。

第4節 人と自然が調和したまち【自然環境との共生】

2. 循環型社会の形成



◇ 現状と課題

- 令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を推進する方針が示され、従来の3Rの取り組みに加え、廃棄物や汚染を発生させないという観点が重要となっています。
- 本市では、東金市外三市町清掃組合と協力して8品目のごみ分別収集を行っています。平成21年度からはごみ処理を有料化し、ごみの減量化と再資源化・リサイクルに取り組んでおり、ごみの年間総排出量は、年次による増減はあるものの長期的には減少傾向にあります。
- 本市から排出されるごみ処理を行う東金市外三市町環境クリーンセンターは、平成10年の供用開始から20年以上が経過し、施設の老朽化や、ごみ処理技術の進展により、経済性及び安全性に優れた新システムの導入が求められており、令和2年3月に策定した「新ごみ処理施設整備基本計画」にもとづき、令和11年の新ごみ処理施設運営開始をめざして協議を進めています。
- 学校や区・自治会などによる資源ごみの回収活動、廃食用油の回収を奨励するとともに、生ごみ堆肥化装置購入への補助などを通じてリサイクル活動とごみ減量化を推進しています。
- ごみの収集については、収集時間の短縮などへの体制づくりに努めるとともに、ごみ収集カレンダーによる分別の周知徹底、ごみ集積場の適正な管理を促進していく必要があります。
- 市民、事業者に対するごみの減量化とリサイクルへの一層の推進を図り、地域が一体となって資源循環型社会の構築に向けて取り組んでいく必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 生ごみみたい肥化装置等設置事業を実施し、ごみの減量化に取り組んだ。
- 資源再生利用促進奨励金を交付し、学校や区・自治会などによる資源ごみの回収活動を推進した。
- 製品プラスチックの回収を試行的に開始し、ごみの減量化を推進した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		
ごみ処理	2.78	2位/46	2.75	2位/46	▲0.03

(資料)市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
家庭ごみの市民一人あたり排出量	788g/日	774g/日	「清掃組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」による本市分
可燃ごみ量 (本市排出量)	11,086 t /年	9,346 t /年	
資源化率	15.6%	16.1%	

◇ 施策の展開

施策(1) ごみ収集・処理体制の充実

① 分別排出、収集、処理の推進

- 市民にわかりやすいごみ収集カレンダーの作成や、広報紙、ホームページなどによる発信により、ごみの分別や排出マナーの向上を図るとともに、集積場の適正な設置や管理を進めます。

施策(2) 循環型社会形成の推進

① ごみ減量化の推進

- ごみの減量化を市民、事業者、行政が一体的に地域ぐるみで推進します。
- 生ごみ堆肥化装置利用の促進、購入への支援を図ります。
- レジ袋等をはじめとするプラスチックごみの削減やマイバッグ持参等の環境負荷の少ない消費行動への転換などについて、広報紙やホームページなどによる情報発信により、循環型社会への意識向上に努めます。
- 食品ロスの削減について、市内の家庭と事業者双方に対して出前講座等を通じた意識啓発に努めます。

② 資源リサイクルの推進

- 学校や自治会などによる資源ごみの回収活動を支援し、リサイクル運動の推進を図ります。
- リユース情報コーナーの活用やリサイクル活動などを促進し、地域一帯となって資源リサイクルを推進します。

③ 広域的な取り組みの推進

- ごみ処理施設については、「新ごみ処理施設整備基本計画」にもとづき東金市外三市町清掃組合をはじめ構成市町と密接に連携を図りながら計画的に整備を進めます。

第4節 人と自然が調和したまち【自然環境との共生】

3. 自然環境の再興と共生



◇ 現状と課題

- 現在の地球は、かつてないスピードで生物多様性が失われつつあり、この「マイナス」の状況から脱却するため、世界で注目されているのが「ネイチャーポジティブ（自然再興）」という考え方です。これは、これまでの自然保護活動に加え、経済、社会、政治、技術といったあらゆる分野で改善を促し、自然を豊かにしていく「プラス」の状態を目指すものです。
- わが国においても、2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」において「2030年までにネイチャーポジティブを達成する」という目標を掲げており、個人・団体を問わず、一人ひとりが連携して自然再興に向けて取り組んでいくことが求められています。
- 本市は、丘陵から田園、海岸に至る地勢にあり、森林、里山、河川、田園、平地林、海浜などが育む多彩な自然環境を有しています。まちづくりにおいて、この自然環境を市民の生活と調和させつつ保全していく必要があります。
- 千葉県立九十九里自然公園の一部である本市の海岸では、県や自然保護指導員と連携して海浜動植物などの保護に努めていくことが必要です。
- 白里海岸を含む九十九里浜は、砂浜の侵食拡大が問題視されていることから、千葉県において九十九里浜侵食対策計画を策定し、令和2年度から30年計画で幅40メートルの砂浜を確保を目的とし、侵食の著しい箇所から対策に取り組んでいます。
- さまざまな活動団体が里山の再生、ホタルの保全活動など、身近な自然を紹介する情報発信、自然を活かした学習企画などに自主的に取り組んでおり、自然環境保全活動を支援し、環境教育などの学習機会の拡充や次世代に継承していく取り組みを活発化していく必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 森林環境譲与税を活用し木製複合遊具の更新や木製品の配布を行い市民への木材利用の普及啓発を行った。
- 子ども会育成連絡協議会主催による、「大網白里市自然クラブ」を実施し、本市の子どもたちが自然と親しむ活動（学習）を行った。
- 海浜動植物の保護のため、看板設置や海水浴場期間中のパトロール巡視を実施するほか、海の家などとの連絡態勢を確保している。
- 千葉県において、九十九里浜侵食対策計画にもとづき白里海岸の汀線・深浅測量を実施した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)	差異
自然環境の保全と共生	2.56	13位/46	2.56	8位/46

（資料）市民アンケート調査結果（令和元年度・令和6年度実施分）

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
「自然環境の保全」に満足している市民の割合	56.9%	上昇	市民アンケートで満足と回答した割合

◇ 施策の展開

施策(1) 自然環境の再興

① 環境教育・学習の推進

- 市民活動団体などと連携した市の自然や動植物生態に関する情報提供の強化、学校教育や生涯学習における体験的な環境教育、学習機会の拡充を図り、自然環境保全と管理の手法を学習する機会の創出を推進します。

② 環境保護・回復の推進

- 白里海岸のハマヒルガオ、ハマボウフウといった海浜植生や、ウミガメ、ホタルなど野生生物の保護・回復に努め、次世代に継承していくための取り組みを推進します。
- 関係団体などと連携して外来生物を防除し、在来生物の生息の確保を促進します。
- 白里海岸の侵食対策の促進について、県などの関係機関に要望します。
- 森林環境譲与税を活用した木材利用の促進・啓発及び森林整備に係る取り組みを推進します。

③ 環境保全型工法の推進

- 施設整備や道路工事などにおける動植物の生態環境と保水能力・浸透性への配慮など、環境保全型工法の導入を検討します。

施策(2) 自然との共生

① 自然共生社会の推進

- 「小中池公園再整備基本計画」にもとづき、小中池公園の魅力向上に努めるとともに、自然環境を活用した特色のある公園整備に努めます。【再掲】
- グリーンインフラの普及に向けた取り組みを推進します。
- 海浜レクリエーション機能の充実を図るとともに、海洋ごみ対策を推進し、健全な海岸の維持に努めます。

第4節 人と自然が調和したまち【自然環境との共生】

4. 生活環境の保全



◇ 現状と課題

- 開発などにより緑地が減少するなかで、本市の自然環境と調和し、身近な生活の場に潤いをもたらす緑化活動、環境美化活動の推進が必要です。
- 「花のボランティア連絡協議会」が公共施設への植栽活動を実施しているほか、有志の方々で構成する「花の団体」が各地区で活動されています。この緑化活動の支援を続けるとともに、市民の緑化に対する意識づくりを啓発し、緑化活動への参画を拡大していく必要があります。
- 植栽活動に参加するボランティア会員が減少し、会員の負担が増加しているため、ボランティア活動の周知啓発や会員のモチベーションを向上させる取り組みが求められています。
- 環境美化については、ゴミゼロ運動の実施、ボランティア団体による清掃活動への支援に努めています。また、小・中学生を対象に環境問題に関する学習機会を提供するとともに、職場体験学習などを通して環境について考える機会を設けています。
- 身近な生活空間や公共空間の環境美化への啓発を行うとともに、環境美化への地域ぐるみの実践活動を拡大していく必要があります。
- 騒音、振動、悪臭などの公害通報に対しては、通報者と行為者の状況を調査し、必要に応じて指導などを行っています。
- ポイ捨て、愛玩動物のふんや鳴き声、悪臭などの生活型公害については、市民のモラルの問題が大きく、意識啓発による改善を求めていく必要があります。
- 不法投棄監視員による監視や市民からの情報を得て、不法投棄の抑止と早期発見に努めていますが、依然として小規模な不法投棄が発生しており、不法投棄などを「させない、されない」環境づくりや、監視員の高齢化や後継者不足などへの対応が課題となっています。
- 人口減少・少子高齢化を背景として全国的に空き家が増加傾向にあり、本市においても、住宅や建物の老朽化、所有者の高齢化などに伴って空き家が増加しており、令和5年度までに実施した実態調査では、市内には726戸の空き家があることがわかっています。
- 安全面、環境面の観点から、空き家の所有者に適正な管理をするよう指導するなどの対策が必要となっています。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 環境美化に関する学習機会として、東金市外三市町清掃組合への社会科見学（校外学習）を実施した。
- ゴミゼロ運動を実施し、市内の美化活動を実施した。
- 環境美化看板を希望者へ配布し啓発に取り組むほか、不法投棄監視員と連携し、早期発見された不法投棄の回収を行い、再発防止に向けた活動を行った。
- 土砂等の埋立てによる土壤汚染や災害を未然に防ぐため、「再生土の埋立て規制条例」、「土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定した。
- 令和6年4月に「大網白里市空家等の適切な管理に関する条例」を施行、令和7年4月に「大網白里市空家等対策計画」を策定した。
- 関係団体等と連携し、「空き家相談会」を開催した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				差異
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)			
緑化・環境美化	2.50	18位/46	2.61	7位/46	+0.01
生活環境の保全	2.17	37位/46	2.11	36位/46	▲0.06

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
花の植栽活動団体数	8団体	9団体	
ゴミゼロ運動の実施地区数	109地区	109地区	
不法投棄通報件数	52件	42件	減少目標
空き家バンク成立件数【延べ】	8件	15件	

◇ 施策の展開

施策(1) 緑化・環境美化活動の推進

① 緑化、花いっぱいの推進

- 花のボランティア連絡協議会活動を通じて潤いと安らぎのあるまちづくりを推進します。
- 各地域の花の団体による草花の植栽活動を支援し、公共空地の景観の向上とともに、地域コミュニティの維持を図ります。

② 環境美化の推進

- ゴミゼロ運動及びボランティア清掃への支援を行っていくとともに、ごみを捨てられない環境づくりを進めます。
- 観光地の美化、観光客などに対するごみの持ち帰り運動の推進に努めます。

施策(2) 公害・不法投棄対策の推進

① 監視と指導、啓発の推進

- 公害防止、ごみの不法投棄防止への啓発と監視を進めます。
- ポイ捨て、愛玩動物のふんや鳴き声、悪臭など、生活型公害防止への市民モラル向上の啓発を進めます。
- 公害苦情、不法投棄にかかる通報に対し、関係機関などと連携した迅速な調査、指導を進めます。
- 継続して不法投棄監視員を委嘱し、連携して監視体制の強化を図ります。
- 土砂等の埋立てによる土壤汚染及び災害発生の防止に努めます。

施策(3) 空き家対策の推進

① 空き家対策の推進

- 空家等対策の推進に関する特別措置法にもとづき、空き家対策についての取り組みを強化するとともに、空き家バンク制度により空き家の利活用等を推進します。
- 「大網白里市空家等対策計画」にもとづき、空家等対策協議会などと連携しながら、空き家の発生抑止や管理不全空家等の解消に向けた取り組みを推進します。

第5節 誰もが安全に安心して暮らせるまち【安全・安心の確保】

《施策体系》

基本 施 策	施 策	個 別 施 策
1. 防災対策	(1) 地域防災体制の強化	① 「地域防災計画」の推進
		② 防災施設の整備
		③ 自主防災組織の育成
		④ 避難行動要支援者名簿の整備
		⑤ 国民保護対策
	(2) 防災・減災対策の推進	① 「国土強靭化地域計画」の推進
		② 浸水被害の軽減
		③ 土砂災害の防止
		④ 防災・減災に対する意識と行動の啓発
		⑤ 住宅の耐震化の促進
2. 消防・救急体制	(1) 火災予防の推進	① 防火対策と予防の啓発
	(2) 消防体制の充実	① 常備消防の充実
		② 消防団の機能強化
		③ 消防水利の強化
	(3) 救急体制の充実	① 搬送体制・救急医療体制の充実
		② 応急措置の普及
3. 交通安全対策	(1) 道路交通環境の充実	① 交通安全施設の整備
		② 道路の安全環境の整備
	(2) 交通安全活動の推進	① 交通安全指導、教育の推進
		② 交通安全活動の推進
4. 生活安全対策	(1) 防犯環境の整備	① 防犯施設の整備
	(2) 防犯活動の推進	① 防犯情報の提供など広報活動の推進
		② 地域活動の推進
	(3) 消費生活情報の提供	① 情報提供と啓発活動の強化
		② 相談窓口機能の充実

第5節 誰もが安全に安心して暮らせるまち【安全・安心の確保】

1. 防災対策



◇ 現状と課題

- 近年、頻発化・激甚化している自然災害などから防災に対する意識が高まっています。本市では、「地域防災計画」において『全庁的な防災体制の構築と初動対応の強化』、『自助・共助・公助にもとづく地域防災力の向上』及び『要配慮者や女性の視点に立った取組』のもとに「減災の視点を取り入れた防災対策の推進』を基本理念として、防災対応に必要な組織と設備を備え、職員全員の防災意識を高め、全庁的な防災体制の構築を図るものとしています。
- 津波避難路の指定などをまとめた「津波避難計画」、高台の整備・避難路の誘導看板の整備などを事業の柱とする「津波避難施設整備計画」の策定のほか、洪水・津波ハザードマップや地震・火災・津波・風水害などの防災情報冊子により、安全対策や避難場所などの周知を図っています。
- さまざまな自然災害やあらゆるリスクを見据え、平常時に実施すべき取り組みを整理・具体化した「国土強靭化地域計画」にもとづき、どのような事態が発生しても対応可能な行政機能、地域・経済社会を事前につくることが重要です。
- 災害時における必要物資の供給、医療活動、福祉避難所の指定などについて、関係機関と災害時の活動協定の締結を進めていく必要があります。また、災害における情報の収集・伝達体制の構築、避難所施設の耐震化などを進めることができます。
- 避難所における感染症予防及び感染拡大防止の観点を踏まえ、備蓄物資の内容や避難所の運営方法を改めて検討する必要があります。
- 本市では、39の自主防災組織（令和7年4月現在）が設置され、防災資機材の整備に対する補助をしていますが、世帯数に対して組織率59.5%と未だ低く、着実な組織化を進め、災害に備えた活動を促進していく必要があります。
- 防災行政無線の老朽化が進むとともに、防災行政無線の屋外子局からの放送が聞こえづらい地域もあることから、設備の計画的な更新と難聴地域の対策が必要です。また、災害時における情報伝達方法の拡充を図るため、メール配信等の登録を促す普及活動の強化も必要です。
- 千葉県が実施しているJR大網駅上流側の二級河川小中川の整備に合わせ、周辺の内水対策を講じて浸水被害を軽減させる必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 大網白里市津波避難施設整備計画にもとづき、避難路におけるLED誘導灯の整備や、新たな津波避難施設の建設に向けて用地取得等を進めた。
- 令和6年3月にweb版ハザードマップを公開した。
- 大規模災害の発生時に避難者支援の一助とするため、民間企業との災害協定を締結した。（8件）
- 千葉県において、JR大網駅周辺における内水被害軽減に向けた効果的な対策について検討を行った。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)	差異	
防災対策	2.52	16位/46	2.62	6位/46

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
自主防災組織設立数【延べ】	39組織	55組織	
災害情報メール登録者数【延べ】	2,775件	5,000件	

◇ 施策の展開

施策(1) 地域防災体制の強化

① 「地域防災計画」の推進

- 「地域防災計画」にもとづき、行動主体や災害に応じた災害時対応マニュアルを整備し、災害時の行動規範の明確化を図り、防災体制の強化を図ります。
- 関係団体や民間企業との災害時の活動協定の締結を推進します。
- 災害時における人的・物的支援の受け入れ体制の整備を進めます。
- 災害時における避難情報などの情報伝達方法の拡充を図ります。
- 地区防災計画の策定を促進し、地区ごとの実情に即した防災体制の構築、防災意識の向上を図ります。

② 防災施設の整備

- 災害時の防災拠点となる本庁舎をはじめ、避難所施設の耐震化を進めるとともに、拠点施設への防災資機材の備蓄を推進します。
- 「津波避難施設整備計画」にもとづき、高台や誘導看板、誘導灯等の整備を進めます。
- 防災行政無線の戸別受信機の普及を推進します。
- メール配信やSNSの運用により、災害時の情報伝達手段の確保を図ります。
- 避難所運営においては、適切な滞在スペースを確保するとともに、間仕切りや、段ボールベッド、簡易トイレの設置など環境対策に努めます。
- 防災行政無線の難聴地域対策、防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災関連施設の適正な維持管理を進めます。

③ 自主防災組織の育成

- 自主防災組織の活動内容の周知を図り、出前講座などを通じて自主防災組織の結成を促進し、防災・減災の推進を図ります。
- 自主防災組織結成後のフォローアップを実施し、自主防災組織の活動を促進します。
- 災害時に円滑な避難所開設及び運営を行うため、避難所運営委員会の設立について検討します。

④ 避難行動要支援者名簿の整備

- 関係機関、地域コミュニティ活動との連携をもとに避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成を進め、災害時の要支援者支援体制の整備を図ります。

⑤ 国民保護対策

- 「国民保護計画」の周知を図り、非常時対応への意識啓発、広域的な連携の強化を進めます。

施策(2) 防災・減災対策の推進

① 「国土強靭化地域計画」の推進

- 「国土強靭化地域計画」にもとづき、今後想定される大規模自然災害等に備えた強靭なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

② 浸水被害の軽減

- 県や関係機関と連携し、小中川をはじめとする河川改修事業を促進するとともに、準用河川金谷川の改修の推進、排水施設の整備など、浸水被害の軽減を図ります。

③ 土砂災害の防止

- 土砂災害警戒区域の周知や訓練による避難行動の実践などにより、区域内の市民の安全対策に努めます。

④ 防災・減災に対する意識と行動の啓発

- 地域の特性を踏まえた防災訓練の実施などを通じて防災意識の高揚を図ります。
- 災害情報等を迅速に多くの市民に提供するため、メール配信やSNSでの情報発信等を図ります。
- 洪水・津波ハザードマップにより、浸水想定区域・土砂災害警戒区域、避難路、避難所などの周知を図り、防災・減災に努めます。
- 「津波避難計画」による市民の津波発生時の迅速な避難行動の周知を進めます。

⑤ 住宅の耐震化の促進

- 災害発生時の被害を軽減するため、木造住宅の耐震化の促進を図るとともに、避難路等の確保に関する施策を検討します。【再掲】

第5節 誰もが安全に安心して暮らせるまち【安全・安心の確保】

2. 消防・救急体制



◇ 現状と課題

- 地域防災の要である常備消防は、山武郡市広域行政組合で運営されており、市内には南消防署と白里出張所があります。これら常備消防、救急体制の機能強化を促進していくことが必要です。
- 消防団は、条例定数458名に対して多くの欠員が生じており、団員の高年齢化が進んでいることにより、火災や災害時などの対応に影響が生じています。また、消防団活動は、地域づくりの多面的な機能も担っており、団員の確保に向けた活動紹介やPRの検討など、運営体制の維持を図っていくことが必要になっています。
- 住宅用火災警報器は、消防法により個人の住宅に設置が義務づけられており、設置促進の啓発活動を行っていますが、いまだに設置普及率が低いため、さらなる設置の促進を図る必要があります。
- 消防水利については、大地震等を想定した強度の高い消防水利の設置など、計画的な改修・整備が必要とされています。
- 常備消防による救急体制については、山武郡市広域行政組合を中心に救急医療など地域医療体制の充実に努めており、さらなる救急医療機能の強化を促進していく必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 消防水利の位置を記した水利マップを電子化し、消防団員に配付した。
- 消防施設整備計画にもとづき、消火栓や井戸など消防水利の整備を実施した。
- 消防団に配備する消防車や消防機庫について、計画的に整備・更新を行った。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)	
消防・救急体制	消防体制		2.66	3位/46
	2.73	3位/46		
	救急体制		2.42	25位/46
	2.42	25位/46		

(資料)市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

※第6次総合計画前期基本計画(令和3~7年度)から「消防・救急体制」として統合。

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
消防水利の整備	91.8%	95.0%	
消防団員数	348 人	348 人	
応急手当普及員の拡充	9 名	15 名	

◇ 施策の展開

施策(1) 火災予防の推進

① 防火対策と予防の啓発

- 住宅や事業所における防火予防対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器の設置義務を広く周知し、設置の普及に努めます。
- 火災予防運動・歳末夜警などによる啓発活動を通じて、防火意識の向上を図ります。

施策(2) 消防体制の充実

① 常備消防の充実

- 行政人口に対応した常備消防の強化及び消防・救急対応機能の強化を促進します。

② 消防団の機能強化

- 消防団の役割や重要性の理解を広げるとともに、消防団員の待遇など活動環境の改善を図ることで、女性や若年層を含めた幅広い団員の確保に努めます。
- 団員の負担軽減や機能別消防団員の導入への検討を進めるなど、就業形態や高齢化などに対応した消防団の運営体制の強化を図ります。
- 消防団の情報収集及び連絡調整などの指揮命令系統の高度化整備を推進します。

③ 消防水利の強化

- 「消防施設整備計画」にもとづき消防水利の整備を推進します。

施策(3) 救急体制の充実

① 搬送体制・救急医療体制の充実

- 火災・救急・災害以外の特殊な事案における消防団への協力要請に対応し、救急体制の支援に努めます。
- 広域的な連携による搬送体制と救急医療体制の強化及びドクターヘリの有効活用を促進します。

② 応急措置の普及

- 救命・応急措置講習会の拡大などを通じて、市民による救命・応急措置知識の普及を図ります。
- 応急手当普及員を消防署などが実施する救命講習に派遣することにより、救命講習受講者の受け入れ拡大を支援します。

第5節 誰もが安全に安心して暮らせるまち【安全・安心の確保】

3. 交通安全対策



◇ 現状と課題

- 本市の令和6年の交通事故発生件数は106件、死亡・負傷者数は131人となっています。
- 交通安全施設については、カーブミラーやガードレールを設置するとともに、路面標示などを整備して安全対策を図っています。今後も、歩道の整備、通行危険箇所の安全対策など、道路の安全環境の改善を進めていく必要があります。
- 見通しの悪い道路や歩道整備が求められる箇所など、優先度を検討しながら整備を進める必要があります。
- 重大事故の発生箇所では、警察や関係機関と連携して検証し、必要に応じた安全対策を進めていく必要があります。
- 令和5年4月から、全国で自転車のヘルメット着用が努力義務として求められるようになりましたが、令和6年7月に警察庁が実施した着用率調査で、千葉県は6.5%（全国ワースト2位）となつたことから、着用率向上に向けた取り組みが必要です。
- 東金交通安全協会大網白里支部や関係機関と連携し、交通安全教室の開催、交通安全指導により交通安全の推進に努めています。引き続き、自転車を含む車両利用者、歩行者の交通マナーの向上と交通ルール遵守の徹底が必要です。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 東金警察署、東金交通安全協会大網白里支部と連携し、市内幼稚園、保育所、小学校、中学校にて交通安全教室を開催した。
- 重大事故発生箇所の安全対策等、関係機関と連携し現地確認を実施し、協議のうえ対策を講じた。
- 自転車安全基準を満たした自転車乗車用ヘルメットを新たに購入した市民を対象に、購入費用の一部を補助し、着用率向上に努めた。
- 安全を確保し、交通事故を防止するため、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を行った。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		
交通安全対策	2.42	25位/46	2.34	27位/46	▲0.08

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値	目標値 (令和 12 年度)	備 考
交通事故発生件数	106 件 (令和 6 年)	減少	
交通安全教室の開催回数	17 回 (令和 6 年度)	17 回	

◇ 施策の展開

施策(1) 道路交通環境の充実

① 交通安全施設の整備

- 警察や関係機関と連携し、交通安全施設の整備を進めます。
- 信号機、横断歩道等の設置を警察に要望します。

② 道路の安全環境の整備

- 道路整備事業と連携した歩道整備の推進、通行危険箇所の安全対策、通行規制のゾーン路面標示など安全環境の改善を進めます。

施策(2) 交通安全活動の推進

① 交通安全指導、教育の推進

- 東金警察署、東金交通安全協会などの関係機関と連携し、交通安全運動などを通じた交通安全意識の高揚を図ります。
- 交通事故を防止するため、交通安全教室の実施など、交通安全教育を推進します。
- 自転車による交通事故被害の軽減のため、自転車乗用ヘルメット着用の普及を図ります。

② 交通安全活動の推進

- 児童・生徒の登下校時の安全を図るため、地域市民などによる見守り活動を促進します。

第5節 誰もが安全に安心して暮らせるまち【安全・安心の確保】

4. 生活安全対策



◇ 現状と課題

- 市民の生命と財産を犯罪から守り、安心して生活することができる環境は、市民だれもの願いです。市内の犯罪件数（刑法犯認知件数）は179件（令和6年）となっています。
- 関係機関や防犯組合と連携した地域の防犯活動、自主防犯組織が行う地区の見回り、児童・生徒の見守り活動など、安全で安心な環境を確保するために地域ぐるみで対策に努めています。緊急時などに正確な情報収集及び情報提供を行っていくとともに、各団体における活動を統一的に行うことができるような組織づくりも必要となっています。
- 防犯組合の協力により、防犯灯及び犯罪防止のための看板やのぼり旗の設置を進めていますが、市民が利用する通学路や通勤路などでの夜間の安全確保が必要です。
- 防犯組合では組合員の高齢化が進んでおり、担い手の確保対策が必要です。
- 近年、高齢者を狙った振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や、匿名・流動型犯罪グループによる強盗・侵入窃盗が増加しており、注意喚起を徹底するとともに、地域での声かけや見守り活動のほか、防犯意識を高めて住宅の防犯対策を強化していくことが必要です。
- インターネットなど電子商取引の拡大に伴い、犯罪手口も多様化・巧妙化しており、消費者トラブルが多発しています。
- 本市では、消費生活センターを設置し、消費者トラブルの相談受付や啓発チラシの配布などを行っており、消費者保護の観点から、引き続き正しい知識の啓発による消費者の自立の促進、関係機関との連携による消費者教育や相談対応が必要となっています。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 主要幹線道路や通学路、公共施設、駅周辺など不特定多数が多く往来する場所に防犯カメラを設置し、犯罪抑止に取り組んだ。
- 自治会等が管理する防犯灯の電気料金や、修繕費の一部を補助するほか、幹線道路及び通学路に公共防犯灯を設置した。
- 電話 de 詐欺による被害防止を図り市民の財産を守るために、電話 de 詐欺対策機器を購入した者に対し購入費用の補助を実施した。
- 市広報紙に消費者トラブル事例を掲載し、市民への注意喚起を実施した。
- 消費生活相談の機能強化を図るため、消費生活相談員に対し国民生活センターによる研修や市独自の弁護士研修を実施したほか、千葉県の巡回相談を実施した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				差異
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		
防犯対策	2.42	25位/46	2.40	21位/46	▲0.02
消費生活対策	2.57	11位/46	2.48	14位/46	▲0.09

（資料）市民アンケート調査結果（令和元年度・令和6年度実施分）

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
犯罪件数 (刑法犯認知件数)	179 件 (令和6年)	減少	
防犯灯の設置数【延べ】	6,618 基	6,726 基	
消費生活相談員研修	18 回	20 回	
消費生活相談件数	295 件	250 件	

◇ 施策の展開

施策(1) 防犯環境の整備

① 防犯施設の整備

- 防犯組合や地域コミュニティの協力による防犯灯設置を支援し、市民の夜間の安全確保を図ります。
- 犯罪の発生件数が多い箇所や不特定多数が往来する場所など、必要性や緊急性を考慮し、防犯カメラの設置を計画的に進め、防犯環境の向上に努めます。

施策(2) 防犯活動の推進

① 防犯情報の提供など広報活動の推進

- 関係機関との連携により、速やかに防犯情報の提供を行い、犯罪などに対する防犯啓発、犯罪抑止の意識を高め、犯罪減少を図ります。
- 犯罪の発生状況や防犯対策などに関する出前講座を実施し、安全で安心なまちづくりを進めます。

② 地域活動の推進

- 「安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」にもとづき、関係機関との連携や自主防犯団体等を支援し、地域の防犯活動を推進します。
- 自主防犯団体等による防犯パトロールなど、地域の安全を確保するための防犯活動を促進します。
- 自主防犯団体等へ防犯物資を支給し、地域の犯罪防止を推進するとともに、東金警察署などと密接な連携を図ります。
- 青色防犯パトロール実施者及び自主防犯団体の活動を支援します。

施策(3) 消費生活情報の提供

① 情報提供と啓発活動の強化

- 悪質商法などの消費者トラブルに関する情報提供、消費者の特性に配慮した生活などの情報提供を進め、啓発を強化します。
- 消費生活の安定と向上を図るため、各年代に応じた情報提供により、啓発を推進します。
- 消費者トラブルなどの未然防止及び相談窓口の周知を図るため、広報紙、ホームページなどを活用して情報提供に努めます。

② 相談窓口機能の充実

- 消費生活にかかる多種多様な事例に対応するため、県消費者センターなど関連機関との連携を進めるとともに、さらなる相談窓口の充実を図ります。
- 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）を活用し、消費者トラブルに対する適切な対応、啓発を図ります。

第6節 にぎわいと活力のあるまち【産業・観光の振興】

《施策体系》

基本 施策	施 策	個 別 施 策
1. 農業・水産業	(1) 生産基盤の整備と農地の保全	① 生産基盤の整備 ② 遊休農地の解消
	(2) 農作物被害の防止	① 農作物被害の軽減
	(3) 畜産の振興	① 経営環境の整備
	(4) 農業経営体の育成	① 認定農業者・担い手の支援 ② 新規就農の促進
	(5) 環境保全・循環型農業の推進	① 環境にやさしい農業の推進 ② 多面的機能支払交付金 ③ 森林環境の保全
	(6) 流通・販売の促進	① 産直販売体制の整備 ② 農産物などの加工開発
	(7) 水産業の振興	① 育てる漁業の推進 ② 水産加工品の消費拡大
	(8) 農業体験の推進	① 農業体験・学習機能の創出 ② 農業を活かした交流やグリーン・ツーリズム企画の展開
2. 商工業	(1) 地域企業の育成	① 経営基盤の強化への支援 ② 新規事業への支援 ③ 事業継続への支援
		① 商工団体の活動支援
		② 商業街区の環境整備 ③ 商業者の共同事業活動の支援
	(2) 地域商工業の育成	
3. 観光	(1) 資源・基盤の整備	① 拠点の整備 ② 新たな資源の開発と魅力発信の強化
	(2) 推進体制の強化	① 観光推進組織の強化 ② 情報発信機能の強化
	(1) シティプロモーションの強化・充実	① 戰略的・効果的なシティプロモーションの展開 ② マスコットキャラクターの活用
	(2) 移住・定住の促進	① 移住促進に向けた情報発信の充実 ② 移住・定住の促進
4. 移住・定住	(1) 企業・事業所の立地促進	① 立地優位性を活かす立地促進 ② 多様な連携を通じた施設などの立地促進
	(2) さまざまな雇用・就労の支援	① 新規創業等への支援
		② 勤労者の福利厚生の向上
		③ 就労の支援
5. 企業誘致・就労環境		

第6節 にぎわいと活力のあるまち【産業・観光の振興】

1. 農業・水産業



◇ 現状と課題

- 稲作を中心とした本市の農業は、高齢化から担い手の減少や遊休農地の拡大が進み、営農環境は厳しさを増しています。都市近郊の立地条件を活かした農業振興への再構築が必要となっています。
- 担い手不足や遊休農地対策といった人と農地の問題を一体的に解決するため、将来の方向性を示す「人・農地プラン」を策定した地区もありますが、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や遊休農地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなるなか、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取り組みを加速化することが喫緊の課題となっています。
- 令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の改正法が施行され、地域での話し合いによりめざすべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を策定するとともに、農地の集約目標や農地利用の姿を見える化した「目標地図」を作成しています。
- 生産基盤であるほ場は、水田の汎用化や利用集積、農作業受委託など、集落営農を進めていく上で効率的整備が求められています。また、個人担い手の育成・確保が求められる一方、集落営農や法人化など経営体制の強化を支援し、効率的な生産組織を育成していく必要があります。
- 担い手不足による農村環境については、農業者以外の地区住民と協力した多面的機能支払交付金事業による組織活動が進められており、今後も地域活動の展開を支援し、遊休農地の解消や環境にやさしい農業との連携を進めていくことが必要です。
- 消費者ニーズに対応した取り組みが求められ、安全・安心な農産物の生産、環境保全型農業、農産物のブランド化などへの取り組みを促進するとともに、ふるさと産品の開発・育成、地産地消や食育との連携、グリーン・ツーリズムなどを展開していく必要があります。
- 有害鳥獣や外来生物などが繁殖し、農作物への被害が増えています。地域・担い手・関係機関などが協力し、被害の軽減に向けた取り組みを進めていくことが必要です。
- 水産業は、九十九里漁業協同組合が主体となって貝類漁業の振興を図っており、九十九里浜で水揚げされるチョウセンハマグリは「九十九里地はまぐり」として千葉ブランド水産物に認定されています。
- 水産加工品では、「煮干し」と「田作り」が千葉ブランド水産物に認定されており、水産加工品の消費拡大に向けた取り組みや、水産資源の持続的利用を図るための適切な資源管理が求められています。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 農業経営基盤強化促進法にもとづき、市内を6地区（白里・福岡・増穂・大網・瑞穂・山辺）に分け、地域計画を策定した。
- 水産加工組合へ補助金を交付し、出荷用段ボールに市のキャラクターマリンを印刷するなど、市の水産加工品全体のPRに取り組んだ。
- 地場産品の販路拡大や開発等の支援を行い、流通・販売の促進に取り組んだ。
- 漁業関係者と連携し、違法採取の取り締まりを行ったほか、チョウセンハマグリ種苗放流事業に負担金を交付し、水産資源の適切な管理に努めた。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)	差異	
農業・水産業	2.33	32位/46	2.27	30位/46

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
担い手への農地利用集積面積	606ha	1064.4ha	
チョウセンハマグリ稚貝の放流量	9,457kg	10,000kg	
認定新規就農者の認定者数	3.25人/年	3.5人/年	現状値は令和3~6年度の平均
遊休農地の面積	16.0ha	0ha	

◇ 施策の展開

施策(1) 生産基盤の整備と農地の保全

① 生産基盤の整備

- 農業生産基盤の強化を図るため、山辺地区土地改良事業を推進するとともに、用排水施設の整備など、農地基盤の整備と保全を土地改良区等と連携して促進し、水田の汎用化、農地の利用集積、農作業の受委託を支援します。
- 「農業振興地域整備計画」にもとづく優良農地の確保と有効利用を図ります。
- 土地改良区関係団体における用排水施設などの維持管理の充実を促進します。

② 遊休農地の解消

- 遊休農地を再生する取り組みを支援し、遊休農地の活用を図り、耕地面積の維持に努めます。
- 農地中間管理事業などを活用し、生産意欲のある担い手への農地の集約化を図ります。

施策(2) 農作物被害の防止

① 農作物被害の軽減

- 関係団体などとの連携で、有害鳥獣や外来生物、病害虫などの防除を促進し、農作物の被害の軽減を図ります。
- 被害防止計画にもとづく捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」を拡充し、被害防止体制の強化を図ります。

施策(3) 畜産の振興

① 経営環境の整備

- 関係機関、畜産農家等と連携し、伝染病への予防接種の実施や防疫体制の強化に努めます。

施策(4) 農業経営体の育成

① 認定農業者・担い手の支援

- 農地の集積や高度利用・作業の省力化などを推進し、担い手の営農体制の強化を図り、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の実践に努めます。
- 担い手を構成する個別経営体、集落営農経営体、法人経営体の育成を図ります。
- 農地を多面的・機能的に活用していくために、農業と福祉の連携などについて、関係団体と連携し促進します。

② 新規就農の促進

- 農業従事者の高齢化に対応する新規就農の促進を支援するとともに、受け入れ環境の整備について関係団体と連携した推進を図ります。

施策(5) 環境保全・循環型農業の推進

① 環境にやさしい農業の推進

- ちばエコ農産物の認定を推進します。
- 農業環境の保全により持続性のある農業を推進するため、環境保全型農業や農業用廃プラスチックの適正処理に取り組むなど、環境に配慮する農業者への支援に努めます。

② 多面的機能支払交付金

- 農地や水などの地域資源の維持や農村環境の保全に取り組む組織活動の支援に努めます。

③ 森林環境の保全

- 森林環境譲与税を活用した森林整備の促進、森林整備の促進のための人材育成・担い手の確保、木材の利用促進や普及啓発及び森林整備に係る施策の取り組みを推進し、森林環境の保全を図ります。

施策(6) 流通・販売の促進

① 産直販売体制の整備

- 産直施設での販売、消費者との交流を通じた都市部などの産地直送販売、インターネット利用など新しい販売方法への取り組みの促進を図ります。
- 朝市や白里遊楽市などの充実を図り、地産地消の取り組みを促進します。

② 農産物などの加工開発

- 地域で生産される農畜産物を活かした商品開発や特産品の掘り起こし、6次産業化やブランド化を推進するとともに、地域で活動する団体の取り組みを促進します。
- 瑞穂地域のコミュニティ拠点となる地域交流施設の整備については、長期的視点に立って検討を進めます。

施策(7) 水産業の振興

① 育てる漁業の推進

- 保護地区の設定や継続的な稚貝の放流の実施により、チョウセンハマグリなど貝類の適切な資源管理や保護を図り、「九十九里地はまぐり」ブランドの定着を推進します。

② 水産加工品の消費拡大

- 地域で生産される水産加工品のブランド化を推進するとともに、PRを行い消費拡大を図ります。

施策(8) 農業体験の推進

① 農業体験・学習機能の創出

- 市民農園「あおぞら農園」の利用を促進します。
- 収穫体験など農業を知り、体験する機会と場の整備を支援し、農業を活かした教育、生涯学習での体験学習企画の充実を図ります。

② 農業を活かした交流やグリーン・ツーリズム企画の展開

- 関係団体と連携し、農作業体験の実施を支援するとともに、田舎暮らしと就農希望者などの農業研修の受け入れ体制の整備に努めます。また、農泊事業の取り組みについて研究を進めます。
- 市外住民に対しても訴求できる情報発信手段について検討します。

第6節 にぎわいと活力のあるまち【産業・観光の振興】

2. 商工業



◇ 現状と課題

- 商工会を主体にさまざまな商業振興策に取り組んでいますが、ロードサイド店舗の進出や隣接他市への購買力の流出などにより、旧来からの商店は空き店舗が増えており、商業を取り巻く環境は厳しくなっています。
- 定住環境に不可欠な商業機能を確保していくため、高齢化や人口減少を踏まえた商業空間の整備とともに、雇用の場の創出でもある商業者の共同事業や新規事業分野などへの取り組みを支援していく必要があります。
- 多様な活動団体や事業者などと協働して行う集客企画、空き店舗を活用した起業などを進めていく必要があります。
- 本市の工業は、食料品製造業が主体ですが、事業所数、従業者数ともに大きく減少しています。
- 企業育成や起業・創業の活発化のため、各種制度の活用を促進するとともに、地元企業のPRや異業種交流会の開催など、効果的な支援を検討していく必要があります。
- 中小企業経営者の高齢化が進むなか、後継者不在による廃業が増加傾向にあり、事業承継の公的相談窓口へつなげる取り組みなどを進める必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 国から認定を受けた「創業支援等事業計画」にもとづき、市及び市商工会に相談窓口を設置したほか、商工会が特定創業支援等事業者として実施する「おおあみ創業塾」の開催に補助金を交付した。
- 国が設置する公的相談窓口である千葉県事業承継・引継ぎ支援センターと協力し、事業承継に関する情報発信を行った。
- ふるさと納税を活用し、市内商店の活性化に向けた取り組みを行った。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		
商工業	1.99	43位/46	2.16	33位/46	+0.17

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
創業支援事業を通じた創業者数	3件	5件	
事業承継制度利用件数	0件	2件	

◇ 施策の展開

施策(1) 地域企業の育成

① 経営基盤の強化への支援

- 商工会など関係機関との連携による、国・県などの各種支援制度を活用した企業の経営改善、設備投資、製品開発や技術開発の促進に努めます。

② 新規事業への支援

- 新規創業や新規事業化、新製品・新技術開発、人材育成に関する国・県などの各種支援制度についての積極的な情報提供を図ります。
- 産・学・官連携や企業間相互の情報交換、共同研究、異業種交流などの促進に努めます。
- 地場産物を活用する加工品開発と商品化など、さまざまな地域の活動団体と協働して地域の課題に対応できるよう、商工業者の経営ノウハウを活かした事業推進の支援に努めます。
- 民間企業等との連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスの立ち上げを支援に努めます。

③ 事業継続への支援

- 事業承継制度の利用を推進し、後継者不足からの廃業に歯止めをかけ、事業継続の支援に努めます。

施策(2) 地域商工業の育成

① 商工団体の活動支援

- 商工会など関係機関との連携による経営相談・経営指導の充実、講習会の実施、国・県などの各種支援制度の活用による商業者の経営基盤強化と経営の安定化への支援に努めます。

② 商業街区の環境整備

- コンパクトなまちづくりをめざす市街地整備と連携した中心商業街区の基盤的な環境整備を促進します。
- 沿道商業機能の整備への立地誘導など、新たな商業空間の環境整備を促進します。

③ 商業者の共同事業活動の支援

- 商業者の共同事業活動への主体的な取り組みを支援し、定住環境に不可欠な商業機能の確保に努めます。
- 空き店舗活用と集客を促進する事業に取り組む主体の育成を図るとともに、空き店舗を活用した事業の推進への支援に努めます。
- 情報化社会に対応した販売や環境に配慮した商品開発、高齢化社会に対応したサービスなど消費者の購買利便性の改善や地域課題と連携する事業活動の促進への支援に努めます。
- 「ちば共創都市圏」に立地する企業間のマッチングにより販路拡大や技術交流等を促進し、圏域全体の経済活性化とともに圏域内の企業間のつながりの強化を図ります。

第6節 にぎわいと活力のあるまち【産業・観光の振興】

3. 観光



◇ 現状と課題

- 本市への観光の多くは夏の海水浴やゴルフ場などのスポーツ・レクリエーションが中心となっていますが、近隣自治体と比較すると観光入込客数は少ない状況にあります。
- 新たな観光振興策の取り組みや、地域の資源を活用した体験や学習機能を含めた通年型観光への転換を図り、持続可能な観光の仕組みづくりが必要です。
- 新しい人の流れを生み出すため、特産物や観光スポットなどの観光資源を開発・整備し、本市が持つポテンシャルを高めるとともに、多様化するPR手法を効果的に利用して、魅力を積極的に発信していく必要があります。
- 首都圏に位置し、圏央道大網白里SIC や大網駅など、都心を含む多方面からの交通アクセスが良好であることを活かし、白里海岸の景観や豊かな農業資源、歴史文化資源を活用して、交流人口・関係人口の増加に取り組み、地域活性化に結びつけていく必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 計画的かつ効果的な観光振興施策を展開していくため、令和5年に「大網白里市観光ビジョン」を策定した。
- 大網白里市の市制10周年と千葉県誕生150周年を記念し、花火大会の開催に合わせて白里海岸をライトアップするなど、魅力あるイベントを開催した。
- 観光協会等と連携して白里海岸を会場としたイベントを開催するほか、小中池公園におけるキッチンカー活用の社会実験を行った。
- 夏期以外の魅力を伝えるため、小中池公園の桜、十枝の森の紅葉、元旦祭など四季の魅力を市観光協会のSNSを通してPRした。
- 市のイベントや特産物について、市ホームページやフリーペーパーなど様々な方法を利用したほか、ふるさと納税を活用することで全国へ広くPRした。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)	差異	
観光	2.15	38位/46	2.16	33位/46	+0.01

(資料)市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
観光入込客数	259,000人	350,000人	
市観光協会のホームページアクセス件数	41,226件	45,000件	

◇ 施策の展開

施策(1) 資源・基盤の整備

① 拠点の整備

- 地場産物の販売拠点や地元市民も楽しめる施設を備えた道の駅の整備を検討するとともに、観光案内や情報提供の充実を図ります。
- 土地利用構想図にもとづき、白里地区海岸部一帯においては海浜レクリエーションに資する施設を中心とした土地利用を図ります。
- 小中池公園の環境整備を図るとともに、昭和の森や圏央道大網白里 SIC など周辺環境を活かした観光振興策を推進します。
- 「小中池公園再整備基本計画」にもとづき、小中池公園の魅力向上に努めるとともに、自然環境を活用した特色のある公園整備に努めます。【再掲】
- 白里海岸の海浜動植物の保護に努め、自然環境と共生した海浜レクリエーション機能の充実を図ります。

② 新たな資源の開発と魅力発信の強化

- 地域の農産物を活用した特産物の開発や、農産物のブランド化などを推進し、市の新たな魅力の創出を図ります。
- 地元の自然や歴史文化施設を巡るウォーキングコースなど、自然環境や歴史文化資源を活用した通年観光資源の創出を図ります。
- 本市初のアンテナショップである「マリンの土産店」を起点に市の魅力を積極的に発信し、市のイメージアップを図り、観光客の増加や関係人口の増加を図ります。
- 学生、農業者、商工業者などとの連携により、地域の人材・資源を活用した新たな地域観光コンテンツを創出します。

施策(2) 推進体制の強化

① 観光推進組織の強化

- 観光協会等の関係団体と連携を図り、観光だけでなく市のさまざまな魅力を発信し、観光客の増加、定住人口の増加を推進する体制強化を進めます。

② 情報発信機能の強化

- ホームページや SNS による情報提供の充実を図るとともに、テレビやラジオを利用して、市のさまざまな魅力の発信を図ります。
- 観光協会等の関係団体と連携を図り、市の魅力発信を行うとともに、来訪者に心から喜んでいただけようおもてなしの向上に努めます。
- 県や九十九里地域観光連盟などの広域的な推進組織と連携し、九十九里地域全体での PR 活動や誘客企画を推進し、地域全体の魅力向上に努めます。

第6節 にぎわいと活力のあるまち【産業・観光の振興】

4. 移住・定住



◇ 現状と課題

- 日本の総人口の減少が続くなか、本市の人口も減少に歯止めがかからない状況で、人口推計の結果では今後10年間でさらに1割程度の減少が進むと見込まれています。
- 本市は、出生数を死亡数が上回る自然減による人口減少が拡大しており、転入数と転出数の差である社会増減についても、増加傾向から均衡状態に変化するなど、深刻な状況です。
- 本市では、人口減少や地域経済の縮小などの課題に対処するため、「第3期大網白里市総合戦略」にもとづき、地方創生に関する取り組みを進めています。地方創生の推進にあたっては、地域の実情に即した実効的な施策が必要となります。
- 将来にわたって地域の活力を維持していくため、人口減少に歯止めをかけることが課題となっており、本市では、市内への転入を増やし、定住を促して転出を抑制することによる社会増の実現が必要となっています。
- 地方では、地域と多様に関わる「関係人口」を増やす取り組みが進められており、地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。本市においても、都市住民が地方にも同時に生活拠点を持つ「二地域居住」など、新たなライフスタイルの拡大に対応し、地域外との多様なつながりを生み出す「関係人口」の増加に向けた取り組みが求められます。
- 移住・定住の促進に向けて、シティプロモーションの強化による市のイメージアップとともに、移住希望者に本市の魅力を的確に発信する取り組みが必要です。
- 若い世代の転出を抑制しながら転入を促進するため、若い世代が希望をかなえ、住みたくなるまちづくりが求められます。そのため、雇用の場の創出や、結婚から出産、子育てまで切れ目ない支援の充実が必要となっています。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 結婚を機に大網白里市で生活を始める夫婦を対象に、新生活に必要となる住居費などの一部を補助する「結婚新生活支援事業補助金」を令和4年度から開始した。
- 「大網白里市」移住・定住支援サイトで大網白里市への移住・定住に役立つ各種情報を発信するほか、移住希望者向けのイベントに積極的に参加しPRを行った。
- 都内の学生団体と連携して地域共創プランコンテストを開催し、関係人口の拡大・深化に努めた。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		差異
移住・定住	-	-	2.06	39位/46	-

(資料)市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

※第6次総合計画前期基本計画(令和3~7年度)から新設。

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
人口の転入超過数（社会増）	1人	100人	転入数－転出数 (1月1日～12月31日)
住み続けたいと思う市民の割合	70.7%	上昇	市民アンケートで「住み続けたい」「当分は住み続けたい」を選択した割合

◇ 施策の展開

施策(1) シティプロモーションの強化・充実

① 戰略的・効果的なシティプロモーションの展開

- 定住・関係人口の増加を図るため、本市の知名度を高めるとともに、市内外のターゲットに向けた効果的かつ戦略的な情報発信を推進します。
- さまざまなイベントやマスメディアを通して市の魅力を積極的に発信し、市のイメージアップを図り、観光客の増加や関係人口の増加を図ります。
- 魅力ある返礼品メニューの提供や多様な情報発信により、ふるさと納税制度の活用を推進するとともに、地場産業の活性化を図ります。
- 地域で活動する関係人口との連携を強化し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。

② マスコットキャラクターの活用

- 市のマスコットキャラクター「マリン」の知名度向上に努めるとともに、これを活用したシティプロモーションを推進します。
- 本市初のアンテナショップである「マリンの土産店」を起点に市の魅力を積極的に発信し、市のイメージアップを図り、観光客の増加や関係人口の増加を図ります。【再掲】

施策(2) 移住・定住の促進

① 移住促進に向けた情報発信の充実

- 移住を考える方が興味を持ち、わかりやすい「移住情報サイト」をホームページに掲載するとともに、さまざまなメディアやSNSなどを活用し、広く本市の魅力発信を進めます。

② 移住・定住の促進

- 関係機関と連携し、移住希望者が多く集まる移住セミナーや相談会等に積極的に参加し、市の魅力発信を行い移住者の増加を図ります。
- 若い世代の地方回帰に向けた取り組みについて検討します。
- 若い世代が市内で結婚し、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるなど、人口減少の抑制につなげる取り組みを推進します。
- 本市の良好な子育て環境・通勤環境について情報発信し、子育て世代の家族移住を促進します。
- 本市への移住を促進するため、空き家などの有効活用を検討します。

第6節 にぎわいと活力のあるまち【産業・観光の振興】

5. 企業誘致・就労環境



◇ 現状と課題

- 本市は、住宅街として良好な環境である反面、企業の立地が少ないため、市内での雇用・就労の場に制約が大きく、本市の就業者の約 64%（令和2年国勢調査）が市外へ通勤しています。
- 近隣自治体と比較して法人市民税や法人に係る固定資産税による収入が少なく、少子高齢化や人口減少による収入減少が懸念されます。
- 市外転出者の回帰や市内通学者の定住、地方への移住を希望する人たちの移住を促進し、社会増による人口増加を実現するほか、関係人口を創出・拡大していくためには、働く場の確保が必要です。
- 市の約 90%が市街化調整区域に指定され、土地利用の制約が大きく、立地が進まない状況にあるため、令和5年に「企業等誘致条例」を改正し、立地企業への支援体制の整備を進めています。
- 本市の立地優位性や圏央道大網白里 SIC の効果を活かし、企業誘致可能な土地の整理や市街化調整区域での土地利用の検討などを通じて、企業誘致に取り組んでいく必要があります。
- 企業誘致にあたっては、土地所有者をはじめ、近隣住民や関係団体などの理解と協力を得るため、環境への影響や産業振興、雇用促進の効果などを総合的に勘案しながら進めていく必要があります。
- 雇用・就労環境の向上にあたっては、企業誘致に加えて、地域企業の育成による雇用・就労の場の創出とともに、市民自らの起業を促進するなど、多様な雇用・就労の場づくりをしていくことが必要です。
- 勤労者福祉に関する情報や雇用・就労情報は、県やハローワーク千葉南と連携して提供しています。今後とも、関係機関と連携した情報提供の充実を図るとともに、子育て支援との連携など働きやすい職場環境の改善、技能習得の場の充実などを促進し、雇用・就労の安定と環境の充実を図ることが求められています。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 令和5年に企業等誘致条例を改正し、従来の企業等立地奨励金のほかに雇用促進奨励金を新設することで立地企業への支援体制を強化した。
- 千葉県と連携し、企業立地が可能な市有地や空き公共施設の情報発信を行った。
- 企業立地を促進するため、「大網白里市適地バンク」制度を制定した。
- 市が選定した候補地のサウンディング調査を実施し、企業立地や活用の可能性について調査を行った。
- サポステ・ジョブカフェちば・ジョブサポ等を通じ、千葉県やハローワークと連携し就業支援を行った。
- 近隣市町（東金市、山武市、横芝光町、九十九里町）と共同で「地元企業お仕事フェア」を開催した。
- ハローワーク等から提供される情報を広報や HP により発信した。また、ポスター掲示やリーフレットの配架等を行い周知に努めた。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				差異
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)		
企業誘致	1.79	46位/46	1.66	46位/46	▲0.13
雇用・就労環境	1.88	44位/46	1.83	44位/46	▲0.05

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
企業誘致条例適用による企業等誘致数	0件	2件	目標値は令和8～12年度の合計
国道128号沿道での事業所立地数	0件	15件	目標値は令和8～12年度の合計
法人税均等割納稅義務者数	991人	増加	
広域的な雇用・就労の情報提供	5回	5回	

◇ 施策の展開

施策(1) 企業・事業所の立地促進

① 立地優位性を活かす立地促進

- 圏央道大網白里SICなど、本市が持つ高い交通利便性を活かし、市街化区域をはじめ、市街化調整区域における地区計画の活用による商業業務施設や、国道や県道等の幹線道路沿道における流通業務施設など、企業立地の促進を図ります。
- 地域資源を活用した企業立地の促進に努めます。
- ヨウ素や海産物などの地域資源を活かした地場産業が集積する白里地区臨海部において、さらなる企業立地を推進し、産業拠点の形成を図ります。
- 「企業誘致条例」をはじめとする立地企業への支援、既存企業への支援策の拡充を検討します。
- 企業立地が可能な未利用公有地や空き公共施設の情報を公開し、市内外からの企業立地の促進に努めます。
- 新たな産業の創出をめざし、企業立地の可能性調査を進めます。

② 多様な連携を通じた施設などの立地促進

- 「ちば共創都市圏」をはじめとした、多様な連携による企業立地の促進に努めます。
- 未利用公有地や空き公共施設の活用を図るため、千葉県と連携して情報提供を進めます。
- 未利用地の有効活用を希望する土地所有者と連携し、企業立地を促進します。

施策(2) さまざまな雇用・就労の支援

① 新規創業等の支援

- 農業従事者の高齢化に対応する新規就農の促進を支援するとともに、受け入れ環境の整備について関係団体と連携した推進を図ります。【再掲】
- 新規創業や新規事業化、新製品・新技術開発、人材育成に関する国・県などの各種支援制度についての積極的な情報提供を図ります。【再掲】
- 民間企業等との連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスの立ち上げを支援に努めます。【再掲】

② 勤労者の福利厚生の向上

- 公的融資など支援制度利用への情報提供に努めます。
- 関係団体や商工会との連携による雇用労働条件の向上、働きやすい職場環境づくりの促進を図ります。
- 次世代育成支援対策や男女共同参画に対応した仕事と子育てが両立できる雇用環境改善への働きかけ、子育て支援の職場づくりの促進に努めます。

③ 就労の支援

- ハローワークなど関係機関と連携した広域的な雇用・就労情報の提供を進めるとともに、雇用対策事業などの広報活動に努めます。
- 技能習得講座の開講など、生涯学習において実施することが可能な就業促進への取り組みを推進します。
- 高齢者や女性などの経験・技術を活かせる市内及び近隣市町村での雇用・就業の場の創出に努めます。

後期基本計画

第2章 まちづくり推進編

2026－2030

第1節 地域・市民が主役のまち【協働のまちづくり推進】

第2節 創意と工夫による持続可能な行財政運営の推進【行財政運営】

第1節 地域・市民が主役のまち【協働のまちづくり推進】

《施策体系》

基本 施 策	施 策	個 別 施 策
1. まちづくりの情報共有	(1) 市民相互の交流促進	① 相互理解を深める市民交流
	(2) 広報・広聴の充実	① 広報媒体の充実 ② 広聴活動、情報交流の推進
	(3) 情報提供の支援	① 行政資料の適正な管理 ② 「情報公開」と「個人情報保護」 ③ データ活用の推進
	(1) 地域活動の支援	① コミュニティ組織の育成 ② 活動情報の発信と共有の推進
	(2) 地域施設の有効活用	① 地域施設の自主管理運営の推進
	(3) 地域活動を担う人づくり	① 活動リーダーの育成 ② 地域課題に対応する実践活動の支援
	(1) 市民活動の活性化	① 協働のまちづくりの推進 ② 市民活動団体の育成
	(1) 人権擁護の推進	① 人権尊重への啓発の推進
	(2) 男女共同参画の環境整備	① 男女共同参画意識の啓発 ② 男女が共に活躍できる環境の整備
5. 地域間・国際交流	(1) 地域間交流の推進	① 市外への情報発信の強化 ② 姉妹都市との交流 ③ 市民主導の交流の推進
	(2) 国際交流の推進	① 国際交流活動の支援
	(3) 多文化共生の推進	① 外国人対応の環境整備 ② 国際理解、多文化共生を学ぶ機会の推進

第1節 地域・市民が主役のまち【協働のまちづくり推進】

1. まちづくりの情報共有



◇ 現状と課題

- 市民がまちづくりへの関心を高め、参画しやすい環境づくりを進めていくためには、行政の情報を積極的に提供するとともに、市民の意見をまちづくりに的確に反映していくことが重要です。市民と行政相互が情報と課題を共有していく必要があります。
- 本市では、広報おおあみしらさとや市ホームページ、SNSにより情報を発信しています。今後とも、わかりやすく、迅速性のある広報活動を進めていく必要があります。
- 区・自治会からの要望や市長への手紙での意見・提案募集の実施、市民アンケート調査による意向把握などにより、広聴活動を行うとともに、各種審議会等の活用、パブリックコメントの実施を進めています。今後とも、幅広く意見を把握するとともに、協働のまちづくり推進に効果的な取り組みを進めていく必要があります。
- 「情報公開条例」や「個人情報の保護に関する法律施行条例」にもとづき、情報公開の普及促進に努めています。情報公開についての市民周知、電子媒体での公開拡大を進めるとともに、より適正な運用を図っていく必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 令和5年に市ホームページをバージョンアップし、誰もが見やすく、情報を検索しやすくなるよう、市民の生活において重要性の高いアイコンをトップページに追加した。
- YouTube（平成27年12月）、X（平成30年4月）、LINE（令和3年2月）の活用に加え、新たなSNSとしてInstagramの公式アカウントの運用を令和6年12月から開始し、本市の魅力を市内外へ発信した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)	
まちづくりの情報共有	2.71	4位/46	2.54	9位/46

（資料）市民アンケート調査結果（令和元年度・令和6年度実施分）

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
ホームページへのアクセス件数	284,984 件	300,000 件	トップページの閲覧件数
出前講座の開催回数	26 回	40 回	
まちづくりに対する総合的な満足度	61.3%	上昇	市民アンケートで「大変満足」「やや満足」「普通」と回答した割合
マリンの X (旧ツイッター) フォロワー数	3,946 件	4,500 件	

◇ 施策の展開

施策(1) 市民相互の交流促進

① 相互理解を深める市民交流

- 市民ボランティアと協力し、郷土学習を兼ねた、市の理解・学習を深める機会の拡大を図ります。
- 広報紙などによる、各地区の地域活動や各種団体活動、協働事業に関する活動の紹介など情報提供を推進します。

施策(2) 広報・広聴の充実

① 広報媒体の充実

- 広報紙及びホームページの内容の充実を図り、情報発信力の強化に努めます。
- 即時性のある情報提供を可能にする SNS の活用を進めます。
- 各課のホームページ担当者に対して研修を行い、担当者の意識向上及びホームページ内容の充実を図ります。

② 広聴活動、情報交流の推進

- 市民や区・自治会などからの要望や各種施策への提案に対し、庁内で共有し、サービスの改善を図ります。
- 出前講座、各種講座・教室など、情報や課題が共有できる場づくりに努めます。
- 市民意識調査やパブリックコメントなどさまざまな手法を活用して、施策への市民の意見の反映を図ります。

施策(3) 情報提供の支援

① 行政資料の適正な管理

- 各種行政文書について、文書管理システムの利用などを通じて、行政資料としての適正な管理に努めます。
- まちづくりに関する資料や地域課題解決への支援情報を集積し、市民が利用しやすい「行政情報センター」の充実を図ります。

② 「情報公開」と「個人情報保護」

- 「情報公開」制度の周知と適正な運用を進め、「個人情報」の厳正な管理の徹底を図ります。

③ データ活用の推進

- 官民データ活用推進基本法にもとづき、国のオープンデータ基本指針や市の指針により、オープンデータの推進を図ります。

第1節 地域・市民が主役のまち【協働のまちづくり推進】

2. コミュニティづくり



◇ 現状と課題

- 本市の基礎的な住民自治組織であるコミュニティ活動の単位は、行政区に相応する118の区・自治会（102区、16自治会）であり、行政から地域住民への連絡、市民から行政への要望の取りまとめなどが行われています。市全体で区長会が組織され、6つの地区区長会を通じて事業を展開しています。単位区においては、生活環境の維持や防犯、自主防災、資源ゴミのリサイクル活動などが行われています。
- 中央公民館、白里公民館、中部コミュニティセンターなどが地域のコミュニティの拠点として活用されています。また、地区集会施設がある区（自治会）では、当該施設が交流の場として利活用されています。
- 本市は戸間人口が少なく地域での交流の機会が限られており、少子高齢化や核家族化の進行に加えて価値観の多様化やプライバシー意識の高まりなども影響し、住民同士のコミュニティの希薄化が進みつつあります。一方で、防災や防犯、清掃や見守りなどさまざまなコミュニティ活動の重要性が高まっており、推進主体となる区・自治会への加入率が低下傾向にあることから、加入率向上に向けた啓発が必要となっています。
- 住民自治機能を發揮し、協働のまちづくりを推進していくためには、市民の力がより効果的に發揮される仕組みが重要です。そのため、区・自治会が担う役割の明確化とリーダーの人材育成や活動を支援していく必要があります。
- 核家族化が進み、多世代が交流する機会が減少しており、高齢者と若い世代、地域住民と移住者など、多様な住民同士の交流の場を創出・拡大していくことが重要です。
- コミュニティの再構築を進め、住民同士が関わり合い、助け合える地域づくりを進めることが必要です。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 市民活動中の事故等に備えるため、令和6年度から「大網白里市市民活動災害補償制度」を導入した。
- 各種団体などの活動情報を市民に広く周知し、活動団体相互の交流を促進した。
- コミュニティ助成事業など既存の地域施設整備に関する助成制度の周知を図った。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)	
コミュニティづくり	2.57	11位/46	2.48	14位/46

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
市に「誇りや愛着」を持っている市民の割合	48.6%	上昇	市民アンケートで持っていると回答した割合
地域の活動への参加率	30.0%	上昇	市民アンケートで参加していると回答した割合

◇ 施策の展開

施策(1) 地域活動の支援

① コミュニティ組織の育成

- 地域コミュニティ活動を担う組織づくりを支援します。
- 多世代交流の取り組みを促進し、誰もが居場所と役割のある地域コミュニティづくりに努めます。

② 活動情報の発信と共有の推進

- 各種団体などの活動情報を市民に広く提供し、活動団体相互の交流の場づくりを促進します。
- ボランティア団体などの情報を収集し、情報発信と情報の共有を推進します。

施策(2) 地域施設の有効活用

① 地域施設の自主管理運営の推進

- コミュニティ助成事業などを活用した地域コミュニティ施設の整備を促進するとともに、自主管理運営の充実に努めます。
- 市民による自主的な活動企画と事業運営の強化に努めます。
- コミュニティ活動での地域施設の積極的な活用を促進し、地域活動の場として学校及び公共施設の開放を進めます。

施策(3) 地域活動を担う人づくり

① 活動リーダーの育成

- リーダー人材の育成に向けた研修などの充実を図ります。

② 地域課題に対応する実践活動の支援

- 地域課題に対応し、地域力を向上する住民提案型協働事業の支援を図ります。
- 区・自治会への加入率向上に向け、区・自治会の役割や活動について情報発信を進めます。

第1節 地域・市民が主役のまち【協働のまちづくり推進】

3. 市民参画と協働



◇ 現状と課題

- 少子高齢化による人口減少などにより、自治体職員の減少、家族の扶助機能の低下、地縁組織の衰退、民間事業者の撤退など、市民のくらしを支える機能が低下しているなか、市民ニーズは複雑化・高度化しており、行政だけで取り組むことが困難なさまざまな課題が生じています。
- こうした地域の課題を迅速かつ効果的に解決していくためには、市民、企業、団体など、多様な主体とめざすべき方向性を共有し、連携・協働して取り組むことが必要です。
- 地域の多様な主体がまちづくりに積極的に参加することができるよう、連携・協働を進めるための枠組みづくりや人材の育成が求められています。
- 県や関係団体などと連携・協力しながら、活動団体の育成や住民協働事業の活性化を図っていくことが必要です。
- 人口減少や高齢化に伴う経営資源の制約により、従来の公共サービスを維持することが困難になるおそれがあることから、新しい公共私相互間の連携関係を構築していく必要があります。
- 各分野・団体・世代が市民目線で問題意識をとらえ、お互いの特性を活かしながら、まちづくりの力を引き出していくことが必要です。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 市と協働して住民団体等が自主的・主体的に取り組み、企画・実施する公益性のあるまちづくり事業に対して補助金を交付した。(行政提案型1団体、住民提案型4団体)
- 令和5年にパブリックコメント手続実施要綱を定め、庁内で実施するパブリックコメントの基準等の統一を図り、市民の市政への積極的な参画を促進した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)		今回調査 (令和6年度)	差異
市民参画と協働	2.46	21位/46	2.27	30位/46

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
住民協働事業の提案件数	2件	3件	
市内のボランティア団体数	24団体	30団体	

◇ 施策の展開

施策(1) 市民活動の活性化

① 協働のまちづくりの推進

- 市民の活力をまちづくりに活かすため、市民懇談会の開催や審議会等における公募委員の募集など、行政サービスへの市民参加を高め、住民協働のまちづくりを推進します。
- 市民、企業、コミュニティ組織、NPOなど、地域社会の多様な主体との連携・協働を進め、新たな自治体行政の構築を推進します。
- 協働のまちづくりに対する意識の定着に努めながら、地域の多様な主体と行政の協働体制の構築を図ります。
- 出前講座や住民協働事業の充実を図るとともに、職員研修を通じて、住民協働事業の活性化を図ります。
- 活動団体向けの講座や講演会等を開催し、地域活動に取り組む市民や活動団体の増加を図ります。
- 住民協働事業の活動及びその目的などが広く市民に理解されるよう、必要な情報を提供するとともに、参加へのきっかけづくりを促進します。
- 市民の自発的な検討と申し出に応じて、「(仮称) 地域まちづくり協議会」の構築を促進します。

② 市民活動団体の育成

- 協働の担い手となる市民活動団体などの育成を推進し、活動を支援します。

第1節 地域・市民が主役のまち【協働のまちづくり推進】

4. 人権擁護と男女共同参画



◇ 現状と課題

《人権擁護》

- 人権擁護委員による人権相談所の開設（救済）、人権教室（啓発）や街頭啓発などの支援を行っています。
- 千葉県人権施策基本指針に示された人権施策の方向性にもとづき、県と連携しながら女性、子ども、高齢者及び障がい者などの人権課題を取り組んでいます。
- 千葉県では、令和6年1月に「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が制定され、多様化する人権問題に即した人権に関する知識を習得する必要があります。

《男女共同参画》

- 各種審議会などへの女性委員の登用や妊娠・出産に関する健康支援の充実、DV 対策、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実などに取り組んでいます。
- 地域に根ざした活動を行う千葉県男女共同参画地域推進員とともに、研修会やイベントの企画・運営などを行っています。また、男女共同参画社会への理解促進を図るため、市民への周知・啓発に取り組んでいます。
- 令和6年に実施した「男女協働参画に関する市民意識調査」において男女平等に関する意識について質問したところ、男女の性別分担意識については否定する回答が7割を超え、性別による固定的な役割分担意識が大きく変化している一方で、社会全体における男性優遇意識は前回調査からほぼ変化なく7割を超える結果となっています。
- 旧来の男女の役割分担意識を取り払い、地域・家庭・職場における男女平等意識の浸透、男女共同参画社会の実現に努めていく必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 毎月第3木曜日に人権相談を実施した。また、市内全小学校の1年生及び4年生全員を対象に、人権教室を実施し、いじめ防止や、悩んだ時の相談窓口を広く周知した。
- 市内大型商業施設で人権啓発活動を実施し、人権に関する悩みの相談窓口を広く周知した。
- 第2次大綱白里市男女共同参画計画にもとづき各種事業を実施したほか、第3次計画（令和8～12年度）を策定した。
- 「男女共同参画だより」を発行し、区長回覧等で広く市民に周知するなど、男女共同参画社会の実現に向けた啓発に努めた。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)	差異	
人権擁護と男女共同参画	2.43	23位/46	2.44	19位/46

（資料）市民アンケート調査結果（令和元年度・令和6年度実施分）

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
「大網白里市男女共同参画」の指標の達成状況	65.9%	上昇	
男女の性別役割分担意識に対して反対の割合	67.4%	上昇	男女の性別役割分担意識に対して「そう思わない」と答えた割合

◇ 施策の展開

施策(1) 人権擁護の推進

① 人権尊重への啓発の推進

- 人権擁護委員の活動を支援し、人権相談所の開設、人権教室の開催など、人権課題への対応を進めます。
- 小・中学生を対象とする啓発活動として、人権の花（シャクヤクなど）を育てることを通じ、やさしさと思いやりの心、人権尊重の心の育成に努めます。

施策(2) 男女共同参画の環境整備

① 男女共同参画意識の啓発

- 「男女共同参画計画」にもとづき、男女共同参画社会の形成を推進します。
- 各種講座、講演会の開催などを通じて、男女平等の意識づくりへの学習機会の提供、啓発を推進します。
- 千葉県男女共同参画地域推進員による地域に根ざした広報・啓発活動を促進します。

② 男女が共に活躍できる環境の整備

- 女性の特性や能力を活かすため、各種審議会などへの女性委員の登用の拡大を図ります。
- 男女共同参画に取り組む市民団体やサークル活動などを支援します。

第1節 地域・市民が主役のまち【協働のまちづくり推進】

5. 地域間・国際交流



◇ 現状と課題

《地域間交流》

- 本市では、姉妹町である群馬県中之条町とイベントを通じた相互訪問、産業文化祭やJAを通じた農産物・加工品の相互販売などの交流を行っています。今後は、市民の主体的な交流へと展開していくことが求められます。
- 姉妹町との交流にとどまらず、多様な地域間交流の展開は、本市を訪れる人を増やし、まちづくりを市外から応援してくれる人たちを創りだしていくことにつながります。また、広く市外に情報発信・PRし、市のイメージを高めていくとともに、地場産品の販売拡大や新たな定住を促進することにもつながるものと期待できます。
- 地域活性化に効果的な幅広い交流を進め、交流の成果をまちづくりに活かしていく取り組みが必要になります。

《国際交流》

- 国際化がさまざまな分野で拡大するなかで、国際交流・多文化共生への取り組みが求められています。本市では、国際交流団体の育成に努めていますが、国際交流に関する催しに参加する市民の高齢化等により事業実施が減少傾向にあります。
- 本市に居住する外国人は、900人（令和7年1月）ですが、居住外国人と地域住民との交流機会は少ない状況にあります。
- 国際化の進展に対応して、各種団体と連携した国際交流の場、多文化共生を学ぶ機会づくりを進めるとともに、国際化対応の地域環境の整備も必要になっています。
- 子どもの発達や学びの連続性を保障するために、幼稚園・保育所・小学校・中学校の情報共有や相互理解を促進するなど積極的な連携を図る必要があります。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 姉妹町との交流事業を実施し、情報発信を行った。
- 令和4年に第2次大網白里市多文化推進プランを策定し、大網白里市多文化共生推進協議会を開催した。
- 各種団体と連携して国際交流の場、多文化共生を学ぶ機会づくりを提供した。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)		差異
地域間・国際交流	2.58	8位/46	2.40	21位/46 ▲0.18

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
国際交流に関連する事業数	3事業	4事業	
日本語教室参加者数	175人	200人	

◇ 施策の展開

施策(1) 地域間交流の推進

① 市外への情報発信の強化

- ホームページやSNS等を活用し、市の魅力ある情報発信の強化に努めます。

② 姉妹都市との交流

- 姉妹町中之条町との相互交流を、歴史・文化・観光などさまざまな分野で、民間・市民間の交流を多角的に推進します。

③ 市民主導の交流の推進

- 産業団体などとの連携で、観光イベントや農業体験、田舎暮らし体験募集などの交流企画、地場產品の販売を通じた消費者との交流、まちづくり研修など、市民主導の交流を促進します。

施策(2) 国際交流の推進

① 国際交流活動の支援

- 国際交流関連団体の育成と活動を支援するとともに、青少年国際交流事業を推進し、国際交流を通じた多文化共生や国際平和への市民の理解を促進します。
- 国際交流関連団体等と連携して市内在住外国人との交流事業を推進します。

施策(3) 多文化共生の推進

① 外国人対応の環境整備

- 外国語併記の表示案内や、外国人住民のニーズに沿った「やさしい日本語」表記の生活情報ガイドブック・パンフレットの充実を図ります。
- 外国人向けの日本語教室の実施など、外国人が「住みたい・住み続けたい」と思えるまちづくりに向けて環境整備を進めます。

② 国際理解、多文化共生を学ぶ機会の推進

- 「多文化共生推進プラン」に位置付けている、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」、「多文化共生推進体制の整備」を軸とした施策を推進し、多文化共生社会の実現に努めます。
- 学校教育における英語指導助手（ALT）配置による英会話指導の充実など、国際理解教育の推進を図ります。
- 国際交流関係団体との連携などにより、生涯学習における国際理解を広げるための講座の開設、外国人との交流機会の拡大を進めます。

第2節 創意と工夫による持続可能な行財政運営の推進 【行財政運営】

《施策体系》

基本 施策	施 策	個 別 施 策
1. 行政運営	(1) 組織の改善と職員育成	① 最適な組織・機構の編成 ② 職員の育成 ③ 人事諸制度の推進
	(2) 市民サービスの改善	① 業務の効率化 ② 窓口サービスの充実
	(3) 協働のまちづくり	① 協働によるまちづくりの推進 ② 多様な主体との協働
	(4) 自治体DX	① DXの推進
	(5) 広域連携の推進	① 広域連携事業の推進
2. 財政運営	(1) 財政基盤の強化	① 健全な財政運営 ② 財政状況の分析 ③ 市税等の徴収強化 ④ 自主財源の確保 ⑤ 経常経費の抑制
	(2) 計画的な財政運営	① 財政状況の公表 ② 予算編成手法の改善 ③ 資産マネジメントの強化
	(3) 公営企業の経営改善	① 公営企業の経営改善

第2節 創意と工夫による持続可能な行財政運営の推進【行財政運営】

1. 行政運営



◇ 現状と課題

《行政組織》

- 地方自治体を取り巻く環境が大きく変化するなかで、行政に対するニーズは複雑化・多様化し、行政事務は増大する傾向にあり、より効率的な行政運営を行うための行政組織が求められています。
- 「人材育成基本方針」にもとづき、多様な職員研修に取り組んでいます。行政ニーズへ効果的に対応し、自治体経営を強化するため、人事評価制度の活用と職員の意識改革・資質向上が必要です。

《行政運営》

- 行政に対するニーズが複雑化・多様化するなか、より的確に市民サービスを充実していくためには、業務のさらなる効率化が求められます。
- 行政内部の変革としての「行財政改革」の一層の推進、市民と行政の関係の変革としての「協働」の推進と「住民自治」の充実の仕組みづくりを進め、民間活力を掘り起こし、市民との分担と連携による協働のまちづくりの運営体制に着実に変革していく必要があります。

《自治体 DX》

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル・オンラインの活用が進み、官民の様々な主体により、デジタル技術の活用が多方面で進んでいます。
- デジタル技術は、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める可能性を持っており、地域課題の解決の手段として活用されることが求められています。
- こうした時代の変化に即応しながら、市民生活の利便性と行政サービスの質の向上を図るため、各施策におけるDXを推進していく必要があります。

《広域連携》

- し尿・ごみ処理、常備消防、火葬場などの各種業務を一部事務組合で行っています。現在、本市が加入している一部事務組合は、山武郡市広域行政組合、東金市外三市町清掃組合、千葉県市町村総合事務組合、山武郡市広域水道企業団の4団体、広域連合としては、千葉県後期高齢者医療広域連合の1団体です。
- 周辺地域と連携して施設の共同利用や共通する課題の解消に向けて効率的に取り組む必要があります。また、広域圏の枠を越えた幅広い交流活動を進め、各地の自治体や企業・団体、研究機関・大学などと連携して、地域課題に対応する事業や調査研究を検討していくことも必要です。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果
<ul style="list-style-type: none"> ■令和3年4月に情報政策・業務改革推進班を新設、令和4年2月に大網白里市デジタル・トランスポーメーション推進本部を設置した。 ■令和6年度から証明書コンビニ交付を開始、令和7年度から市手数料などのキャッシュレス決済対応を行った。 ■電子申請や申込予約、アンケートなどのフォームを作成・集計できるシステムを導入し、各事業のオンライン化を進めた。 ■千葉県の主導により九十九里地域連携チームが発足し、圏域を越えた連携や情報共有が可能となった。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位				差異
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)	順位	比較	
行政組織	2.27	34位/46	2.12	35位/46	▲0.15
行政運営	2.55	15位/46	2.36	25位/46	▲0.19
行政情報化	2.36	31位/46	2.11	36位/46	▲0.25
広域連携	2.44	22位/46	2.29	28位/46	▲0.15

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
研修の参加者人数	36人	150人	
班長職以上の女性比率	23.1%	30.0%	市職員
市民の意向が市政に反映されていると感じる市民の割合	18.0%	上昇	市民アンケートで「反映されている」と回答した割合
PPP/PFI事業数	3件	6件	
市行政手続きのオンライン化件数	68件	90件	
DX化による時間の削減効果	214時間	450時間	
ちば共創都市圏、九十九里地域市町村連携チームによる事業数	2件	10件	目標値は令和8~12年度の合計

◇ 施策の展開

施策(1) 組織の改善と職員育成

① 最適な組織・機構の編成

- 新たな行政課題や市民ニーズに対応するため、プロジェクトチームによる横断的な職務遂行や組織体制の見直しにより、市役所の機能強化を図ります。
- 権限移譲などに伴う事務事業の変化や市民のニーズに対応した機能的かつ効率的な組織・機構の編成を進めます。
- 事務の多様化や横断的な施策・事業に対し、効果的に対応するため、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員などの雇用を含めた職員配置の適正化、部署間の横断的な連携と調整機能の強化を進めます。
- 職員の能力開発に効果的・計画的な異動、適材適所の人員配置を図るとともに、専門知識や資格を持った人材を任期付職員として採用するなど、さらなる行政運営の質の向上を図ります。
- 年度途中での採用や、有資格者の市独自の採用などにより、弾力的な人材確保に努めます。

② 職員の育成

- 「人材育成基本方針」にもとづき、自己啓発、自己研さんの支援を充実するとともに、各種研修制度を活用した職員研修を強化し、職員の能力開発を進めます。
- 接遇向上・コンプライアンス・ハラスメント防止の推進に向けた取り組みを組織的に行い、職員の意識向上を図ります。
- 職員の意欲や能力の客観的・継続的な把握と適切な人事評価を行い、職務に反映させる人事評価制度を活用し、より高い能力を持った人材の育成を行うとともに、公務能率の増進を図ります。

③ 人事諸制度の推進

- 「定員適正化計画」にもとづき、計画的な定員管理を図ります。
- 人事院や千葉県人事委員会の勧告などを踏まえ、給与水準の適正化を図ります。
- 職員の健康管理体制の充実を図るとともに、男女共同参画社会とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

施策(2) 市民サービスの改善

① 業務の効率化

- 公正で透明性の高い行政運営を推進するとともに、内部業務の見直しを進め、業務の効率化を図ります。
- 行政評価を実施し、事務事業の向上・改善に取り組みます。
- 業務・システムの標準化やクラウド利用の推進、AI・RPAなどのICTの活用などによって、必要経費の削減や業務の効率化を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を進めます。
- 情報システムのセキュリティ対策を講じるとともに、職員のセキュリティ研修により、個人情報保護や情報流出の防止に努めます。

② 窓口サービスの充実

- ICT を効果的に活用し、市民の利便性や窓口サービスの向上を図ります。
- 来訪者や市民の利便性の向上を図るため、公共施設などへの公衆無線 LAN の整備について検討します。
- 申請・届出手続きの簡素化やサービス利用者の待ち時間の短縮により、窓口サービスの利便性と質の向上を図ります。
- 個人番号制度にもとづく個人番号カードの普及・啓発に努めます。
- 来庁不要な電子申請サービスなど、行政サービスの拡大を検討します。

施策(3) 協働のまちづくり

① 協働によるまちづくりの推進

- 協働のまちづくり意識の定着に努めながら、地域の多様な主体と行政の協働体制の構築を図ります。
【再掲】
- 市民、企業、コミュニティ組織、NPO など、地域社会の多様な主体との連携・協働を進め、新たな自治体行政の構築を推進します。【再掲】
- 出前講座や住民協働事業の充実を図るとともに、職員研修を通じて、住民協働事業の活性化を図ります。【再掲】
- 市民と行政が行政運営に関する課題を共有していくため、情報公開制度や個人情報保護制度の適正な運用、広報・広聴機能の強化による積極的な行政情報の発信を図ります。

② 多様な主体との協働

- 企業と市が有する人的・物的資源を有効に活用し、教育、文化、まちづくり、防災などの地域課題の解決や、市民生活の向上と地域経済の活性化を図ります。
- 民間事業者との連携手法など、より効果的・効率的な管理・活用方法を検討するとともに、指定管理者制度、PFI など民間活力の導入についての継続的な検討を進めます。
- 地域課題に対応する企業や業界団体など民間との交流、相互協力による効果的な連携事業、試験研究機関・大学などと協働した産・学・官の連携事業の推進に努めます。

施策(4) 自治体 DX

① DX の推進

- 国・県と連携しながらデジタル人材の確保・育成を進め、DXの推進体制を整備します。
- 事務事業にデジタル技術を活用し、地域課題の解決に向けた取り組みをより一層進めます。

施策(5) 広域連携の推進

① 広域連携事業の推進

- 一部事務組合が行う共同処理事業について、その結果の検証に努めながら運営の効率化及び負担の軽減を図ります。
- 山武都市広域連携のあり方についての研究・協議を進めるとともに、新たな動向に対応した効果的な広域連携事業の推進や広域圏の共通する課題に対応する連携事業の充実に努めます。
- 共通する地域課題に対応する圏域や県境を越えた自治体などとの調査研究、連携事業の推進に努めます。

第2節 創意と工夫による持続可能な行財政運営の推進【行財政運営】

2. 財政運営



◇ 現状と課題

- 本市は、大網駅周辺を中心とする住宅地開発によりベッドタウンとして発展してきたことなどから、近隣市や類似団体と比較して企業や事業所等の数が少ないため、歳入面においては、法人市民税や固定資産税などの税収が少なく、自主財源が乏しい脆弱な財政基盤であるという特徴があります。
- 物価高騰が続くなか、歳出面においては、扶助費(社会保障関係費)や人件費などの義務的経費が増加しており、令和5年度決算における経常収支比率は99.8%、財政の硬直化が顕著となっています。
- 持続可能な財政運営に向け、市税収納率の向上をはじめ、自主財源の確保を図るとともに、経常経費の抑制や歳入に見合った歳出規模への転換が急務となっています。
- 市税収納率の向上をはじめとした、自主財源の着実かつ安定的な確保を進めるとともに、併せて経常経費の抑制に取り組み、歳入に見合った歳出規模に転換することが急務となっています。
- 財政健全化に向けた取り組みとしては、中長期的な財政収支見通しを踏まえたうえで、より効果的かつ効率的な対策を講じるほか、事務事業評価の活用による費用対効果を重視した事業選択、総合計画の進行管理と連動した予算編成、資産マネジメントなどを推進していく必要があります。
- 病院事業、下水道事業、ガス事業については、公営企業としての経営改善への取り組みや、将来的な経営体制のあり方も検討していく必要があります。
- 厳しい地方財政の状況に加え、少子高齢化や社会情勢の変化などによって市が対応すべき課題が多様化・複雑化するなかでも、総合計画で定める施策を着実に実行し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、「市行政の経営」という観点が重要です。

◇ 前期基本計画での主な取り組みと成果

主な取り組み内容と成果

- 令和2年3月に策定した「財政健全化に向けた緊急的な取組み」にもとづき、歳入・歳出両面にわたる対策に取り組んだ。
- 固定資産税、軽自動車税、市民税、国民健康保険税を対象に、自宅などからインターネットを通じて納税できる地方税共通納税を開始し、納税手段の拡大に取り組んだ。
- ふるさと納税、企業版ふるさと納税を活用し、自主財源の獲得に努めた。
- 病院事業について、持続可能な地域医療提供体制の確保のため、令和5年度に「国保大網病院経営強化プラン」を策定した。
- 令和7年度にガス料金の改定を実施し、ガス料金の適正化を進めた。
- 令和4年4月から下水道使用料を改定し、一般会計からの繰入金抑制を行った。

◇ 満足度の推移

施策分野	満足度と順位			
	前回調査 (令和元年度)	今回調査 (令和6年度)		差異
健全な財政運営	2.23	36位/46	2.10	38位/46 ▲0.13

(資料) 市民アンケート調査結果(令和元年度・令和6年度実施分)

◇ 成果指標と今後の目標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
財政調整基金残高	15.5 億円	標準財政規模の 20%以上	(参考)令和 5 年度 標準財政規模 105.6 億円
経常収支比率	99.8% (令和 5 年度)	95.0%	
健全化判断比率 (4 比率)	実質赤字比率：なし 連結実質赤字比率：なし 実質公債費比率：9.3% 将来負担比率：32.7% (令和 5 年度)	早期健全化基準を 超えない	
市税収納率（現年度分）	98.0%	99.0%	
個人ふるさと納税の寄附額合計	11.8 億円	50 億円	目標値は令和 8～ 12 年度の合計
企業版ふるさと納税の寄附件数	6 件	10 件	目標値は令和 8～9 年度の合計

◇ 施策の展開

施策(1) 財政基盤の強化

① 健全な財政運営

- 後年に多大な財政負担が発生しないよう、中長期的な展望に立った計画的で健全な財政運営を推進するため、歳入の確保と財源の重点的かつ効率的な配分に努めます。
- 効率的な財政運営のため、事務事業の見直し、公営企業会計等の経営健全化と一般会計の繰出金の抑制など、歳出全般にわたって見直しを進めます。
- 「持続可能な財政運営に向けた取組み」に掲げた、歳入・歳出の両面における対策を実施し、財政体质の改善を図ります。
- 民間的経営手法の導入を図るなど、「自治体経営」の観点を重視した財政運営に努めます。

② 財政状況の分析

- 経常収支比率や実質公債費比率等の財政指標を分析し、自主財源の確保、市債発行の抑制による借入残高の縮減、財政調整基金の確保など安定的かつ自立した財政基盤の構築を図るとともに、財政規模に見合った財政運営の推進に努めます。

③ 市税等の徴収強化

- 徴収吏員の育成と組織体制の強化を図り、市税等の収納率の向上を図ります。
- 納付方法の多様化について検討し、納税しやすい環境整備を推進します。

④ 自主財源の確保

- 市税における課税客体の的確な把握と公平・適正な課税を確保します。
- 市有債権の適正な管理と効率的な回収を進めることにより、負担の公平性と自主財源の確保を図ります。
- 受益と負担の公平性の確保を基本にして、受益者負担の原則にもとづき、使用料・手数料全般について見直しを行い、負担の適正化に取り組みます。
- 持続可能な財政基盤を確立するため、都市計画税や法定外目的税などの新たな財源の確保に向け、検討を進めます。
- 未利用公有財産の有効利用や売却、ふるさと納税制度による寄附額の拡大、有料広告の適用拡大など、自主財源の確保を図ります。
- クラウドファンディングによる支援や、企業版ふるさと納税の寄附など、自主財源の確保に向けた取り組みを推進します。
- 企業誘致や雇用の場の創出を促進し、税収の増加を図ります。

⑤ 経常経費の抑制

- 行財政改革による事務事業の見直しや業務の効率化を進めるとともに、再任用制度の活用、職員の適正かつ効果的な配置による時間外手当の縮減など、経費の抑制に努めます。
- 公共工事における一般競争入札の実施や電子入札の恒常的運用による入札事務の効率化、消耗品などの一括発注によるコスト削減など、経費節減へのさまざまな対応を進めます。
- 各種団体に対する補助金の対象経費を精査するとともに、補助金交付基準などにもとづき補助金交付事務の適正化を図ります。
- 随意契約の見直しなどにより公共調達の適正化を進め、調達金額の抑制を図ります。
- 中長期的な観点から、公共施設のあり方を見直し、統廃合を進めるほか、借地の解消などにより、施設管理コストの低減を図ります。

施策(2) 計画的な財政運営

① 財政状況の公表

- 市民にわかりやすい財政情報の公開を進めるとともに、財政運営の透明性を確保する観点から、予算の執行状況や予算編成過程を公表します。

② 予算編成手法の改善

- 財政の健全化に向けて、予算編成にあたっては全事務事業を対象とした一件査定方式による総点検を基本とし、総合計画や行財政改革と連携した予算編成を推進します。
- 重要な政策課題に対する予算の重点化を進めます。

③ 資産マネジメントの強化

- 施設の集約や長寿命化対策を進めるとともに、市有資産の共同利用、未利用市有地の売却や貸付を行うなど、資産マネジメントの強化を進めます。

施策(3) 公営企業の経営改善

① 公営企業の経営改善

- 病院事業について、千葉県の地域医療構想における大網病院の位置付けを踏まえ、「国保大網病院経営強化プラン」にもとづき、計画的な経営改善に努めるとともに将来的な経営体制のあり方を検討します。
- ガス事業について、安定経営のためにガス料金の適正化に努めます。また、ガスの普及促進のための情報提供に努めます。
- 下水道事業について、人口減少に伴う使用料収入の減、施設老朽化に伴う更新需要の拡大など、厳しい経営環境のなか、安定的に事業を継続するために投資・財政計画にもとづき収支改善を図り、経営の健全化に努めます。